

社会保障・福祉政策の動向と対応

～ともに生きる豊かな地域社会の実現をめざして～

政策動向

令和 5 年度 No.6 Ver.1／2024.2.16

目 次

〔項 目〕

1. 財政・税制、経済・成長（社会保障全般含む）	P 1
2. 規制改革	P 5
3. 地方創生・地方分権等	P 7
4. 社会福祉法人等	P 10
5. 高齢者	P 13
6. 障害者	P 27
7. 子ども・家庭福祉	P 32
8. 地域福祉	P 56
9. 人材確保等	P 60
10. 予算	P 68
11. 災害対策	P 73
12. その他	P 75

- ・住宅確保要配慮者に関する居住支援機能等のあり方に関する検討会
- ・持続可能な保護司制度の確立に向けた検討会
- ・統計情報 等

本号は令和 5 年 12 月 7 日～令和 6 年 2 月 16 日頃までの制度動向や会議の開催等について掲載しております。上記期間以前の記事については、政策委員会ホームページよりバックナンバーをご参照ください。

社会福祉法人 全国社会福祉協議会 政策委員会

1. 財政・税制、経済・成長(社会保障全般含む)

<会議>

「全世代型社会保障構築を目指す改革の道筋(改革工程)」～閣議決定(2023.12.22)

- ▶ 令和 5 年 12 月 22 日、政府は、「全世代型社会保障構築を目指す改革の道筋(改革工程)」を閣議決定した。改革工程は、「全世代対応型の持続可能な社会保障制度の構築に向けた報告書」(令和 4 年 12 月 16 日)に示された基本理念や改革の方向性及びその後の状況の変化等を踏まえ、「時間軸」に沿って今後取り組むべき課題をより具体化・深化させたもの。
- ▶ 改革工程では、今後の取組として、「働き方に中立的な社会保障制度等の構築」「医療・介護制度等の改革」「『地域共生社会』の実現」について下記のとおり方向性が示されるとともに、それぞれ「① 来年度(2024 年度)に実施する取組」「②「こども・子育て支援加速化プラン」の実施が完了する 2028 年度までに実施について検討する取組」「③2040 年頃を見据えた、中長期的な課題に対して必要となる取組」が示された。

(主な内容)

1. 働き方に中立的な社会保障制度等の構築

- 国民の価値観やライフスタイルが多様化し、働き方の多様化もますます進んでいる中で、格差の固定化や貧困の防止を図り、社会の分断を防ぐ観点からも、働き方にかかわらずセーフティネットが確保され、誰もが安心して希望どおりに働くことができる社会保障制度等の構築を目指す。
- 同時に、少子化対策の観点からも、子育て・若者世代が将来に展望を持つことができ、生涯未婚率の低下にもつなげられるよう、非正規雇用労働者を取り巻く課題の解決や、希望すれば誰もが主体的に成長分野などの企業へ円滑に移動できるような環境整備を図る。

2. 医療・介護制度等の改革

- 超高齢社会への備えを確かなものとするとともに、人口減少に対応していく観点から、特に、2025 年までに 75 歳以上の後期高齢者の割合が急激に高まることを踏まえ、負担能力に応じて、全ての世代で、増加する医療費・介護費を公平に支え合うことができるよう、引き続き、給付の在り方、給付と負担のバランスを含めた不断の見直しを図る必要がある。
- また、各地域の直面している異なる状況には十分留意しつつも、全ての国民が、それぞれの地域において、質の高い、効率的で効果的な医療・介護サービス等を必要に応じて、一人ひとりのニーズに的確に対応して受けることのできる体制を確保していく観点から、医療の機能分化と介護を含めた連携の更なる推進、医師偏在対策、人材の確保・育成、働き方改革等に力を注ぐとともに、ニーズの変化やデジタル技術の著しい進展に対応したサービス提供体制の改革を進めていく必要がある。
- そのほか、保険者機能を発揮する主体であり、医療提供体制の整備における役割・責務を有する都道府県の役割について強化を図っていく必要がある。また、高齢者の活躍促進に向けた取組や高齢者の健康寿命の延伸等を踏まえた対応も必要である。

3. 働き方に中立的な社会保障制度等の構築

- 人口構造及び世帯構成が変化し、家族のつながりや地縁も希薄化し、移動手段の確保も困難となる中で、今後、更なる増加が見込まれる単身高齢者の生活について、住まいの確保を含め、社会全体でどのようにして支えていくかが大きな課題である。高齢者福祉、障害福祉、児童福祉、生活困窮者支援などの制度・分野の枠や、「支える側」、「支えられる側」という従来の関係を超えて、外国人も含め、人と人、人と社会がつながり、一人ひとりが生きがいや役割を持ち、助け合いながら暮らせる包摂的な社会の実現が必要である。そこで重要なのは、各種サービスの担い手等による連携の下、地域全体で、多様な困りごとを抱える人やその家族を包括的に受け止め、一人ひとりに寄り添い、伴走支援するという視点であるが、この伴走支援は、各種サービスにつなぐという役割のみならず、人と人とのつながりを創出する

こと自体に価値を有するものである。

- 単身高齢者、生活困窮者をはじめとする地域住民が安心して日々の生活を営むことができるよう、入居後の総合的な生活支援も含めて、地域住民の生活を維持するための基盤となる住まいが確保されるための環境整備が必要であることから、住まい政策を社会保障の重要な課題として位置づけ、必要な制度的対応を検討していく。

全世代型社会保障構築を目指す改革の道筋（改革工程）（令和5年12月22日閣議決定）

（全社協作成）

II. 今後の取組

1. 働き方に中立的な社会保障制度等の構築

<来年度（2024年度）に実施する取組>

- ◆「同一労働同一賃金ガイドライン」等の必要な見直しの検討
- ◆「多様な正社員」の拡充に向けた取組
- ◆非正規雇用労働者の待遇改善に係る取組状況に関する企業の取組の促進
- ◆経験者採用（中途採用）に関する企業の取組の促進
- ◆三位一体の労働市場改革の推進
- ◆成長意欲のある中堅・中小企業のグループ化に向けた支援

<2028年までに実施について検討する取組>

- ◆短時間労働者への被用者保険の適用に関する企業規模要件
- ◆常時5人以上を使用する個人事業所の非適用業種の解消
- ◆週所定労働時間20時間未満の労働者、常時5人未満を使用する個人事業所への被用者保険の適用拡大
- ◆フリーランス・ギグワーカーの社会保険の適用の在り方の整理
- ◆年収の壁に対する取組

2. 医療・介護制度等の改革

<来年度（2024年度）に実施する取組>

- ◆前期財政調整における報酬調整（1／3）の導入
- ◆後期高齢者負担率の見直し
- ◆介護保険制度改革（利用者負担（2割負担）の範囲の見直し、第1号保険料負担の在り方の見直し、多床室の室料負担の見直し）
- ◆介護の生産性・質の向上（ロボット・ICT活用、経営の協働化・大規模化の推進、介護施設の人員配置基準の柔軟化等）
- ◆イノベーションの適切な評価などの更なる薬価上の措置を推進するための長期収載品の保険給付の在り方の見直し
- ◆入院時の食費の基準の見直し
- ◆生活保護制度の医療扶助の適正化

<2028年までに実施について検討する取組>

- ◆介護サービスを必要とする利用者の長期入院の是正
- ◆介護の生産性・質の向上（ロボット・ICT活用、協働化・大規模化の推進）
- ◆介護保険制度改革
- ◆サービス付き高齢者向け住宅等における介護サービス提供の適正化
- ◆福祉用具貸与のサービスの向上
- ◆生活保護の医療扶助の適正化等
- ◆障害福祉サービスの地域差の是正

等

3. 「地域共生社会」の実現

<来年度（2024年度）に実施する取組>

- ◆重層的支援体制整備事業の更なる促進
- ◆多様な専門性や背景を持つソーシャルワーカーの確保・活用のための取組
- ◆複数の分野にわたる専門的知識を習得できるような工夫の検討
- ◆社会保障教育の一層の推進
- ◆住まい支援の強化に向けた制度改正

<2028年までに実施について検討する取組>

- ◆孤独・孤立対策の推進
- ◆身寄りのない高齢者への支援
- ◆社会保障教育の一層の推進

全世代型社会保障構築本部

◇第10回(2023.12.22)

- ▶12月22日、全世代型社会保障構築本部（議長：内閣総理大臣）が、こども政策推進会議（第2回）と合同で開催され、「全世代型社会保障構築を目指す改革の道筋（改革工程）」「こども未来戦略」「こども大綱」がとりまとめられた。

- ▶会議の最後に、岸田総理大臣からは下記内容の発言がなされた。

「こども政策推進会議として、我が国初のこども大綱の案を、また、全世代型社会保障構築本部として、こども未来戦略と改革工程を決定した。こども大綱においては、子供・若者の視点に立って、社会が保護すべきところは保護しつつ、子供・若者を権利の主体として、その意見表明と自己決定を年齢や発達段階に応じて尊重し、子供・若者の最善の利益を第一に考えること、また、子育て当事者のニーズに応じて、社会全体で柔軟に支えていくことなど、こども政策を進めていくための基本的方針を示した。これに基づき、具体的な施策を計画的に進めていく必要がある。このためのこどもまんなか実行計画をこども政策推進会議で策定することとし、PDCAの観点も踏まえ、毎年、適切な見直しを行いながら、こども政策を進めていく。

こども未来戦略では、あわせて3.6兆円という規模の加速化プランを示した。加速化プランを支える財源確保に当たっても、徹底した歳出改革等によって確保することを原則とし、実質的な負担が生じないとの考え方を、財源の具体的な内訳や金額とともに示している。歳出改革については、本日決定した改革工程に沿って、全世代型の社会保障制度を構築する観点から、取り組むこととしている。

これは少子化対策の財源確保のためだけではなく、社会保障を持続可能なものとするため、全ての世代が負担能力に応じて、公平に支え合う仕組みを構築するとの考えに基づくものである。」

経済財政諮問会議

◇第1回(2024.1.22)

- ▶ 1月22日に令和6年第1回経済財政諮問会議が開催され、「中長期の経済財政に関する試算」について協議が行われた後、「目指すべき新たなステージに向けた特別セッション(DX推進、新技術の徹底した社会実装、EBPMの徹底)」として櫛田健児氏(カーネギー国際平和財団シニアフェロー)および中室牧子氏(慶応義塾大学教授)からヒアリングを実施した。
- ▶ 「中長期の経済財政に関する試算」については、高い経済成長が実現する「成長実現ケース」と、「ベースラインケース」についての試算結果の報告を行った。「成長実現ケース」においては、賃金上昇率が年率3%、物価上昇率が年率2%程度の高い経済成長が実現することにより、特に10年後の試算の終期には名目GDPが800兆円に至るという姿を示しており、こうしたことに加え歳出効率化努力を継続した場合、2025年度のPB黒字化が視野に入っているといる。経済財政諮問会議では、その実現に向けて、具体的にどのような手段、対策が必要かといったことを今後、議論していきたいとした。

政府与党政策懇談会

(2023.12.22)

- ▶ 12月22日、政府与党政策懇談会が開催され、令和6年度予算について協議が行われた。
(資料、議事録 未公表)

新しい資本主義実現会議 三位一体労働市場改革分科会

◇第6回(2024.2.6)

- ▶ 2月6日、第6回新しい資本主義実現会議 三位一体労働市場改革分科会が開催された。
- ▶ 第6回では、職務給・ジョブ型人事の導入事例について企業ヒアリングが行われ、アフラック生命保険株式会社、オムロン株式会社、中外製薬株式会社よりヒアリングが行われた。

◇第5回(2024.1.15)

- ▶ 1月15日、第5回新しい資本主義実現会議 三位一体労働市場改革分科会が開催された。
- ▶ 第5回では、株式会社資生堂、株式会社日立製作所、三菱UFJ信託銀行株式会社よりヒアリングが行われた。

新しい資本主義実現会議 労務費の適切な転嫁のための関係省庁連絡会議

◇第1回(2024.1.25)

- ▶ 1月25日、第1回新しい資本主義実現会議 労務費の適切な転嫁のための関係省庁連絡会議が開催された。
- ▶ この連絡会議は2023年11月29日に策定された「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」(中小企業・小規模事業者が賃上げの原資を確保できるよう、労務費の転嫁を促進するため方策)の実効性を高めることを目的に、内閣府、公正取引委員会、中小企業庁、警察庁、金融庁、総務省、国税庁、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省をメンバーに開催されるもの。

新しい資本主義実現会議 政労使の意見交換

◇(2024.1.22)

- ▶ 1月22日、新しい資本主義実現会議 政労使の意見交換が開催された。

- ▶ 2023 年 11 月 15 日に開催した政労使の意見交換を受けて、中小企業の労務費の転嫁対策の徹底状況などをフォローアップし、2024 年春季労使交渉の開始に先立って、意見交換を行うことを目的に開催された。
- ▶ 岸田内閣総理大臣からは以下のような発言がなされた。
「第1に、経済界に今年の春季労使交渉について、物価動向を重視し、昨年を上回る水準の賃上げをお願いする。第2に、中小企業・小規模企業における賃上げについては、政府としても賃上げ税制の拡充や、簡単に補助を受けられる省力化投資補助金などの賃上げ促進策を実行に移すとともに、労務費の価格転嫁対策に全力で取り組んでいく。第3に、医療・福祉・障害福祉分野などの公的価格の引上げについては、公的賃上げが確実に現場に行き渡るような仕組みを実行していく。第4に、非ホワイトカラー職の賃金の引上げに関しては、スキルの評価制度を作り、賃金上昇が図られる仕組みを作り上げていく。日本経済が脱デフレのチャンスをつかみ取るため、労使の皆様の協力をお願いします。」

<通知・公表>

「人口ビジョン 2100」(2024.1.9)

- ▶ 民間の経済人や研究者などの有識者らで構成する「人口戦略会議」(三村明夫議長)は 1 月 9 日に、2100 年を視野に入れた長期の人口戦略などを取りまとめた提言書「人口ビジョン 2100-安定的で、成長力のある『8000 万人国家』へ-」を岸田文雄首相に提出した。
- ▶ 提言書では、人口減少と歯止めのかからない少子化の流れに危機感を示すとともに、3つの基本的課題として「国民の意識の共有」「若者、特に女性の最重視」「世代間の継承・連帯と『共同養育社会』づくり」の 3 点を提示。2100 年に 8000 万人で人口が定常化することを目標に、人口減少の流れを変える「定常化戦略(人口減少のスピードを緩和させ、最終的に人口を安定させることを目標とする戦略)」と「強靱化戦略(質的な強靱化を図り、現在より小さい人口規模であっても、多様性に富んだ成長力のある社会を構築する戦略)」の実行による「未来選択社会(未来として選択し得る望ましい社会)」の実現を提案している。
- ▶ 目指すべき社会の将来像である「未来選択社会」の具体的な姿については、「一人ひとりが豊かで、幸福度が最高水準の社会」「個人と社会の選択が両立する社会」「多様なライフスタイルの選択が可能な社会」「世代間の『継承』と『連帯』を基礎とする社会」「国際社会において存在感と魅力のある国際国家」の 5 つを示した。定常化戦略における論点については、「若年世代の『所得向上』『雇用改善』が最重要」「『共働き・共育て』の実現」「多様な『ライフサイクル』が選択できる社会づくり」「若い男女の健康管理を促す『プレコンセプションケア』」「子育て支援の『総合的な制度』の構築と財源確保」「住まい、通勤、教育費など(特に「東京圏」の問題)」の 7 点の重要性を強調。強靱化戦略では、「人への投資の強化」「一人ひとりが活躍する場の拡大」「人口減少地域で医療・介護、交通・物流、エネルギー、教育などのサービスの質的強靱化と持続性向上」「日本での活躍が世界での活躍に直結するような『イノベーション環境』の整備」などを論点として整理している。
- ▶ また、「永住外国人」「定住外国人」の政策についても言及。「人口減少を補充するための『(補充)移民政策』はとるべきではない」とした上で、労働目的を中心とする外国人に対する総合戦略の策定と、その政策を遂行する体制の整備、政策の「司令塔」の設置も求めている。

2. 規制改革

<会 議>

規制改革推進会議

◇第 18 回(2023.12.26)

- ▶ 12 月 26 日、第 18 回規制改革推進会議が開催され、「規制改革推進に関する中間答申」がとりまとめられた。
- ▶ 本中間答申では、「移動難民」の解消に向け、タクシー規制の緩和、地域の非営利主体による自家用有償運送の拡大、ライドシェア事業に関する法律制度の議論などが盛り込まれているとともに、介護分野については「介護 DX の推進と処遇改善」として、ICT 機器等の活用に積極的に取り組む介護付き有料老人ホームの人員配置基準を柔軟化(令和 5 年度措置)としている。

規制改革推進に関する中間答申(概要)

生産年齢人口の大幅減に伴う「移動の足の不足」「医療・介護人材の不足」といった課題を乗り越え、むしろ、変化を力にする社会変革を起動するため、革新的サービスの社会実装を着実に進め、並行して、良質な雇用を拡大。今後、本答申を着実に実行し、継続検討事項は、本答申を足がかりに、検討を加速・深化。

スタートアップなどの革新的サービスの社会実装

交通「移動難民」の解消

- ・タクシー規制の緩和(地理的制限廃止、二種免許取得期間の短期化(5～6年上期措置)等)
- ・白タク仲介を行うアプリ事業者の取締強化 【5年度措置】
※ 取締困難な仲介行為があれば実効的な法制度の在り方を検討
- ・地域での非営利有償運送の円滑化(首長主導の決定(6年6月措置※)、旅館等の車両活用(5年措置)※ 2ヶ月程度を念頭に、年度内に具体的な期間を決定)
- ・タクシー不足地域・時間※にタクシー会社による一般ドライバー・車両活用 【5年度措置】
※ 合理的に予測される場合を含む
- ・タクシー事業者以外の者によるライドシェア事業に関する法律制度の議論 【6年6月措置】

《委員意見》ライドシェア事業者自身による法的責任(法的責任なき仲介の禁止)及びデジタル技術を活用した運転手や車両に対する徹底的な安全管理・犯罪対策を義務付け

物流ドローンの事業化

- ・無人地帯(夜間の低密度地域を含む)での目視外飛行について、立入管理措置なく、道路、鉄道等の上空の横断を新たに可能とする「レベル3.5飛行」導入 【措置済】
- ・飛行計画通報の運用見直し(例:農業散布ドローンに係る通報の包括化)(継続的に措置)、電波周波数帯の拡大(継続的に措置)、総重量25kg以上のドローンの耐久性等の要件明確化(6年度措置)

医療患者本位のオンライン診療や医薬品販売

- ・デイサービスや学校、公民館等でのオンライン受診の円滑化 【年内措置】
- ・精神科等のオンライン診療にかかる診療報酬の見直し 【5年度措置】
- ・スイッチOTC化の加速(複数国でOTC化された成分を原則3年以内にOTC化(スイッチ・ラグの解消)する目標設定、このための審査プロセス等見直し) 【5年度措置】

介護介護DXの推進と処遇改善

- ・ICT機器等の活用等に先進的に取り組む介護付き有料老人ホーム※の人員配置基準を特例的に柔軟化(現行3:1→最大3.3:1、10%緩和) 【5年度措置】
※ 国の実証があれば、所要の検討を行い、結論を得次第、適用対象となる高齢者施設を次期介護報酬改定を待たずに拡大。

教育遠隔教育の活用促進

- ・都道府県の判断で普通免許状以外の教員(臨時免許、特別免許、特別非常勤講師)を児童生徒のいる教室に配置し、遠隔教育(高、中、小)が可能となることを明確化 【5年度着手】
※ 中学校・高校は授業教科以外の担当教員も、高校は非教員も配置可能とする。

生活公金のデジタル納付

- ・地方公共団体や国立大学に支払う公金(保育所利用料、給食費、高校授業料、国立大学入学金や検定料等)のデジタル納付(ネットバンク、クレジットカード等)を可能とする。【国立大学入学金等(5年度着手)、保育所利用料等(制度整備(遅くとも8年9月))以降速やかに措置】

未来を拓く投資の拡大

公証人による定款認証制度の見直し

- ・スタートアップ向け「モデル定款」を導入し、2営業日以内に定款認証を完了する運用を試行開始。面前確認のウェブ利用を原則化 【5年度措置】

海外起業人材の活躍に資する在留資格等の見直し

- ・特区など複数ある外国人起業家向けの在留資格の特例制度を一本化し全国展開。また、在留資格の要件(事業所の確保等)猶予を最長2年間に延長 【6年度措置】

スタートアップ等のための会社法制の見直し

- ・スタートアップ等の人材確保の円滑化のため、従業員等に現物株式を無償発行し、株式報酬として付与できるよう検討開始 【5年度検討開始】

光ファイバー網の整備促進

- ・光ファイバーの整備時に、ワンストップで収容空間(道路、河川等)の位置、使用に係る状況、手続など必要な情報にアクセス可能とし、申請を円滑化。セキュリティにも配慮 【5年度結論】

農業法人の経営基盤強化

- ・農地所有適格法人の議決権要件(農業者のみで過半)を緩和し、農業者及び食品事業者等での過半を可能とする特例措置を導入 【5年度措置】

良質な雇用の実現

「自爆営業」の根絶

- ・労働者の自由な意思に反して自社商品等を購入させる「自爆営業」(※)を抑止するため、「パワハラ防止指針」の改正を検討開始 【6年度検討開始】
※ 保険代理店、農業協同組合、アパレル、コンビニ等の分野で存在との指摘あり。

副業・兼業における割増賃金の支払に係る労働時間の通算管理の検討

- ・割増賃金の支払に係る労働時間の通算管理の在り方について、労働基準法等の関係法令の行政解釈の変更を含め検討 【6年度結論】
※ 同じ業務でも副業・兼業者のみ割増賃金が支払われることについて、その他の労働者にとって不公平感があるため企業が雇用しづらいとの有識者からの指摘が多い。
※ 米国、フランス、ドイツ、イギリスでは割増賃金支払に係る労働時間通算管理は不要。

- (参考) 再生可能エネルギー等に関する規制等の総点検タスクフォースにおける取組
- ・定置用蓄電池の導入を促進するため、技術要件への適合に係る自己認証(社内での試験・確認等)により、諸外国同等の円滑な系統連系を実現 【5年度に結論を得て、速やかに措置】

規制改革推進会議 健康・医療・介護ワーキング・グループ

◇第 6 回(2023.12.25)

- ▶ 12 月 25 日、第 6 回規制改革推進会議健康・医療・介護ワーキング・グループが開催され「プログラム医療機器(SaMD)の開発・市場投入の促進について」について協議が行われた。

◇第 5 回(2023.12.21)

- ▶ 12 月 21 日、第 5 回規制改革推進会議健康・医療・介護ワーキング・グループが開催され、「医薬品の販売制度について(フォローアップ含む)」について協議が行われた。

◇第4回(2023.12.18)

- ▶ 12月18日、第4回規制改革推進会議健康・医療・介護ワーキング・グループが開催され、「オンライン診療の更なる普及・促進に向けた対応」「診療報酬における書面要件の廃止・デジタル化」「規制改革ホットライン処理方針」について協議が行われた。

◇第3回(2023.12.11)

- ▶ 12月11日、第3回規制改革推進会議健康・医療・介護ワーキング・グループが開催された。
- ▶ 今回は、「一般用医薬品(スイッチ OTC)の選択肢拡大」「在宅医療を提供する環境の整備」「報酬制度における常勤・専任要件の見直し等」「特定施設(介護付き有料老人ホーム)等における人員配置基準の特例的な柔軟化」について協議が行われた。
- ▶ 「報酬制度における常勤・専任要件の見直し等」については、厚生労働省が社会保障審議会(介護給付費分科会)における検討状況として、①テレワーク可能な場面の明確化、②通所介護事業所の個別機能訓練加算の人員配置要件の緩和、③見守り機器を活用した場合の夜間の人員配置基準の緩和等について、考え方の整理を報告した。
- ▶ 「特定施設(介護付き有料老人ホーム)等における人員配置基準の特例的な柔軟化」については、令和4年度及び令和5年度の効果測定事業の結果、複数の機器の導入を行うとともに、身体的な介助と間接業務等の業務の明確化や役割分担等を行うことにより、余裕時間を利用者とのコミュニケーションに充てるなどケアの質が確保されること、介護職員の負担軽減が図られたことが確認され、常勤換算で3:1(要支援の場合は10:1)の人員配置基準よりも少ない場合であっても良質な介護サービスを提供できるケース(最大で3.3:1)があることが確認された、としている。

規制改革推進会議 地域産業活性化ワーキング・グループ

◇第6回(2024.1.29)

- ▶ 1月29日、第6回規制改革推進会議地域産業活性化ワーキング・グループが開催され、「中間答申を踏まえた自家用車・一般ドライバーの活用について」協議が行われた。
- ▶ 会議では、京丹後市、福岡市におけるライドシェアの取り組み状況が報告された後、大阪府から万博の開催に向けてライドシェアを導入しないと交通需要に対応できない現状について説明が行われた。

◇第5回(2023.12.15)

- ▶ 12月15日、第5回規制改革推進会議地域産業活性化ワーキング・グループが開催され、「農業法人の経営基盤強化」および「農業用施設の建設に係る規制の見直し」について協議が行われた。

◇第4回(2023.12.12)

- ▶ 12月12日、第5回規制改革推進会議地域産業活性化ワーキング・グループが開催され、「海外におけるライドシェアの利用実態インタビュー」が行われるとともに、「いわゆる白タクについて」「現行道路運送法の運用について」および「中間答申案について」協議が行われた。

3. 地方創生・地方分権等

<会議>

「令和5年の地方からの提案等に関する対応方針」～閣議決定(2023.12.22)

- ▶ 12月22日、「令和5年の地方からの提案等に関する対応方針」が閣議決定された。

令和5年の地方からの提案等に関する対応方針【概要】

基本的考え方等

- ◆ 平成26年から地方分権改革に関する「提案募集方式」を導入
- ◆ 地方分権改革の推進は、地域が自らの発想と創意工夫により課題解決を図るための基盤となるものであり、地方創生における極めて重要なテーマ
- ◆ 法律改正事項については、一括法案等を令和6年通常国会に提出することを基本
- ◆ 計画策定等については、令和5年3月に閣議決定した「ナビゲーション・ガイド」を着実に運用し、効率的・効果的な計画行政を推進

対応状況

- ◆ 令和5年の提案230件のうち、176件(※)について内閣府と関係府省との間で調整
このうち、154件について、令和5年の対応方針として記載
(※)予算編成過程での検討を求めるもの、これまでの提案募集で既に扱われたもの、提案募集の対象外であるもの等を除いた件数
- ◆ 令和4年以前の対応方針で記載された後、令和5年中に措置の内容が具体化されたもの(93件)についても、令和5年の対応方針として記載

主な対応方針

1. 連携・協働(重点募集テーマ)

- ① 里帰り出産における地方公共団体間の情報連携の仕組みの構築
- ② 妊産婦健康診査に係る手続等の見直し及び情報連携の仕組みの構築
- ③ 区域外の医療機関等受診時の地方単独医療費助成制度に関する現物給付を円滑に行うための実施方法の明確化

2. 地域の人材(担い手)確保(重点募集テーマ)

- ④ 幼保連携型認定こども園の保育教諭等の資格の特例等の延長
- ⑤ 国、都道府県又は建築主事を置く市町村の建築物の計画通知に対する審査・検査に係る指定確認検査機関の活用
- ⑥ 地方公務員の休暇制度において、地域社会に貢献する活動に従事することを事由とする特別休暇を各地方自治体の裁量により創設できることの明確化
- ⑦ 管理栄養士国家試験の受験資格の見直し

3. その他

- ⑧ 獣医師法に基づくオンラインによる届出の場合の都道府県経由事務の見直し
- ⑨ 公立学校施設整備費国庫負担事業における国庫債務負担行為の年限の見直し
- ⑩ 宅地建物取引業者の事業者名簿等の閲覧制度に係る対象書類の簡素化
- ⑪ 生産緑地法に基づく買取申出手続と公有地の拡大の推進に関する法律に基づく届出手続により重複している手続の合理化

1

- ▶ 児童扶養手当及び特別児童扶養手当の受給資格確認に係る民生委員の証明事務並びに生活福祉資金貸付制度に係る民生委員の調査事務については、民生委員の事務負担の軽減に資するよう、以下のとおりとするとされた。
 - ・証明事務については、民生委員以外の者による証明等が可能であることを明確化し、地方公共団体に令和5年度中に通知する。
 - ・調査事務については、調査書の添付を求める対象者を限定するなど、運用の見直しを図る方向で検討し、令和5年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
- ▶ 令和5年の地方からの提案では、生活福祉資金貸付事業における民生委員調査書の廃止が提案されたが、今回決定された対応方針では、「調査書の添付を求める対象者を限定するなど、運用の見直しを図る方向で検討し、令和5年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる」とこととされた。
- ▶ 民生委員・児童委員の選任要件の緩和については、「当該市区町村に居住しない者を民生委員・児童委員として選任する上で参考となる地域の実情等を調査した上で、地方公共団体、関係団体等の意見も踏まえて検討し、令和6年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる」とされた。
- ▶ 保育所の居室の床面積に係る基準及び幼保連携型認定こども園の居室の床面積に係る基準を「従う

べき基準」から「標準」とする特例の適用期間については、令和6年度中に政令を改正し、令和 11 年3月 31 日まで延長することとする。また、本特例の適用団体における待機児童の解消に向けた計画の進捗状況を毎年確認し、情報提供や助言などの必要な支援に努めることとされた。

- ▶ 介護保険法関連の「地域包括支援センターの業務負担を軽減する方策」については、令和 6 年 4 月から施行される改正介護保険法における指定介護予防支援事業者の指定対象の拡大が有効に機能するよう、社会保障審議会の意見を聴いた上で検討し、令和 5 年度中に結論を得ることとされた。
- ▶ 「地域包括支援センターにおける保健師、社会福祉士及び主任介護支援専門員の配置について」は、地域の実情に応じ、一定の条件を満たす場合には、柔軟な職員配置を可能とすることについて検討し、令和 6 年度までに結論を得ることとされた。

地方分権改革有識者会議

◇第 57 回(2024.1.24)

- ▶ 1 月 24 日、第 57 回地方分権改革有識者会議・第 161 回提案募集検討専門部会 合同会議が開催され、令和6年の提案募集方式の実施について協議が行われた。
- ▶ 会議では、令和6年の提案募集の方針およびスケジュールが示され、5月10日まで提案を受け付け、6月以降に会議を開催し、提案団体、関係府省等からのヒアリング等を行ったうえで、12 月中旬に対応方針を閣議決定することとしている。
- ▶ 令和 6 年の重点募集テーマは「デジタル化」とされている。

国家戦略特別区域諮問会議

◇第 61 回(2023.12.26)

- ▶ 12 月 26 日、第 61 回国家戦略特別区域諮問会議が、第 18 回規制改革推進会議と合同で開催された。
- ▶ 国家戦略特別区域諮問会議では、①区域計画の認定、②国家戦略特区において取り組む規制改革事項等、③地域・社会課題の解決に向けた今後の特区の取り組み～「デジタル田園健康特区」の取り組みの横展開、④「金融・運用資産特区」について、協議が行われた。
- ▶ 「区域計画の認定」においては、福岡市・北九州市の「創業者の人材確保の支援に係る国家公務員退職手当法の特例」および沖縄県の「外国人乳幼児が多い認可外保育施設における指導監督基準の特例」について提案が行われ、了承された。
- ▶ 「国家戦略特区において取り組む規制・制度改革事項等」では、地域限定保育士の創設や小規模認可保育所における対象年齢の拡大の全国展開を含め、今後取り組む計22項目の規制・制度改革事項を取りまとめた。地域限定保育士の創設および多様な主体による地域限定保育士試験の実施、小規模保育所における対象年齢の拡大(3～5 歳児のみの保育を可能とする特例)の全国展開に関しては、児童福祉法改正案の早期国会提出も記載されている。
- ▶ 地域・社会課題の解決に向けた今後の特区の取り組みについては、少子化・高齢化、人手不足、過疎化など厳しさを増す経済社会環境の中で、地域が抱える課題にどう対応すべきか議論するとともに、6 月までに「地域課題解決連携特区(通称:連携”絆”特区)」としての新たな取り組みの具体的あり方について、国家戦略特別区域諮問会議へ報告するとしている。

第 33 次地方制度調査会

◇第 4 回総会(2023.12.15)

- ▶ 12 月 15 日、第 33 次地方制度調査会第 4 回総会が開催され、「ポストコロナの経済社会に対応す

る地方制度のあり方に関する答申」が原案どおりとりまとめられた。

- ▶ 「ポストコロナの経済社会に対応する地方制度のあり方に関する答申」は 12 月 21 日に岸田内閣総理大臣に答申された。
- ▶ 主な内容としては、新型コロナウイルスや大規模災害の発生等、昨今の社会情勢の変化のなか、国と地方が連携し、総力を挙げて取り組んだものの、国と地方公共団体の間や地方公共団体相互間の役割分担、情報共有・コミュニケーションのあり方などを巡って様々な課題も指摘されたという基本的認識のもと、とくに今後の地方行政のあり方として、①DX の進展を踏まえた対応、②地方公共団体相互間の連携・協力及び公共私との連携の深化、③大規模な災害、感染症のまん延等の国民の安全に重大な影響を及ぼす事態への対応が求められるとしている。
- ▶ 答申の項目は以下のとおり。

第1 基本的な認識

第2 デジタル・トランスフォーメーションの進展を踏まえた対応

1 基本的な考え方

2 DX による地方公共団体の業務改革

- (1) 行政と住民との接点(フロントヤード)のデジタル化
- (2) 内部事務(バックヤード)のデジタル化
- (3) フロントヤード・バックヤードのデジタル化の一体的取組
- (4) デジタル技術を活用した意思形成と住民の参画

3 国・地方におけるデジタル化の共通基盤・共通機能等

4 地方公共団体における情報セキュリティとデジタル人材

- (1) 情報セキュリティの確保
- (2) デジタル人材の確保・育成

第3 地方公共団体相互間の連携・協力及び公共私との連携

1 地方公共団体相互間の連携・協力

- (1) 資源制約等に対応していくための連携・協力の取組の深化
- (2) 公共施設の集約化・共同利用
- (3) 専門人材の確保・育成
- (4) 「地域の未来予測」の作成及び「目指す未来像」の議論

2 公共私との連携

- (1) 地域における共助の仕組みを支える主体間の連携
- (2) 地域コミュニティ活動の持続可能性向上

第4 大規模な災害、感染症のまん延等の国民の安全に重大な影響を及ぼす事態への対応

1 問題の所在

2 情報共有・コミュニケーションの課題と対応

- (1) 現行制度
- (2) 情報共有・コミュニケーションの柔軟化

3 役割分担の課題と対応

- (1) 個別法の規定では想定されていない事態における国の役割
- (2) 規模・能力に応じて市町村が処理する保健所事務等の事務を含めて調整を行う都道府県の役割
- (3) 大都市圏における都道府県の区域を超える調整

4 必要な職員の確保の課題と対応

4. 社会福祉法人等

<会 議>

令和5年度全国厚生労働関係部局長会議

- ▶ 2月2日、厚生労働省は令和5年度全国厚生労働関係部局長会議資料及び説明動画を公開した。
- ▶ 社会・援護局(社会)の資料では、「生活困窮者自立支援制度・生活保護制度の見直しについて」「生活困窮者自立支援制度の推進等について」「生活保護制度等について」「重層的支援体制整備事業の取組状況」等について、令和5年度予算案を中心に説明が行われている。
- ▶ 「生活困窮者自立支援制度・生活保護制度の見直しについて」では、社会保障審議会生活困窮者自立支援及び生活保護部会が令和5年12月にとりまとめた最終報告書の内容を解説し、「次期通常国会に、生活困窮者自立支援制度・生活保護制度の一体的な見直しのための関連法案を提出し、所要の見直しを行う予定」としている。
- ▶ 「生活困窮者自立支援制度の推進等について」では、令和5年度補正予算及び令和6年度当初予算案において、生活困窮者に対する切れ目のない支援を行い、生活困窮者自立支援制度の充実を図るための予算を計上していることを説明し、①住まい支援に関する事業に積極的に取り組んでいただくとともに、住宅部局、居住支援法人等の関係機関との連携体制の強化をお願いすること、②令和6年度当初予算案において自立相談支援事業、就労準備支援事業、家計改善支援事業の補助体系見直しを行うこととしており、引き続き生活困窮者への積極的な支援や支援の質の向上に向けた更なる取組をお願いすること、③令和5年度補正予算の「生活困窮者自立支援の機能強化事業」を活用し、緊急小口資金等の特例貸付の借受人へのフォローアップ支援に向けた自立相談支援機関等に対する支援体制の強化等を図ることを求めている。

<通知・公表>

令和4年社会福祉施設等調査

- ▶ 12月20日、厚生労働省は「令和4年社会福祉施設等調査の概況」を公表した。
- ▶ 施設数は、「保育所等」が30,358施設で前年に比べ363施設、1.2%増加している。また、「有料老人ホーム(サービス付き高齢者向け住宅以外)」は17,327施設で前年に比べ603施設、3.6%増加している。

	令和4年 (2022)	令和3年 (2021)	各年10月1日現在 対前年	
			増減数	増減率(%)
総 数	83 821	82 611	1 210	1.5
保護施設	290	288	2	0.7
老人福祉施設	5 158	5 192	△ 34	△ 0.7
障害者支援施設等	5 498	5 530	△ 32	△ 0.6
身体障害者社会参加支援施設	315	315	0	-
婦人保護施設	47	47	0	-
児童福祉施設等	46 997	46 560	437	0.9
(再掲)保育所等 ¹⁾	30 358	29 995	363	1.2
母子・父子福祉施設	55	57	△ 2	△ 3.5
その他の社会福祉施設等	25 461	24 622	839	3.4
(再掲)有料老人ホーム(サービス付き高齢者向け住宅以外)	17 327	16 724	603	3.6

注：詳細は9ページ 総括表参照

1) 保育所等は、幼保連携型認定こども園、保育所型認定こども園及び保育所である。

- ▶ 定員別では、「保育所等」は2,936,183人、「有料老人ホーム(サービス付き高齢者向け住宅以外)」は666,276人となっており、在所人数別では「保育所等」2,599,190人、「有料老人ホーム(サービス付き高齢者向け住宅以外)」は546,190人となっている。

	定員(人) ¹⁾	在所者数(人) ¹⁾	在所率(%) ²⁾
総 数	4 176 902	3 644 867	88.3
保護施設	19 192	17 966	93.6
老人福祉施設	157 211	140 003	89.3
障害者支援施設等 ³⁾	187 020	149 896	92.2
婦人保護施設	1 205	276	27.2
児童福祉施設等 ⁴⁾	3 145 998	2 790 537	88.9
(再掲)保育所等 ⁵⁾	2 936 183	2 599 190	88.7
有料老人ホーム(サービス付き高齢者向け住宅以外)	666 276	546 190	84.6

▶常勤換算従事者の総数は 1,260,231 人となっている。これを施設の種別、職種別にみると、保育所等の「保育士」は 393,927 人、「保育教諭」は 128,134 人(うち保育士資格保有者は 119,120 人)となっている。また、有料老人ホーム(サービス付き高齢者向け住宅以外)の「介護職員」は 142,180 人、障害者支援施設等の「生活指導・支援員等」は 63,198 人となっている

(単位:人)

令和4年10月1日現在

	総 数	1) 保護施設	1) 老人福祉施設	1) 障害者支援施設等	1) 婦人保護施設	1) 児童福祉施設 (保育所等・地域型保育事業所を除く)	2) 保育所等	2) 地域型保育事業所	母子・父子福祉施設	有料老人ホーム(サービス付き高齢者向け住宅以外)
総 数	1 260 231	6 376	39 000	108 770	383	89 790	724 283	63 006	211	228 413
施設長・園長・管理者	59 860	219	2 368	3 919	29	4 629	29 772	6 435	15	12 474
サービス管理責任者	4 103	---	---	4 103	---	---	---	---	---	---
生活指導・支援員等 ³⁾	92 774	824	4 226	63 198	165	15 777	---	---	---	8 584
職業・作業指導員	3 160	78	52	2 213	15	383	---	---	1	418
セラピスト	7 635	8	131	1 052	8	3 918	---	---	---	2 518
理学療法士	2 795	3	42	550	---	1 111	---	---	---	1 089
作業療法士	1 809	3	28	354	---	937	---	---	---	487
その他の療法士	3 032	3	61	148	8	1 870	---	---	---	942
心理・職能判定員	35	---	---	35	---	---	---	---	---	---
医師・歯科医師	3 091	29	115	315	3	1 364	1 038	167	---	60
保健師・助産師・看護師	53 472	440	2 463	5 599	22	10 799	13 535	766	---	19 850
精神保健福祉士	1 282	102	11	982	1	---	---	---	---	186
保育士	415 655	---	---	---	---	19 718	393 927	1 999	9	---
保育補助者	28 250	---	---	---	---	---	28 150	99	---	---
保育教諭 ⁴⁾	128 134	---	---	---	---	---	128 134	*	---	---
うち保育士資格保有者	119 120	---	---	---	---	---	119 120	*	---	---
保育従事者 ⁵⁾	37 723	---	---	---	---	---	---	37 723	---	---
うち保育士資格保有者	35 318	---	---	---	---	---	---	35 318	---	---
家庭的保育者 ⁵⁾	1 374	---	---	---	---	---	---	1 374	---	---
うち保育士資格保有者	1 034	---	---	---	---	---	---	1 034	---	---
家庭的保育補助者 ⁵⁾	708	---	---	---	---	---	---	708	---	---
居宅訪問型保育者 ⁵⁾	90	---	---	---	---	---	---	90	---	---
うち保育士資格保有者	69	---	---	---	---	---	---	69	---	---
児童生活支援員	639	---	---	---	---	639	---	---	---	---
児童厚生員	11 246	---	---	---	---	11 246	---	---	---	---
母子支援員	671	---	---	---	---	671	---	---	---	---
介護職員	175 692	3 230	18 172	12 107	2	---	---	---	---	142 180
栄養士	37 396	207	2 012	2 430	18	1 576	27 185	2 345	---	1 623
調理員	86 398	531	4 543	4 784	45	3 888	53 563	4 301	---	14 743
事務員	42 594	448	2 717	5 079	42	4 056	18 560	1 172	70	10 449
児童発達支援管理責任者	1 340	---	---	---	---	1 340	---	---	---	---
その他の教諭 ⁶⁾	5 342	---	---	---	---	---	5 342	---	---	---
その他の職員 ⁷⁾	61 569	260	2 190	2 952	36	9 784	25 076	5 828	115	15 328

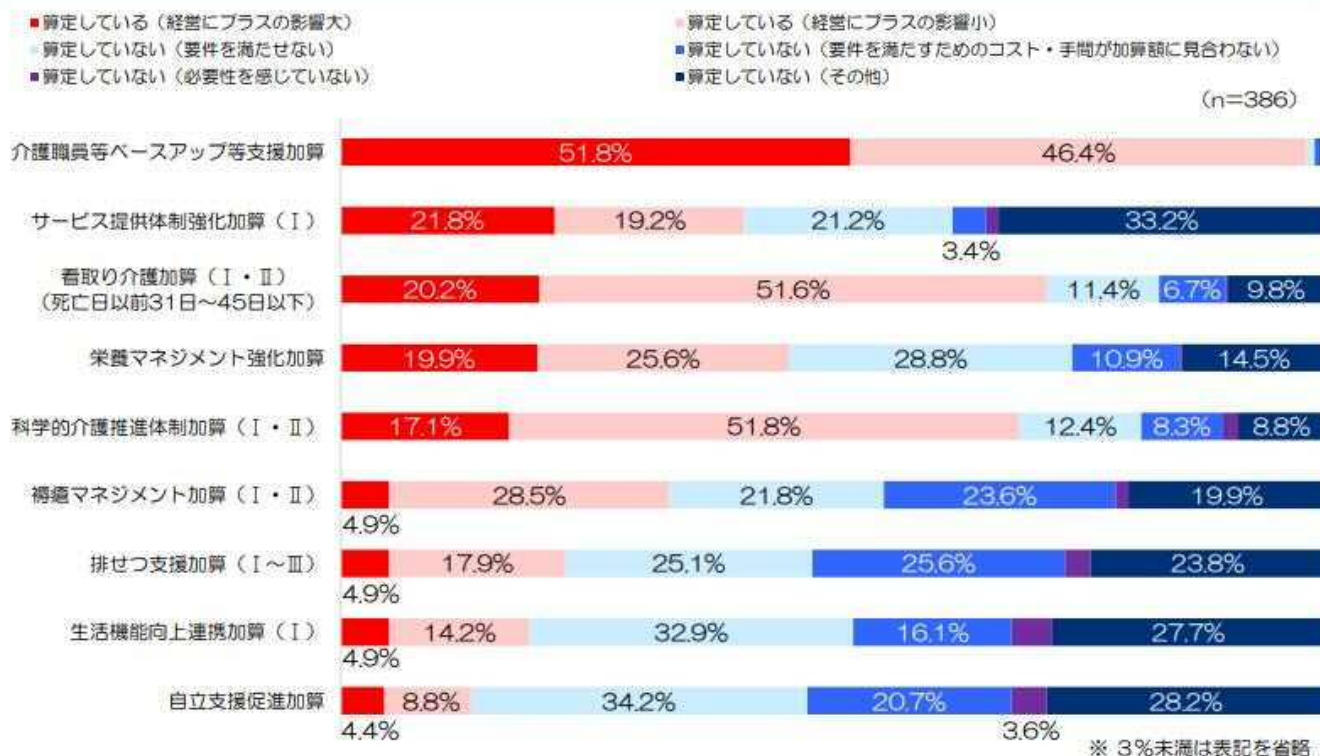
社会福祉法人経営動向調査(2023 年 12 月調査)の概要(2023.12.22)

- ▶ 福祉医療機構は、12 月 22 日に「社会福祉法人経営動向調査(2023 年 12 月調査)の概要」を公表した。
- ▶ この調査は、社会福祉法人と特別養護老人ホームの現場の実感を調査し、運営実態を明らかにするこ

とを目的に四半期ごとに実施されているもの。12月調査では特別養護老人ホームを運営する社会福祉法人530法人を対象とし、386法人から回答を得た。

- ▶ 今回の調査では、2021年度介護報酬改定の影響についても調査をしており、各種加算の算定状況について集計をしている。その結果、介護職員等ベースアップ等支援加算は98.2%と最も多くの施設が算定しており、そのうち約5割の施設が「経営にプラスの影響大」とした一方、自立支援促進加算は13.2%と算定している施設が最も少なく、算定していない理由として「要件を満たせない(34.2%)」が最も多かった、としている。

5. 2021年度介護報酬改定の影響等について



5. 高齢者

<会議>

認知症施策推進本部

◇第1回(2024.1.26)

- ▶ 1月26日、総理大臣官邸において、第1回認知症施策推進本部(本部長:岸田内閣総理大臣)が開催された。
- ▶ 会議では、まず高市大臣から認知症と向き合う「幸齢社会」実現会議のとりまとめについて説明が行われ、とりまとめの内容を認知症施策推進基本計画に十分に反映するようお願いする旨の発言がなされた。

認知症と向き合う「幸齢社会」実現会議のとりまとめの主な内容は、以下のとおり。

- ・ 認知症とともに希望を持って生きるという「新しい認知症観」の理解促進
- ・ 認知症バリアフリーの推進や、家族等が介護をしながら自分の人生を大切にできる環境・支援制度の整備
- ・ 本人、家族等に役立つ研究成果が得られるような国の支援
- ▶ 続いて、武見厚生労働大臣より、認知症施策推進基本計画の策定スケジュールおよび認知症施策推進本部の運営細則案について説明が行われた。
 - 認知症基本法に基づく認知症施策推進基本計画は、第1回の推進本部の開催をキックオフとして、認知症施策推進関係者会議において、2月以降、複数回議論したうえで、第2回推進本部を本年秋頃に開催して内容を固め、最終的には閣議決定する予定。
 - 政府の基本計画の策定後、それを踏まえて都道府県・市町村が認知症施策推進計画を策定する
 - 本推進本部は、
 - ・ 基本計画の案の作成や実施の推進のほか、
 - ・ 基本計画に基づく施策の総合調整・実施状況の評価等を担うこととされており、その際に認知症の方・家族等、保健医療福祉従事者、地方自治体、経済・労働関係団体、研究者等により構成される認知症施策推進関係者会議の意見を聴くこととしている。

認知症施策推進基本計画策定に向けた今後のスケジュール

令和6年1月1日

共生社会の実現を推進するための認知症基本法の施行

令和6年1月26日

第1回認知症施策推進本部

令和6年2月～

認知症施策推進関係者会議

(複数回開催し、関係団体等へのヒアリングを実施の上、基本計画案等について検討。)

令和6年秋頃

第2回認知症施策推進本部

令和6年秋頃

認知症施策推進基本計画の閣議決定

- ▶ 最後に、岸田内閣総理大臣から下記発言があった。
 - 共生社会の実現を推進するための認知症基本法」が1月1日から施行された。これを受け、本日、認知症施策推進本部を立ち上げ、初会合を開催した。
 - 誰もが認知症になり得るなか、認知症の方が尊厳と希望をもって暮らすことができるよう、また認知症の方を含めた国民一人一人がその個性と能力を十分に発揮し、相互に人格と個性を尊重しつつ、支え合いながら共生する活力ある社会が実現できるよう取り組んでいく必要がある。
 - 岸田内閣では、認知症基本法の施行に先立ち、「認知症と向き合う『幸齢社会』実現会議」を立ち上げ、真摯に議論を重ね、昨年末にとりまとめを行ったところである。認知症と共に希望を持って生きるという、新しい認知症観の理解促進の重要性を始め、議論を通じて得られた多くの成果、認知症施策推進基本計画の策定や、独居高齢者を含めた高齢者の生活上の課題への取組にいかしていく必要がある。この推進本部を司令塔に、これから立ち上がる認知症の方御本人・御家族や保健・医療・福祉関係者等で構成される認知症施策推進関係者会議の御意見を十分に踏まえながら、共生社会の実現に向けて、政府一丸となって取組を進めていただきたい。

認知症と向き合う「幸齢社会」実現会議

◇第4回(2023.12.25)

- ▶ 12月25日、第4回認知症と向き合う「幸齢社会」実現会議(議長:岸田内閣総理大臣)が開催され、とりまとめ案を協議の上、取りまとめが行われた。

～意見のとりまとめ(概要)～

認知症と向き合う「幸齢社会」実現会議

はじめに

令和5年12月25日

- ・2023年6月に共生社会の実現を推進するための認知症基本法が成立。基本法の施行に先立ち、認知症の本人・家族、有識者の声に耳を傾け、政策に反映するため本会議を設置。
- ・本会議としては、
 - ①基本法の施行が2024年1月1日とされたことを踏まえ、基本計画について「とりまとめ」を十分踏まえ策定すること
 - ②次期通常国会において、介護離職防止のため育児・介護休業法の改正に取り組むこと
 - ③高齢者の生活上の課題について、ガイドラインの策定、必要な論点整理等を進めること、を求める。

意見のとりまとめ

1. 基本的考え方

- ・認知症の施策や取組を、認知症基本法の理念に基づき立案・実施・評価

2. 普及啓発・本人発信支援

- ・認知症とともに希望を持って生きるという「新しい認知症観」や認知症基本法の理解促進、認知症の本人の姿と声を通じて「新しい認知症観」を伝えていく

3. 地域ぐるみで支え合う体制など

- ・若年性認知症の人等の社会参加や就労の機会の確保
- ・早期かつ継続的に意思決定支援を行える環境整備
- ・本人、家族の声を聴きながら認知症バリアフリーを進め、幅広い業種の企業が経営戦略の一環として取り組む
- ・認知症の本人の意向を十分に尊重した保健医療・福祉サービス等につながる施策や相談体制の整備等

4. 家族等の支援(仕事と介護の両立支援等)

- ・介護をしながら家族等が自分の人生を大切にできる環境・支援制度の整備

5. 研究開発・予防

- ・本人、家族等に役立つ研究成果、国の支援

6. 独居高齢者を含めた高齢者等の生活上の課題関係

- ・独居高齢者等の意思決定支援を補完する仕組み。政府全体で問題への対処、整理

- ▶ 「認知症と向き合う「幸齢社会」実現会議 とりまとめ」の「はじめに」では、とりまとめた意見のもっとも重要なポイントとして、以下が挙げられた。

○認知症になってからも、認知症の本人一人ひとりが幸せを実感しながら暮らせる共生社会を実現するためには、全ての施策や取組を、「本人が基本的人権を享有する個人として、自らの意思によって日常生活及び社会生活を営むことができるようにする」という認知症基本法の基本理念を根幹に据えて、中長期的に立案・実施・評価することが重要。

○様々な施策や取組を散発的に実施するのではなく、基本的考え方の共有を図りつつ、本人を起点に、統合的・創造的・継続的に実施することを求める。

▶ 岸田内閣総理大臣からは、締めくりにあたり以下の発言がなされた。

- 認知症治療の新たな時代を迎える中、早期発見・早期介入の実証プロジェクトの推進、検査・医療提供体制の整備、更なる治療薬の研究開発などの取組が進んでいる。介護離職を防止するための仕事と介護の両立支援制度がより活用されるための関連法案を、来年通常国会に提出するための検討が大詰めを迎えている。
- しかし、制度や施策を充実すること以上に重要なことが、企業、地域社会を含めた意識改革である。認知症と共に希望をもって生きるという新しい認知症観の理解促進を進めることが重要である。若年認知症の方を始め、社会参加や就労機会をできるだけ確保することも重要である。
- いよいよ来年1月から、認知症基本法が施行される。本会議での検討の成果を認知症施策推進基本計画の策定にいかしていかなければならない。同法に基づく推進本部とともに、関係者から構成される会議を早々に立ち上げ、基本計画の策定に取り掛かっていく。
- 認知症バリアフリーの取組を進める観点からの業界・業種ごとの手引きについては、本人・家族の希望を聴きながら、関係府省で連携して対象業種を広げ、幅広く、個別の業種で手引きが作成され、普及するよう、取組を引き続き進めるべく、厚生労働大臣を中心に、関係府省が連携して年度内に工程表を策定してほしい。
- 本会議では、『幸齢社会』実現会議と銘打ち、独居高齢者を含めた高齢者の生活上の課題にも取り組んできた。本会議での御意見を踏まえ、ガイドラインを策定するとともに、官房長官を中心に、必要な論点の整理等を更に進め、骨太の方針にその内容を今後の方針と共に盛り込むこととしてほしい。

社会保障審議会介護保険部会

◇第 111 回(2024.1.17)

- ▶ 1 月 17 日、第 111 回社会保障審議会介護保険部会(部会長:菊池 馨実 早稲田大学理事・法学学術院教授)を持ち回りにて開催した。第 11 回介護保険部会では、「令和6年度 介護納付金の算定について(報告)」「令和4年度『高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律』に基づく対応状況等に関する調査結果(報告)」について報告が行われた。
- ▶ 「令和6年度 介護納付金の算定について(報告)」では、40～64 歳(介護保険第 2 号被保険者)の介護保険料の1人当たりの月額平均(事業主負担分、公費分を含む)が示され、令和 6 年度において 6,276 円(前年度比+60 円)になると推計されている。
- ▶ 6,276 円は過去最高で、制度開始時である平成 12 年度の 2,075 円と比べると、3 倍を超える金額となる。

※令和4年度『高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律』に基づく対応状況等に関する調査結果については、＜通知・公表＞に記載の記事を参照。

◇第 110 回(2023.12.22)

- ▶ 12 月 22 日、第 110 回社会保障審議会介護保険部会」が開催され、「給付と負担(報告)」「介護保険法施行規則の改正等(報告)」「『住宅確保要配慮者に対する居住支援機能のあり方に関する検討

会』中間とりまとめ(案)(報告)」について協議が行われた。

- ▶ 「給付と負担(報告)」では「1号保険料負担の在り方」「一定以上所得の判断基準」について報告が行われた。
- ▶ 「1号保険料負担の在り方」については、第1号保険料に関する見直しの成案標準段階を9段階から13段階へと多段階化し、高所得者の標準乗率の引き上げ・低所得者の標準乗率の引き下げ等を実施し、これにより低所得者の負担軽減に活用されていた公費の一部(国費約191億円、地方約191億円)を、現場の従事者の処遇改善をはじめとする介護に係る社会保障の充実に活用するとされた。
- ▶ 「一定以上所得の判断基準」については、利用者負担が2割となる「一定以上所得」の判断基準の見直しについては、以下の内容につき、引き続き早急に、介護サービスは医療サービスと利用実態が異なること等を考慮しつつ、改めて総合的かつ多角的に検討を行い、第10期介護保険事業計画期間の開始(2027年度～)の前までに、結論を得るとされた。

(1)直近の被保険者の所得等に応じた分布を踏まえ、一定の負担上限額を設けずとも、負担増に対応できると考えられる所得を有する利用者に限って、2割負担の対象とする。

(2)負担増への配慮を行う観点から、当分の間、一定の負担上限額を設けた上で、(1)よりも広い範囲の利用者について、2割負担の対象とする。その上で、介護サービス利用等への影響を分析の上、負担上限額の在り方について、2028年度までに、必要な見直しの検討を行う。

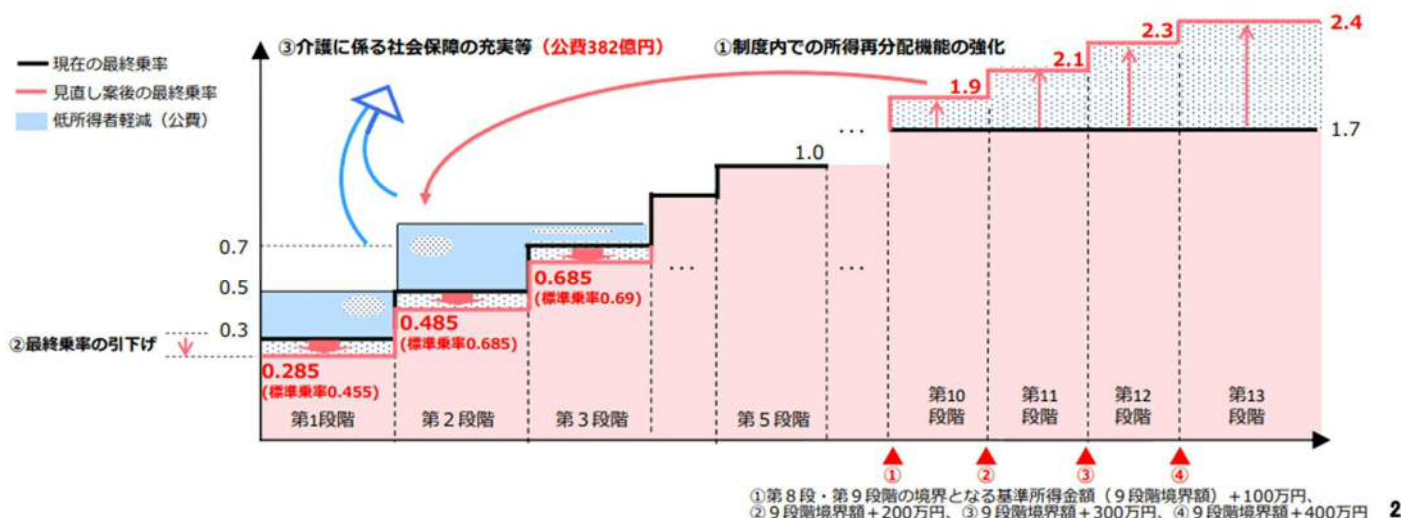
なお検討にあたっては、介護保険における負担への金融資産の保有状況等の反映の在り方や、きめ細かい負担割合の在り方と併せて早急に検討を開始するとされた。

第1号保険料に関する見直しの成案(標準9段階から標準13段階への見直し)

- 介護保険制度の持続可能性を確保する観点から、**今後の介護給付費の増加を見据え、1号被保険者間での所得再分配機能を強化する**(標準段階の多段階化、高所得者の標準乗率の引上げ、低所得者の標準乗率の引下げ等)ことで、**低所得者の保険料上昇の抑制を図る**。
 - ・ 高所得者に係る標準段階の段階数・乗率について、既に9段階を超える多段階の保険料設定を行っている保険者の平均を勘案して設定。
 - ・ 低所得者の最終乗率(低所得者が実際に負担する乗率)について、第7期から第8期にかけての保険料の伸びなどを勘案して設定。
- ※ 介護保険制度においては、調整交付金によって、保険者ごとの所得分布状況に係る調整を行っているところ、この所得調整機能を強化するため、標準9段階を用いている現行の調整方法についても、保険料設定方法の見直しに併せて、標準13段階を用いた調整方法に改める。
- 保険料の多段階化によって制度内での対応が強まることを踏まえ、低所得者の負担軽減に活用されている公費の一部(※)について、現場の従事者の処遇改善をはじめとする介護に係る社会保障の充実に活用する。
 - ※ **公費約382億円(国費約191億円、地方約191億円)**

(参考) 全世代型社会保障構築会議報告書(令和4年12月16日全世代型社会保障構築会議)

「全世代型社会保障」は、年齢に関わりなく、全ての国民が、その能力に応じて負担し、支え合うことによって、(中略)必要な保障がバランスよく提供されることを目指すものである。



- ▶ 「介護保険法施行規則の改正等(報告)」では、「地域包括支援センターにおける柔軟な職員配置」と「(総合事業における)継続利用要介護者の利用可能サービスの弾力化」について、改正案が示された。

○「地域包括支援センターにおける柔軟な職員配置」については、①保健師、②社会福祉士、③主任

介護支援専門員の3職種(①～③に準ずる者を含む)について、複数圏域の高齢者数を合算した上で、地域の実情に応じた配置を可能とする。また、「主任介護支援専門員に準ずる者」については通知を見直し、「地域包括支援センターが育成計画を策定しており、センターに現に従事する主任介護支援専門員の助言のもと将来的に主任介護支援専門員を目指す、従事期間5年以上の介護支援専門員を対象とする。

○「継続利用要介護者の利用可能サービスの弾力化」については、介護給付を受ける前から継続的に総合事業を利用している要介護者(継続利用要介護者)が、利用可能なサービスの範囲を拡大する。これまで、住民主体サービスである訪問型・通所型のサービスBおよび訪問型サービスDに限られていたが、訪問型・通所型サービスA(緩和された基準によるサービス)の利用も可能するとされた。また、継続利用要介護者の選択のもと、継続利用要介護者に対し総合事業を提供する際の基準に、居宅介護支援事業所・地域包括支援センター・地域ケア会議等との密接な連携と緊急時の対応に関する規定を新設するとされた。

- ▶ あわせて、第5回住宅確保要配慮者に対する居住支援機能等のあり方に関する検討会(令和5年12月5日)で示された中間とりまとめ(案)が報告され、協議が行われた。委員からは、住宅確保要配慮者に対する居住支援の手段として、養護老人ホーム、軽費老人ホームなど、福祉施設も検討の対象とすべきという意見が出された。

社会保障審議会介護給付費分科会

◇第239回(2024.1.22)

- ▶ 1月22日、厚生労働省は第239回社会保障審議会介護給付費分科会(分科会長:田辺国昭 国立社会保障・人口問題研究所 所長)を開催した。
- ▶ 今回は、「令和6年度介護報酬改定に向けて(介護報酬改定案)」について、協議が行われ、令和6年度介護報酬改定の主な事項について報告がされた。
- ▶ 介護報酬全体の改定率は+1.59%であり、そのうち0.98%は介護職員の処遇改善に充てることとなっている。今後、パブリックコメントを経て3月に告示する。

令和6年度介護報酬改定の概要

- 人口構造や社会経済状況の変化を踏まえ、「地域包括ケアシステムの深化・推進」「自立支援・重度化防止に向けた対応」「良質な介護サービスの効率的な提供に向けた働きやすい職場づくり」「制度の安定性・持続可能性の確保」を基本的な視点として、介護報酬改定を実施。

1. 地域包括ケアシステムの深化・推進

- 認知症の方や単身高齢者、医療ニーズが高い中重度の高齢者を含め、質の高いケアマネジメントや必要なサービスが切れ目なく提供されるよう、地域の実情に応じた柔軟かつ効率的な取組を推進

- ・ 質の高い公正中立なケアマネジメント
- ・ 地域の実情に応じた柔軟かつ効率的な取組
- ・ 医療と介護の連携の推進
 - 在宅における医療ニーズへの対応強化
 - 在宅における医療・介護の連携強化
 - 高齢者施設等における医療ニーズへの対応強化
 - 高齢者施設等と医療機関の連携強化
- ・ 看取りへの対応強化
- ・ 感染症や災害への対応力向上
- ・ 高齢者虐待防止の推進
- ・ 認知症の対応力向上
- ・ 福祉用具貸与・特定福祉用具販売の見直し

2. 自立支援・重度化防止に向けた対応

- 高齢者の自立支援・重度化防止という制度の趣旨に沿い、多職種連携やデータの活用等を推進

- ・ リハビリテーション・機能訓練、口腔、栄養の一体的取組等
- ・ 自立支援・重度化防止に係る取組の推進
- ・ LIFEを活用した質の高い介護

3. 良質な介護サービスの効率的な提供に向けた働きやすい職場づくり

- 介護人材不足の中で、更なる介護サービスの質の向上を図るため、処遇改善や生産性向上による職場環境の改善に向けた先進的な取組を推進

- ・ 介護職員の処遇改善
- ・ 生産性の向上等を通じた働きやすい職場環境づくり
- ・ 効率的なサービス提供の推進

4. 制度の安定性・持続可能性の確保

- 介護保険制度の安定性・持続可能性を高め、全ての世代にとって安心できる制度を構築

- ・ 評価の適正化・重点化
- ・ 報酬の整理・簡素化

5. その他

- ・ 「書面揭示」規制の見直し
- ・ 通所系サービスにおける送迎に係る取扱いの明確化
- ・ 基準費用額（居住費）の見直し
- ・ 地域区分

▶ 主な内容は以下の通り。（一部抜粋）

● 基本報酬の増減

特養従来型個室、特養ユニット型個室、通所介護、老人保健施設等、多くの事業ではプラス改定となったものの、訪問介護、夜間対応型訪問介護、定期巡回・随時対応型訪問看護、介護予防訪問リハビリテーションの基本報酬は減額となった。

訪問介護 基本報酬

単位数

※以下の単位数はすべて1回あたり

		< 現行 >		< 改定後 >
身体介護	20分未満	167単位		163単位
	20分以上30分未満	250単位		244単位
	30分以上1時間未満	396単位		387単位
	1時間以上1時間30分未満	579単位		567単位
	以降30分を増すごとに算定	84単位		82単位
生活援助	20分以上45分未満	183単位		179単位
	45分以上	225単位		220単位
	身体介護に引き続き生活援助を行った場合	67単位		65単位
通院等乗降介助		99単位		97単位

●看取りへの対応強化

- ・訪問入浴介護における看取り対応体制の評価として新たに見取り連携体制加算が新設され、訪問介護等におけるターミナルケア加算が 2000 単位/死亡月⇒2,500 単位/死亡月に見直しがされた。

●感染症や災害への対応力向上

- ・感染症や災害の発生時に継続的にサービス提供できる体制を構築するために、業務継続計画が未作成の際には基本報酬を施設・居住系サービスは所定単位数の 100 分の 3 に相当する単位数を減算、その他のサービスは 100 分の 1 に相当する単位数を減算するとされた。

●高齢者虐待防止の推進

- ・利用者の人権の擁護、虐待の防止等をより推進する観点から、虐待の発生またはその再発を防止するための措置が講じられていない場合に、所定単位数の 100 分の 1 に相当する単位数を減算するとされた。

●認知症の対応力向上

- ・認知症の行動・心理症状(BPSD)の発現を未然に防ぐため、あるいは出現時に早期に対応するための平時からの取組を推進する観点から、任聴チームケア推進加算が新設された。要件としては認知症介護の指導に係る専門的な研修を修了している者の配置し、複数人の介護職員からなる任聴行動・心理症状に対応するチームを組んでいること等が挙げられた。

●介護職員の処遇改善

- ・介護現場で働く方々にとって、令和6年度に 2.5%、令和7年度に 2.0%のベースアップへと確実につながるよう加算率の引上げを行う。
- ・介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算、介護職員等ベースアップ等支援加算について、現行の各加算・各区分の要件及び加算率を組み合わせた4段階の「介護職員等処遇改善加算」に一本化を行う。

※一本化後の加算については、事業所内での柔軟な職種間配分を認める。また、人材確保に向けてより効果的な要件とする等の観点から、月額賃金の改善に関する要件及び職場環境等要件を見直す。

<現行>

介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	13.7%
介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	10.0%
介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	5.5%
介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)	6.3%
介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)	4.2%
介護職員等ベースアップ等支援加算	2.4%

<改定後>

介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)	24.5%(新設)
介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)	22.4%(新設)
介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)	18.2%(新設)
介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)	14.5%(新設)



※加算率はサービス毎の介護職員の常勤換算職員数に基づき設定しており、上記は訪問介護の例。処遇改善加算を除く加減算後の総報酬単位数に上記の加算率を乗じる。

※上記の訪問介護の場合、現行の3加算の取得状況に基づく加算率と比べて、改定後の加算率は2.1%ポイント引き上げられている。

※なお、経過措置区分として、令和6年度末まで介護職員等処遇改善加算(V)(Ⅰ)～(Ⅳ)を設け、現行の3加算の取得状況に基づく加算率を維持した上で、今般の改定による加算率の引上げを受けることができるようにする。

●生産性の向上等を通じた働きやすい職場環境づくり

- ・現場における課題を抽出及び分析した上で、事業所の状況に応じて、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置を義務付ける。<経過措置3年間>
- ・介護ロボットやICT等の導入後の継続的なテクノロジー活用を支援するために、「生産性向上推進体制加算」が新設された。見守り機器等のテクノロジーを導入していることや介護助手等の活用、業務改善の取り組みによる効果を示すデータの提出などが要件として挙げられている。

◇第 238 回(2024.1.15)

- ▶ 1 月 15 日、厚生労働省は第 238 回社会保障審議会介護給付費分科会を開催した。
- ▶ 今回は、令和6年度介護報酬改定に向けて(運営基準等に関する事項に係る諮問)について、協議が行われ、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の改正の主な内容について報告がされた。内容は以下のとおり。

●訪問系・通所系サービス

(1)訪問・通所リハビリテーション

- ⇒入院中に医療機関が作成したリハビリテーション計画書の入手及び把握の義務化
- ⇒通所リハビリテーション事業所に係るみなし指定

(2)居宅療養管理指導(訪問リハビリテーション)

- ⇒経過措置期間の延長

●短期入所系サービス

(1)短期入所系サービス共通

- ⇒ユニットケアの質の向上のための体制の確保

●多機能系サービス

(1)(看護)小規模多機能型居宅介護

- ⇒管理者の兼務

(2)看護小規模多機能型居宅介護

- ⇒サービス内容の明確化

●福祉用具貸与・特定福祉用具販売

(1)福祉用具貸与・特定福祉用具販売共通

- ⇒選択制の対象福祉用具の提供に係る利用者等への説明及び提案

(2)福祉用具貸与

- ⇒貸与後におけるモニタリングの実施時期の明確化
- ⇒モニタリング結果の記録及び介護支援専門員への報告
- ⇒選択制の対象福祉用具を貸与した後の貸与継続の必要性の検討

(3)特定福祉用具販売

- ⇒選択制の対象福祉用具に係る計画の達成状況の確認
- ⇒選択制の対象福祉用具に係る販売後のメンテナンス

●居宅介護支援・介護予防支援

(1)公正中立性の確保のための取組の見直し

(2)指定居宅サービス事業者等との連携によるモニタリング

(3)ケアマネジャー1人当たりの取扱件数

(4)介護予防支援の円滑な実施

●居住系サービス

(1)特定施設入居者生活介護・地域密着型特定施設入居者生活介護

- ⇒生産性向上に先進的に取り組む特定施設に係る人員配置基準の特例的な柔軟化

(2)特定施設入居者生活介護

- ⇒口腔衛生管理の強化

(3)居住系サービス共通

- ⇒協力医療機関との連携体制の構築
- ⇒新興感染症発生時等の対応を行う医療機関との連携

●施設系サービス

(1)介護老人福祉施設

⇒小規模介護老人福祉施設の配置基準の緩和

(2)介護老人福祉施設及び地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

⇒緊急時等における対応方法の定期的な見直しの義務付け

(3)施設系サービス共通

⇒ユニットケアの質の向上のための体制の確保

⇒協力医療機関との連携体制の構築

⇒新興感染症発生時等の対応を行う医療機関との連携

●短期入所系サービス・多機能系サービス・居住系サービス・施設系サービス共通

(1)介護現場の生産性の向上

●全サービス共通

(1)「書面揭示」規制の見直し

(2)管理者の兼務範囲の明確化

(3)身体的拘束等の適正化の推進

◇第 237 回(2023.12.27)

▶ 12 月 27 日、厚生労働省は第 237 回社会保障審議会介護給付費分科会を開催し、「介護報酬改定率、多床室の室料負担、基準費用額(居住費)(報告)」について協議が行われた。

▶ 「令和6年度の介護報酬改定」については以下の通り。

○改定率 +1.59%

(内訳)

介護職員の処遇改善分 +0.98%(令和6年6月施行)

その他の改定率(※) +0.61%

※賃上げ税制を活用しつつ、介護職員以外の処遇改善を実現できる水準

▶ 改定率の外枠として、処遇改善加算の一本化による賃上げ効果や、光熱水費の基準費用額の増額による介護施設の増収効果として+0.45%相当の改定が見込まれ、合計すると+2.04%相当の改定となる。

▶ 「多床室の室料負担」については、以下のとおり。

(1)室料負担を求める多床室の入所者について

- ・Ⅱ型介護医療院(※1)の多床室の入所者
- ・「その他型」(※2)及び「療養型」(※3)の介護老人保健施設の多床室の入所者
- ・いずれも8㎡/人以上に限る。

※1:Ⅰ型は介護療養型医療施設、Ⅱ型は介護老人保健施設を参考に人員基準等を設定

※2:超強化型、在宅強化型、加算型、基本型のいずれに関する要件も満たさない介護老人保健施設

※3:平成18年7月1日から平成30年3月31日までの間に療養病床等から移行して開設した介護老人保健施設

(2)室料として負担いただく額について

- ・月額8千円相当(ただし、利用者負担第1～3段階の者については、補足給付により利用者負担を増加させない。)

(3)施行時期について

- ・多床室を利用している方等に対して、十分な周知期間を確保する観点から、令和7年8月とする。

※:引き続き、在宅との負担の公平性、各施設の機能や利用実態等を踏まえ、更なる見直しを含め必要な検討を行う。

▶ 「基準費用額(居住費)」については、以下の通り。

(1)基準費用額(居住費)について

- ・ 令和4年の家計調査によれば、高齢者世帯の光熱・水道費は令和元年家計調査に比べると上昇しており、在宅で生活する者との負担の均衡を図る観点や、令和5年度介護経営実態調査の費用の状況等を総合的に勘案し、基準費用額(居住費)を60円／日引き上げる。

(2)利用者負担第1段階の多床室利用者への対応について

- ・ 従来から補足給付の仕組みにおける負担限度額を0円としている利用者負担第1段階(※)の多床室利用者については、利用者負担が増えないようにする。

※:生活保護受給者、世帯全員が市町村民税非課税である老齢福祉年金受給者(預貯金額1,000万円(夫婦の場合2,000万円)以下であるものに限る)

(3)施行時期について

- ・ 令和6年8月とする。

◇第 236 回(2023.12.18)

- ▶ 12月18日、厚生労働省は第236回社会保障審議会介護給付費分科会を開催した。
- ▶ 今回は、前回に引き続き、令和6年度介護報酬改定に向け、「審議報告のとりまとめに向けて」について協議が行われた。

介護予防・日常生活支援総合事業の充実に向けた検討会 中間整理(2023.12.7)

- ▶ 12月7日、厚生労働省は「介護予防・日常生活支援総合事業の充実に向けた検討会 中間整理」を公表した。この中間整理は、「介護予防・日常生活支援総合事業の充実に向けた検討会」で、これまで5回にわたり検討してきた内容を取りまとめたもの。
- ▶ 2025年以降、少子化を背景として生産年齢人口は減少し、医療・介護の専門職の担い手の確保は困難となる一方で、85歳以上人口は2035年頃まで一貫して増加し、介護予防・日常生活支援総合事業や介護サービスによる支援を必要とする高齢者は増加していくという状況認識のもと、市町村が中心となり総合事業で地域の力を組み合わせること、高齢者や多様な主体の参画を通じて地域共生社会の実現・地域の活性化を図ることが重要であり、そのためには地域住民や産業を含めた多様な主体の参入を促進すること、第9期介護保険事業計画期間を通じた工程表を作成し、対策を講じることにより、保険者が集中的に取り組むことのできる環境整備を進めることを検討するべきとしている。
- ▶ 主な内容は以下のとおり

総合事業の充実のための対応の方向性

現状	対応の方向性
■ 総合事業のサービス提供主体は、介護保険サービス事業者が主体 ① 個々の高齢者の経験・価値観・意欲に応じた地域での日常生活と密接に関わるサービスをデザインしにくい ①' <u>要介護や認知症となると、地域とのつながりから離れてしまう</u> ② 事業規模が小さく採算性の観点から、地域の産業や他分野の活動が総合事業のマーケットに入ることが難しい ③ <u>多様な主体によるサービスが地域住民に選ばれない</u> ④ 2025年以降、現役世代は減少し担い手の確保が困難となる一方で、<u>85歳以上高齢者は増加</u>	■ 地域共生社会の実現に向けた基盤として総合事業を地域で活用する視点から多様な主体の参画を促進 ① 高齢者が地域とつながりながら自立した日常生活をおくためのアクセス機会と選択肢の拡大 ①' <u>要介護や認知症となっても総合事業を選択できる枠組みの充実</u> ② 地域の多様な主体が自己の活動の一環として総合事業に取り組みやすくなるための方策の拡充 ③ 高齢者の地域での自立した日常生活の継続の視点に立った介護予防ケアマネジメントの手法の展開 ④ 総合事業と介護サービスとを一連のものとし、地域で必要となる支援を継続的に提供するための体制づくり

高齢者一人一人の
介護予防・社会参加・生活支援

- ・後期高齢者の認定率等
- ・主体的な選択による社会参加
- ・自立した地域生活の継続



総合事業により創出され
る価値の再確認

地域共生社会の実現

- ・高齢者の地域生活の選択肢の拡大
- ・地域の産業の活性化（＝地域づくり）
- ・地域で必要となる支援の提供体制の確保

総合事業の充実のための具体的な方策

1

高齢者が地域とつながりながら自立した日常生活をおくための**アクセス機会と選択肢の拡大**

■ 高齢者が地域で日常生活をおくために選択するという視点に立ったサービスの多様なあり方

- ➔ 現行のガイドラインで例示するサービスAとサービスBは“誰が実施主体か”で分類（交付金との関係あり）
- ➔ 予防給付時代のサービス類型を踏襲、一般介護予防事業や他の施策による活動と類似する活動もある
 - ➔ “サービスのコンセプト”を軸とする分類も検討
 - 例）・高齢者が担い手となって活動（就労的活動含む）できるサービス ・高齢者の生活支援を行うサービス
 - ➔ 訪問と通所、一般介護予防事業、保険外サービスなどを組み合わせたサービス・活動モデルを例示
 - ➔ 高齢者の生活と深く関わる移動・外出支援のための住民活動の普及

■ 継続利用要介護者が利用可能なサービスの拡充（認知症施策や就労促進にも寄与）

- ➔ 要介護や認知症となっても地域とのつながりを持ちながら自立した日常生活をおくことができるよう対象を拡大
 - ➔ 現行の利用対象サービスをサービスAに拡大するとともに、サービスBの補助金ルールを見直し

2

地域の多様な主体が自己の活動の一環として総合事業に取り組みやすくなるための**方策の拡充**

■ 市町村がアレンジできるよう多様なサービスモデルを提示

- ➔ 支援パッケージを活用し、総合事業の基本的な考え方やポイントを提示
- ➔ 新たな地域づくりの戦略を公表し、具体的なイメージを提示
- ➔ ガイドライン等で総合事業の運営・報酬モデルを提示

■ 地域の多様な主体が総合事業に参画しやすくなる枠組みの構築

- ➔ 国や都道府県に生活支援体制整備事業プラットフォームを構築し、民間や産業との接続を促進
- ➔ 生活支援体制整備事業の活性化を図るため、民間や産業と地域住民をつなげる活動を評価
- ➔ 商業施設等も参画しやすくなるための取組み（事業が行われる居室の採光のあり方）を検討

3

高齢者の地域での自立した日常生活の継続の視点に立った**介護予防ケアマネジメントの手法の展開**

■ 高齢者や家族に多様なサービスを選んでもらうための介護予防ケアマネジメント

- ➔ 多様なサービスの利用対象者モデルを提示
- ➔ 多様なサービスを組み合わせて支援するケアプランモデルを提示
- ➔ 高齢者を社会参加につなげた場合や、孤立する高齢者を地域の生活支援につなげた場合の加算の例示（推奨）
- ➔ 地域のリハ職と連携して介護予防ケアマネジメントを行った場合の加算の例示（推奨）
- ➔ 介護予防ケアマネジメントの様式例に従前相当サービスを選択した場合の理由を記載する欄を追加

4

地域で必要となる支援を継続的に提供するための**体制づくり**

■ 総合事業と介護サービスを切れ目なく地域で提供するための計画づくり

- ➔ 評価指標に、専門人材がより専門性を発揮し、必要な支援を提供するための体制を確保する視点を導入

インセンティブ交付金や伴走的支援等を通じて、市町村を支援

<通知・公表>

令和4年介護サービス施設・事業所調査の概況

- ▶ 1月12日、厚生労働省は、「令和4年介護サービス施設・事業所調査の概況」を公表した。
- ▶ 本調査は、全国の介護サービスを提供する施設・事業所数や職員の配置状況、介護サービスの利用状況等を把握し、今後の介護サービス関連施策の基礎資料を得ることを目的として、毎年10月1日現在の状況について実施しているもの。
- ▶ 令和4年調査は、全国の介護保険施設や居宅サービス事業所等のうち、延べ251,500施設・事業所を対象として調査し、活動中の延べ213,632施設・事業所について集計を行った。
- ▶ 調査結果によると、令和4年10月1日の介護保険施設の施設数は、下記のとおり。
 介護老人福祉施設 8,494 施設
 介護老人保健施設 4,273 施設
 介護医療院 730 施設
 介護療養型医療施設 300 施設
- ▶ それぞれの施設の定員、在所者数、利用率は以下のとおり。

表3 介護保険施設の1施設当たり定員、1施設当たり在所（院）者数、利用率（詳細票）

各年10月1日現在

	1施設当たり定員（人） ¹⁾		1施設当たり在所（院）者数（人）（9月末）		利用率（%） ²⁾ （9月末）	
	令和4年 （2022）	令和3年 （2021）	令和4年 （2022）	令和3年 （2021）	令和4年 （2022）	令和3年 （2021）
介護老人福祉施設	69.8	69.6	66.1	66.5	94.7	95.5
介護老人保健施設	87.0	87.0	76.1	76.9	87.5	88.3
介護医療院	60.3	62.5	55.3	58.1	91.8	92.9
介護療養型医療施設 ³⁾	28.4	32.5	22.2	27.0	78.2	83.2

- ▶ 居宅サービス事業所の事業所数は、訪問介護が36,420事業所、訪問看護ステーションが14,829事業所、通所介護が24,569事業所。
- ▶ 地域密着型サービス事業所の事業所数は、地域密着型通所介護が19,394事業所、認知症対応型共同生活介護が14,139事業所となっている。
- ▶ 従事者の状況をみると、介護職員（訪問介護員）の従事者数は、介護老人福祉施設が298,906人、介護老人保健施設が126,256人、訪問介護が509,441人、通所介護が223,462人となっている。

令和4年度高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律に基づく対応状況等に関する調査結果

- ▶ 12月22日、厚生労働省は、「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」に基づく、令和4年度の対応状況等に関する調査結果を公表した。
- ▶ 「養介護施設従事者等による虐待」は、相談・通報件数が2,795件（対前年度比405件増）、虐待判断件数が856件（同比117件増）であり、いずれも過去最多で2年連続増加。
- ▶ 「養護者による虐待」は、相談・通報件数が38,291件（同比1,913件増）、虐待判断件数が16,669件（同比243件増）であり、相談・通報件数は過去最多で10年連続増加、虐待判断件数は横ばい傾向となっている。

▶「養介護施設従事者等による虐待」による主な結果は以下の通りである。

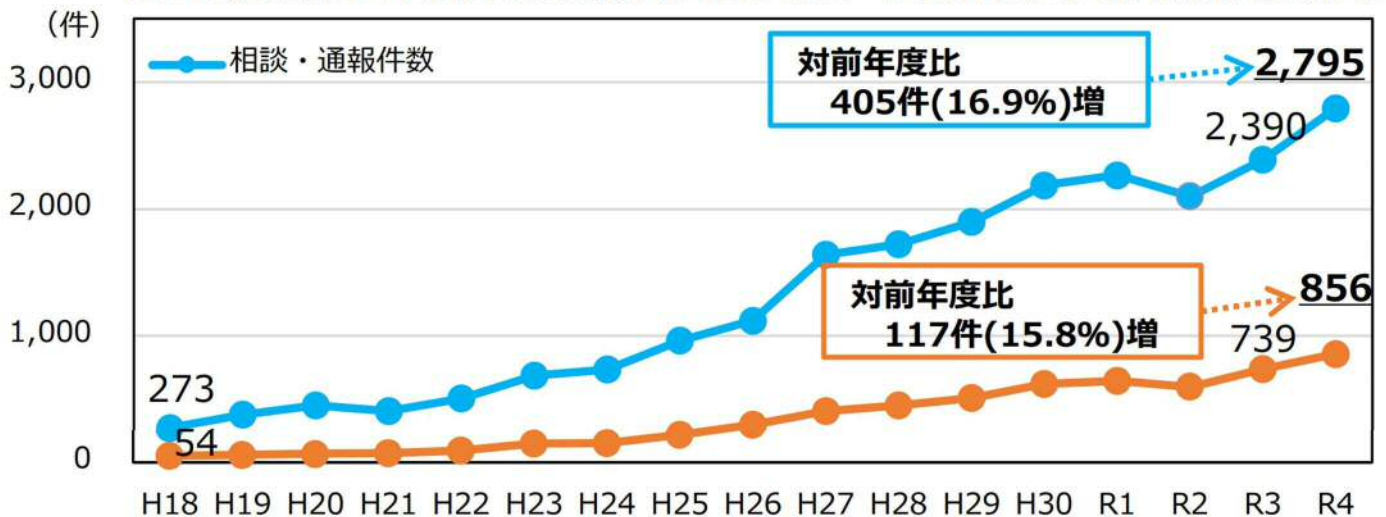
○相談・通報者 3,166 人のうち、「当該施設職員」が 873 人(27.6%)で最も多く、次いで「当該施設管理者等」が 504 人(15.9%)であった。(複数回答)

○「虐待の発生要因」として「教育・知識・介護技術等に関する問題」が 480 件(56.1%)で最も多く、次いで「職員のストレスや感情コントロールの問題」が 197 件(23.0%)、「虐待を助長する組織風土や職員間の関係の悪さ、管理体制等」が 193 件(22.5%)、「倫理観や理念の欠如」が 153 件(17.9%)、「人員不足や人員配置の問題及び関連する多忙さ」が 99 件(11.6%)であった。(複数回答)

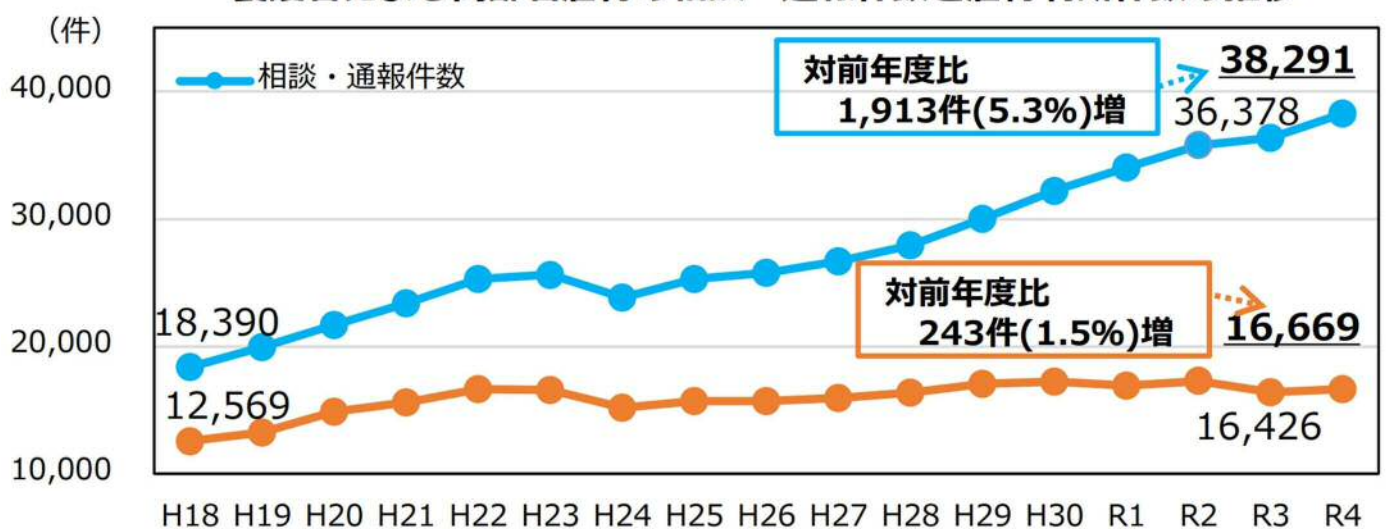
○「虐待の事実が認められた施設・事業所の種別」のうち「特別養護老人ホーム」が 274 件(32.0%)で最も多く、次いで「有料老人ホーム」が 221 件(25.8%)、「認知症対応型共同生活介護(グループホーム)」が 102 件(11.9%)、「介護老人保健施設」が 90 件(10.5%)であった。

○「被虐待高齢者として特定された 1,406 人」のうち、虐待の種別では「身体的虐待」が 810 人(57.6%)で最も多く、次いで「心理的虐待」464 人(33.0%)、「介護等放棄」326 人(23.2%)であった。(複数回答)

養介護施設従事者等による高齢者虐待の相談・通報件数と虐待判断件数の推移



養護者による高齢者虐待の相談・通報件数と虐待判断件数の推移



介護報酬改定について(令和 5 年 12 月 20 日公表)

- ▶ 12 月 20 日、厚生労働省は、令和 6 年度の介護報酬改定について公表した。
- ▶ 予算大臣折衝を踏まえ、令和 6 年度の介護報酬改定は、以下のとおりとなった。
 - 改定率 +1.59%
 - (内訳)
 - 介護職員の処遇改善分 +0.98%(令和 6 年 6 月施行)
 - その他の改定率(※) +0.61%
 - ※賃上げ税制を活用しつつ、介護職員以外の処遇改善を実現できる水準
- ▶ また、改定率の外枠として、処遇改善加算の一本化による賃上げ効果や、光熱水費の基準費用額の増額による介護施設の増収効果として+0.45%相当の改定が見込まれ、合計すると+2.04%相当の改定となる。

6. 障害者

<会 議>

障害福祉サービス等報酬改定検討チーム

◇第 45 回(2024.2.6)

- ▶ 2月6日、厚生労働省は第45回障害福祉サービス等報酬改定検討チームを開催し、令和6年度障害福祉サービス等報酬改定について協議した。検討チームでは、令和6年度障害福祉サービス等報酬改定の内容が承認され、同日中に厚労省ホームページで公開された。
- ▶ 基本的な考え方では、「令和6年度障害福祉サービス等報酬改定の改定率は全体で+1.12%(改定率の外枠で処遇改善加算の一本化の効果等があり、それを合わせれば改定率+1.5%を上回る水準)とし、障害福祉分野の人材確保のため、介護並びの処遇改善を行うとともに、障害者が希望する地域生活の実現に向けて、介護との収支差率の違いも勘案しつつ、新規参加が増加する中でのサービスの質の確保・向上を図る観点から、経営実態を踏まえたサービスの質等に応じたメリハリのある報酬設定を行うこととされた」ことをふまえ、①障害者が希望する地域生活を実現する地域づくり、②社会の変化等に伴う障害児・障害者のニーズへのきめ細かな対応、③持続可能で質の高い障害福祉サービス等の実現のための報酬等の見直し、という視点に立ち、各サービスの報酬・基準についての見直しを行うとした。
- ▶ 施行日は令和6年4月1日(福祉・介護職員の処遇改善分及び処遇改善加算の一本化は令和6年6月1日)。主な改定内容は以下のとおり。

令和6年度障害福祉サービス等報酬改定における主な改定内容

1 障害福祉サービス等における横断的な改定事項

- ・ 現行の処遇改善加算の一本化及び加算率の引き上げ
＜職種間配分ルールの統一、月額賃金改善に関する要件の見直し 等＞
- ・ 地域生活支援拠点等において、情報連携等を担うコーディネーターの配置を評価する加算を創設
＜地域生活支援拠点等機能強化加算【新設】500単位/月＞
- ・ 強度行動障害を有する障害者の受入体制の強化や、「中核的人材」の配置や「集中的支援」について評価(生活介護・施設・グループホーム等)
＜基礎研修受講者を20%以上配置し、区分6かつ行動関連項目10点以上の者に支援を行った場合 360単位/日、集中的支援加算(Ⅰ)【新設】1000単位/月 等＞
- ・ 感染症発生時に備えた医療機関との連携強化(施設等)
＜障害者支援施設等感染対策向上加算(Ⅰ)【新設】10単位/月 等＞
- ・ 障害者虐待防止措置や身体拘束の適正化等、必要な基準を満たしていない場合の減算の導入・見直し(全サービス共通)
＜虐待防止措置未実施減算【新設】所定単位数の1%減算 等＞
- ・ 通所系サービスにおける食事提供加算の見直し
＜栄養面の評価を導入したうえで、経過措置を令和9年3月31日まで延長＞
- ・ 物価高騰を踏まえた施設における補足給付の基準費用額(食費・光熱水費)の見直し
＜基準費用額 54,000円 ⇒ 55,500円＞
- ・ 障害福祉現場の業務効率化(全サービス共通)
＜管理者の兼務範囲の見直し、テレワークの取扱いの明確化、申請書類の標準化 等＞

2 訪問系サービス(居宅介護・重度訪問介護・同行援護・行動援護・重度障害者等包括支援)

- ・ 居宅介護の特定事業所加算に算定にあたり、重度障害児への対応を評価
＜特定事業所加算の算定要件に重症心身障害児及び医療的ケア児への支援を追加＞
- ・ 入院中の重度訪問介護の利用について特別なコミュニケーション支援を必要とする障害支援区分4及び5の利用者も対象に追加
＜入院中の重度訪問介護利用の対象 区分6⇒ 区分4以上＞
- ・ 重度化・高齢化を踏まえた居宅介護・重度訪問介護の国庫負担基準の見直し
＜居宅介護の国庫負担基準に介護保険対象者の区分を追加 等＞

3 日中活動系サービス(生活介護・短期入所)

- ・ 生活介護においてサービス提供時間に応じた評価を導入
＜生活介護の基本報酬の見直し。なお、サービス提供時間については、個別支援計画に定めた個々の支援時間で算定することを基本とするなど一定の配慮を設ける＞
- ・ 医療的ケアが必要な者へ対応の評価(生活介護・施設・短期入所)
＜人員配置体制加算(Ⅰ)利用定員20人以下 321単位/日、喀痰吸引等実施加算【新設】30単位/日 等＞
- ・ 短期入所における緊急時の受け入れを更に評価
＜緊急短期入所受入加算(Ⅰ)180単位 ⇒ 270単位 等＞
- ・ 福祉型短期入所サービスにおける医療的ケア児者の受け入れを促進
＜医療型ケア対応支援加算【新設】120単位/日 等＞

4 施設系・居住支援系サービス(施設入所支援・共同生活援助・自立生活援助)

- ・ 施設のすべての入所者に対して、地域移行の意向を確認。グループホームの見学、地域活動への参加等を評価
＜意向確認に関する指針未作成の場合の減算 5単位/日、地域移行促進加算(Ⅱ)【新設】60単位/日等＞
- ・ 施設における10人規模の利用定員の設定
＜基本報酬で対応。生活介護も同様の対応＞
- ・ 施設から地域へ移行し、入所定員を減らした場合の加算を創設
＜地域移行支援体制加算【新設】＞
- ・ グループホームから希望する一人暮らし等に向けた支援の評価
＜自立生活支援加算(Ⅰ)【新設】1000単位/月 等＞
- ・ 世話人の配置基準に応じた基本報酬区分を改め、サービス提供時間の実態に応じて加算する報酬体系へ見直し
＜グループホームの基本報酬の見直し＞
- ・ グループホーム等において地域連携推進会議を設置し、地域の関係者を含む外部の目を定期的に入れる取組を義務づけ
＜運営基準に規定。ただし、令和6年度は努力義務とし、令和7年度から義務化＞

5 訓練系サービス

(自立訓練(機能訓練)・自立訓練(生活訓練))

- ・社会生活の自立度評価指標(SIM)の活用と報酬上の評価
 <個別計画訓練支援加算(Ⅰ)【新設】47単位/日 等>
- ・ピアサポートの専門性の評価
 <ピアサポート実施加算【新設】100単位/月>

6 就労系サービス

(就労移行支援・就労継続支援A型・就労継続支援B型・就労定着支援・就労選択支援)

- ・就労移行支援事業所を定員10名以上から実施可能となるよう見直し
 <利用定員規模 20人以上⇒ 10人以上>
- ・就労継続支援A型のスコア方式について、生産活動収支や平均労働時間に応じた評価となるよう項目を見直し
 <就労継続支援A型の基本報酬におけるスコア方式を見直し>
- ・就労継続支援B型における平均工賃月額に応じた報酬体系について、よりメリハリをつけた報酬体系に見直し
 <就労継続支援B型の基本報酬の見直し、人員配置「6:1」の報酬体系の創設【新設】、目標工賃達成加算【新設】10単位/日 等>
- ・就労定着支援の基本報酬を就労定着率のみに応じた報酬体系に見直し
 <就労定着支援の基本報酬の見直し>
- ・就労選択支援の円滑な実施のための基本報酬・人員配置基準等の設定
 <就労選択支援サービス費【新設】1210単位/日>

7 相談系サービス(計画相談支援・障害児相談支援)

- ・支援の質の高い相談支援事業所の整備を推進するため、機能強化型の基本報酬を充実
 <計画相談支援の基本報酬の見直し>
- ・地域の中核的な相談支援事業所の主任相談支援専門員を更に評価
 <主任相談支援専門員配置加算 100単位/月
 ⇒ 主任相談支援専門員配置加算(Ⅰ)(Ⅱ) 300単位/月・100単位/月>
- ・相談支援における医療等の多機関連携のための各種加算の拡充
 <医療・保育・教育機関等連携加算 100単位/月 ⇒ 150~300単位/月 等>

8 障害児支援

(児童発達支援・放課後等デイサービス・居宅訪問型児童発達支援・保育所等訪問支援・福祉型障害児入所施設・医療型障害児入所施設)

- ・児童発達支援センター等における中核機能を評価
 <中核機能強化加算【新設】22単位~155単位/日
 中核機能強化事業所加算【新設】75単位~187単位/日>
- ・児童発達支援・放課後等デイサービスにおいて総合的な支援を推進
 <総合的な支援の提供を基本とすることを運営基準に規定 等>
- ・児童発達支援・放課後等デイサービスにおいてサービス提供時間に応じた評価を導入
 <児童・放デイの基本報酬の見直し 等>
- ・支援ニーズの高い児への支援の評価を充実
 <入浴支援加算【新設】55単位/日、視覚・聴覚・言語機能障害児支援加算【新設】100単位、強度行動障害児支援加算 155単位/日 ⇒ 200又は250単位/日 等>
- ・家族支援の評価を充実
 <事業所内相談支援加算 80単位/月1回 ⇒ 家族支援加算 80単位/月4回(ワライ60単位)、延長支援加算の見直し 等>
- ・インクルージョン推進の取組への評価を充実(保育所等訪問支援の充実 等)
 <訪問支援員特別加算 679単位/日 ⇒ 700又は850単位/日>
- ・障害児入所支援における小規模化や地域生活に向けた支援等への評価を充実
 <小規模グループケア加算 240単位/日 ⇒ 186~320単位/日
 ケアタイプ +308単位/日 ⇒ +378単位/日、移行支援計画の作成等を運営基準に規定 等>

福祉・介護職員等処遇改善加算について①

【居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援、療養介護、生活介護、短期入所、施設入所支援、共同生活援助、自立訓練(機能訓練・生活訓練)、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型、就労定着支援、就労選択支援、自立生活援助、児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援、福祉型障害児入所施設、医療型障害児入所施設】

概要

- 障害福祉現場で働く方々にとって、令和6年度に2.5%、令和7年度に2.0%のベースアップへと確実につながるよう加算率の引上げを行う。
- 福祉・介護職員等の確保に向けて、福祉・介護職員の処遇改善のための措置ができるだけ多くの事業所に活用されるよう推進する観点から、福祉・介護職員処遇改善加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算、福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算について、現行の各加算・各区分の要件及び加算率を組み合わせた4段階の「福祉・介護職員等処遇改善加算」に一本化を行う。
- 就労定着支援の就労定着支援員、自立生活援助の地域生活支援員、就労選択支援の就労選択支援員を、処遇改善加算等の対象に加える。

単位数

※ 福祉・介護職員等処遇改善加算を除く加減算後の総報酬単位数に、以下の加算率を乗じる。
 加算率は、サービス毎の介護職員の常勤換算職員数に基づき設定。

サービス区分	福祉・介護職員等処遇改善			
	I	II	III	IV
居宅介護	41.7%	40.2%	34.7%	27.3%
重度訪問介護	34.3%	32.8%	27.3%	21.9%
同行援護	41.7%	40.2%	34.7%	27.3%
行動援護	38.2%	36.7%	31.2%	24.8%
重度障害者等包括支援	22.3%	16.2%	13.8%	11.5%
生活介護	8.1%	8.0%	6.7%	5.5%
施設入所支援	15.9%	13.8%	11.5%	9.6%
短期入所	15.9%	13.8%	11.5%	9.6%
療養介護	13.7%	13.5%	11.6%	9.9%
自立訓練(機能訓練)	13.8%	13.4%	9.8%	8.0%
自立訓練(生活訓練)	13.8%	13.4%	9.8%	8.0%
就労移行支援	10.3%	10.1%	8.6%	6.9%
就労継続支援A型	10.3%	10.1%	8.6%	6.9%
就労継続支援B型	9.3%	9.1%	7.6%	6.2%
就労定着支援	10.3%	10.1%	8.6%	6.9%
自立生活援助	10.3%	10.1%	8.6%	6.9%
共同生活援助(介護サービス包括型)	14.7%	14.4%	12.8%	10.5%
共同生活援助(日中サービス支援型)	14.7%	14.4%	12.8%	10.5%
共同生活援助(外部サービス利用型)	21.1%	20.8%	19.2%	15.2%
児童発達支援	13.1%	12.8%	11.8%	9.6%
医療型児童発達支援	17.6%	17.3%	16.3%	12.9%
放課後等デイサービス	13.4%	13.1%	12.1%	9.8%
居宅訪問型児童発達支援	12.9%	12.8%	11.8%	9.6%
保育所等訪問支援	12.9%	12.8%	11.8%	9.6%
福祉型障害児入所施設	21.1%	20.7%	16.8%	14.1%
医療型障害児入所施設	19.1%	18.7%	14.8%	12.7%

(注) 令和6年度末までの経過措置期間を設け、経過措置期間中は、現行の3加算の取得状況に基づく加算率を維持した上で、今般の改定による加算率の引上げを受けることができる等の激変緩和措置を講じる。

福祉・介護職員等処遇改善加算について②

算定要件等

- 新加算（Ⅰ～Ⅳ）は、加算・賃金改善額の職種間配分ルールを統一。（福祉・介護職員への配分を基本とし、特に経験・技能のある職員に重点的に配分することとするが、事業所内で柔軟な配分を認める。）
- 新加算のいずれの区分を取得している事業所においても、新加算Ⅳの加算額の1/2以上を月額賃金の改善に充てることを要件とする。
※ それまでベースアップ等支援加算を取得していない事業所が、一本化後の新加算を新たに取得する場合には、ベースアップ等支援加算相当分の加算額については、その2/3以上を月額賃金の改善として新たに配分することを求める。

加算率（※）

既存の要件は黒字、新規・修正する要件は赤字

加算率（※）	新加算（Ⅰ～Ⅳ）	新加算の趣旨
【8.1%】	Ⅰ 新加算（Ⅱ）に加え、以下の要件を満たすこと。 ・ 経験技能のある福祉・介護職員を事業所内で一定割合以上配置していること（生活介護の場合、介護福祉士25%以上等）	a. 処遇改善加算（Ⅰ）【4.4%】 b. 特定処遇加算（Ⅰ）【1.4%】 c. ベースアップ等支援加算【1.1%】 事業所内の経験・技能のある職員を充実
【8.0%】	Ⅱ 新加算（Ⅲ）に加え、以下の要件を満たすこと。 ・ 改善後の賃金年額440万円以上が1人以上 ・ 職場環境の更なる改善、見える化【見直し】（令和7年度） ・ ダルブゴとの配分ルール【撤廃】	a. 処遇改善加算（Ⅰ）【4.4%】 b. 特定処遇加算（Ⅱ）【1.3%】 c. ベースアップ等支援加算【1.1%】 総合的な職場環境改善による職員の定着促進
【6.7%】	Ⅲ 新加算（Ⅳ）に加え、以下の要件を満たすこと。 ・ 資格や勤続年数等に応じた昇給の仕組みの整備	a. 処遇改善加算（Ⅰ）【4.4%】 b. ベースアップ等支援加算【1.1%】 資格や経験に応じた昇給の仕組みの整備
【5.5%】	Ⅳ 新加算（Ⅳ）の1/2（2.7%）以上を月額賃金で配分 ・ 職場環境の改善（職場環境等要件）【見直し】（令和7年度） ・ 賃金体系等の整備及び研修の実施等	a. 処遇改善加算（Ⅱ）【3.2%】 b. ベースアップ等支援加算【1.1%】 福祉・介護職員の基本的な待遇改善・ベースアップ等

※ 加算率は生活介護のものを例として記載。

6

地域生活支援拠点等の機能の充実

- 障害者の重度化・高齢化や親亡き後を見据え、緊急時の対応や施設や病院等からの地域移行の推進を担う地域生活支援拠点等について、障害者総合支援法の改正により市町村に対する努力義務を設け、その整備を推進するとともに、機能の充実を図る。

① 情報連携等のコーディネート機能の評価

- 地域生活支援拠点等において、情報連携等を担うコーディネーターの配置を評価する加算を創設する。（別紙参照）

【新設】地域生活支援拠点等機能強化加算 500単位/月 * 拠点コーディネーター1名につき100回/月を上限
（地域移行支援、自立生活援助、地域定着支援、計画相談支援、障害児相談支援）



② 緊急時の重度障害者の受入機能の充実

- 地域生活支援拠点等に位置づけられ、かつ、平時からの連携調整に従事する者を配置する通所系サービス事業所において、障害の特性に起因して生じた緊急事態の際に、夜間に支援を行った場合に加算する。

【新設】通所系サービス 緊急時受入加算 100単位/日

- 地域生活支援拠点等に位置づけられ、かつ、平時からの連携調整に従事する者を配置する短期入所事業所において、医療的ケア児等の重度障害者を受け入れた場合に加算する。

【現行】短期入所（加算）100単位/日 * 拠点位置づけのみ 【見直し後】短期入所（加算）200単位/日 * 連携調整者配置

※ 地域生活支援拠点等に係る既存の加算について、関係機関との連携調整に従事する者を配置することを要件に加える。（訪問系サービス等）

③ 地域移行に向けた動機付け支援に係る評価

- 地域生活支援拠点等に位置づけられている障害者支援施設において、地域移行に向けた動機付け支援として、グループホーム等の見学や食事利用、地域活動への参加等を行った場合に加算する。（1月に3回を限度）

【新設】施設入所支援 地域移行促進加算（Ⅱ） 60単位/日



7

社会保障審議会障害者部会

◇第 139 回(2023.12.11)

- ▶ 12 月 11 日、厚生労働省は第 139 回社会保障審議会障害者部会(部会長:菊池馨実 早稲田大学法学学術院教授)を第4回こども家庭審議会障害児支援部会(部会長:有村大士 日本社会事業大学教授)と合同で開催した。
- ▶ 今回は、「補足給付、医療型個別減免の経過措置」「障害保健福祉施策の動向」について、検討状況の報告が行われた後、協議が行われた。
- ▶ 会議では、「令和6年度障害福祉サービス等報酬改定の基本的な方向性」も示し、協議を行った。「令和6年度障害福祉サービス等報酬改定の基本的な方向性」では、賃上げによる人材確保を喫緊の課題と位置づけ、サービスの質の向上をめざすとしている。障害児支援はサービス基盤が不十分としており、量と質の拡充をめざすとしている。
- ▶ 部会では、委員から職員の処遇改善と人材確保を要望する声が多くあがった。また、複数の委員から国連障害者権利委員会の勧告をふまえ、障害者支援施設から地域への移行、グループホームから一人暮らしへの移行、強度行動障害への対応等を、「基本的な方向性」に盛り込んだことを評価する声があがった。

<通知・公表>

障害福祉サービス報酬改定 改定率公表(2023.12.20)

- ▶ 12 月 20 日、厚生労働省は、予算大臣折衝をふまえた、令和6年度の障害福祉サービス等報酬改定の改定率を公表した。
- ▶ 改定率は+1.12%(改定率の外枠で処遇改善加算の一本化の効果等があり、それをあわせれば改定率+1.5%を上回る水準となるとしている。)

令和 4 年度都道府県・市区町村における障害者虐待事例への対応状況等(調査結果)

- ▶ 12 月 20 日、厚生労働省は「令和 4 年度都道府県・市区町村における障害者虐待事例への対応状況等」を公表した。
- ▶ 養護者による障害者虐待の相談・通報件数については、令和3年度から 18%増加(7,337 件→8,650 件)。虐待判断件数については 6%増加(1,994 件→2,123 件)。

【調査結果(全体像)】

	養護者による 障害者虐待	障害者福祉施設従事者 等による障害者虐待	(参考) 使用者による障害者虐待 (都道府県労働局の対応)
市区町村等への 相談・通報件数	8,650 件 (7,337 件)	4,104 件 (3,208 件)	1,230 事業所 (1,230 事業所)
市区町村等による 虐待判断件数	2,123 件 (1,994 件)	956 件 (699 件)	430 件 (392 件)
被虐待者数	2,130 人 (2,004 人)	1,352 人 (956 人)	656 人 (502 人)

(注1) 上記は、令和4年4月1日から令和5年3月31日までに虐待と判断された事例を集計したもの。
カッコ内については、前回調査(令和3年4月1日から令和4年3月31日まで)のもの。

(注2) 都道府県労働局の対応については、令和5年9月8日雇用環境・均等局総務課労働紛争処理業務室のデータを引用。「市区町村等への相談・通報件数」は「都道府県労働局へ通報・届出のあった事業所数」、「市区町村等による虐待判断件数」は「都道府県労働局による虐待が認められた事業所数」と読み替え。

- ▶ 障害者福祉施設従事者等による障害者虐待の相談・通報件数は、令和3年度から 28%増加(3,208 件→4,104 件)。虐待判断件数については 37%増加(699 件→956 件)している。過去5

年間は被虐待者数は 600～900 人台で推移していたが、今回初めて 1000 人を超えた。

- ▶ 被虐待者の内訳は男性 63.6%、障害種別では知的障害が 72.6%だった。虐待と認められた 956 件を事業所の種別でみると、障害者支援施設(214 件、22.4%)とグループホーム(252 件、26.4%)が多く、合計すると全体の半数を超える状況となった。

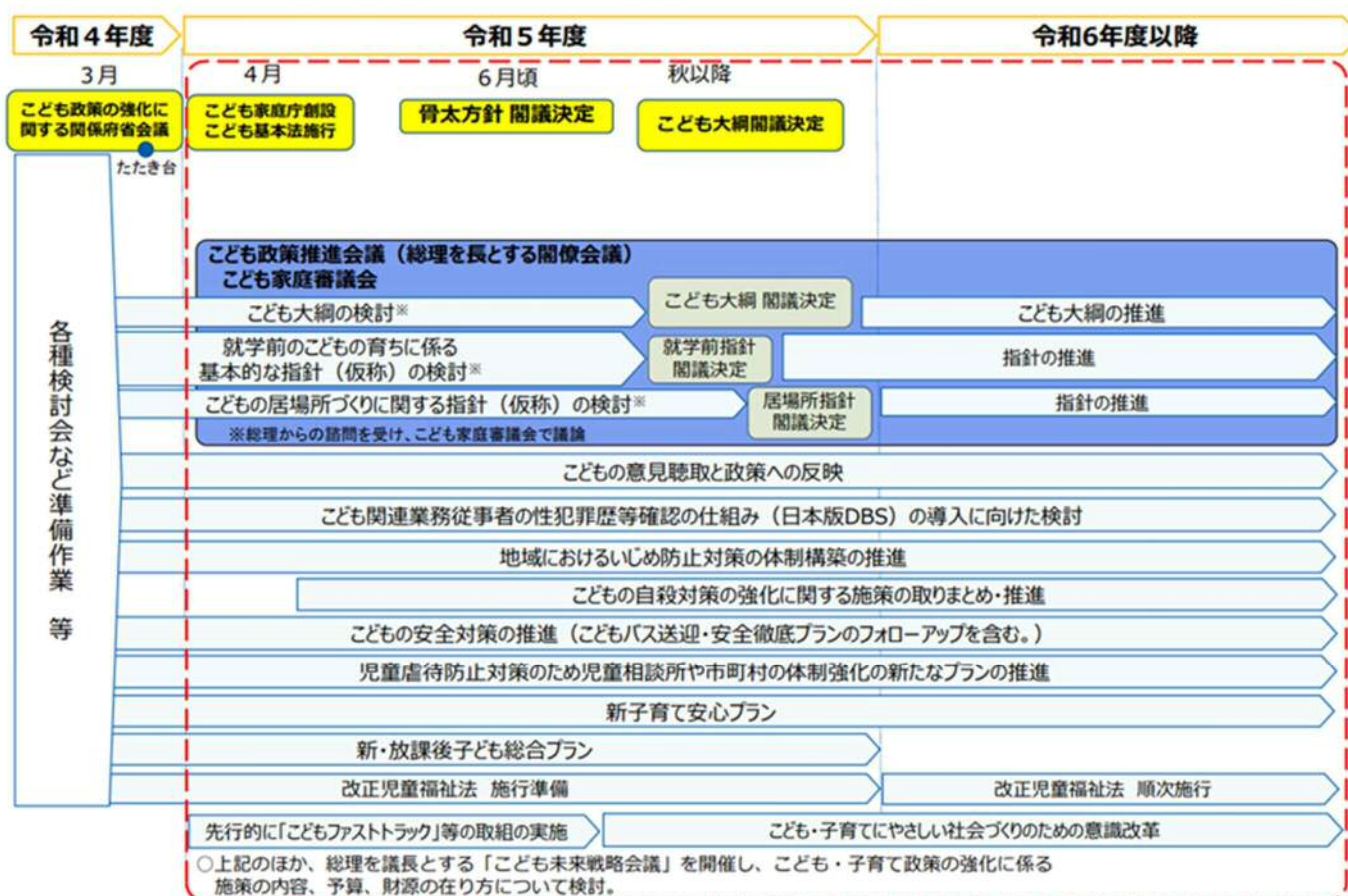
令和5年「障害者雇用状況」集計結果

- ▶ 12 月 22 日、厚生労働省は令和5年「障害者雇用状況」集計結果を公表した。
- ▶ 今回の結果では、民間企業(法定雇用率 2. 3%)では、雇用障害者数、実雇用率ともに過去最高を更新し、雇用障害者数は 64 万 2,178.0 人(対前年比 2 万 8,220 人、4. 6%増加)、実雇用率 2.33%となった。法定雇用率を達成した企業は増えたものの、全体の 50.1%にとどまっている。また法定雇用率の未達成の企業の 58. 6%は障害者を1人も雇用していないことも明らかになり、障害者雇用に積極的な企業とそうでない企業の差が大きい状況が続いている。
- ▶ 公的機関(法定雇用率 2. 6%)でも雇用障害者数、実雇用率ともに対前年で上回る結果となった。
 - ・ 国 :雇用障害者数 9,940.0 人(9,703.0 人)、実雇用率 2.92%(2.85%)
 - ・ 都 道 府 県:雇用障害者数 1万 627.5 人(1 万 409.0 人)、実雇用率 2.96%(2.86%)
 - ・ 市 町 村:雇用障害者数 3万 5,611.5 人(3 万 4,535.5 人)、実雇用率 2.63%(2.57%)
 - ・ 教育委員会:雇用障害者数 1万 6,999.0 人(1 万 6,501.0 人)、実雇用率 2.34%(2.27%)

7. 子ども・家庭福祉

こども家庭庁関連施策の主なスケジュール（イメージ）

【参考資料5】



こども政策に関する国と地方の協議の場（第1回：令和5年5月10日）資料

<法改正等>

子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律案

- ▶ 2月16日、子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律案が閣議決定され、同日、開催中の通常国会に提出された。
- ▶ この法案は、こども未来戦略（令和5年12月22日閣議決定）の「加速化プラン」に盛り込まれた施策を着実に実行するため、ライフステージを通じた子育てに係る経済的支援の強化、すべての子ども・子育て世帯を対象とする支援の拡充、共働き・共育での推進に資する施策の実施に必要な措置を講じるとともに、こども・子育て政策の全体像と費用負担の見える化を進めるための子ども・子育て支援特別会計を創設し、児童手当等に充てるための子ども・子育て支援金制度の創設を主な内容としたもの。
- ▶ この改正案において、「こども誰でも通園制度」が制度化されることになる。令和8年度から法律に基づく新たな「給付制度」として、すべての自治体での実施に向け、まずは令和7年度に「子ども・子育て支援法」に基づく「地域子ども・子育て支援事業」（いわゆる13事業）として法律上制度化され、実施自治体が拡充される。

法案の趣旨

こども未来戦略（令和5年12月22日閣議決定）の「加速化プラン」に盛り込まれた施策を着実に実行するため、ライフステージを通じた子育てに係る経済的支援の強化、全てのこども・子育て世帯を対象とする支援の拡充、共働き・共育での推進に資する施策の実施に必要な措置を講じるとともに、こども・子育て政策の全体像と費用負担の見える化を進めるための子ども・子育て支援特別会計を創設し、児童手当等に充てるための子ども・子育て支援金制度を創設する。

法案の概要

1. 「加速化プラン」において実施する具体的な施策

（1）ライフステージを通じた子育てに係る経済的支援の強化 【①児童手当法、②子ども・子育て支援法】

①児童手当について、(1)支給期間を中学生までから高校生年代までとする、(2)支給要件のうち所得制限を撤廃する、(3)第3子以降の児童に係る支給額を月額3万円とする、(4)支払月を年3回から隔月（偶数月）の年6回とする抜本的拡充を行う。

②妊娠期の負担の軽減のため、妊婦のための支援給付を創設し、当該給付と妊婦等包括相談支援事業とを効果的に組み合わせることで総合的な支援を行う。

（2）全てのこども・子育て世帯を対象とする支援の拡充 【①～⑤児童福祉法、子ども・子育て支援法等、⑥～⑧児童扶養手当法、⑨子ども・若者育成支援推進法、⑩子ども・子育て支援法の一部を改正する法律】

①妊婦のための支援給付とあわせて、妊婦等に対する相談支援事業（妊婦等包括相談支援事業）を創設する。

②保育所等に通っていない満3歳未満の子どもの通園のための給付（こども誰でも通園制度）を創設する。

③産後ケア事業を地域子ども・子育て支援事業に位置付け、国、都道府県、市町村の役割を明確化し、計画的な提供体制の整備を行う。

④教育・保育を提供する施設・事業者等に経営情報等の報告を義務付ける（経営情報の継続的な見える化）。

⑤施設型給付費等支給費用の事業主提出金の充当上限割合の引上げ、拠出金率の法定上限の引下げを行う。

⑥児童扶養手当の第3子以降の児童に係る加算額を第2子に係る加算額と同額に引き上げる。

⑦ヤングケアラーを国・地方公共団体等による子ども・若者支援の対象として明記。

⑧基準を満たさない認可外保育施設の無償化に関する時限的措置の期限到来に対する対応を行う。

（3）共働き・共育での推進 【①雇用保険法等、②国民年金法】

①両親ともに育児休業を取得した場合に支給する出生後休業支援給付及び育児期に時短勤務を行った場合に支給する育児時短就業給付を創設する。

②自営業・フリーランス等の育児期間中の経済的な給付に相当する支援措置として、国民年金第1号被保険者の育児期間に係る保険料の免除措置を創設する。

2. 子ども・子育て支援特別会計（いわゆる「こども金庫」）の創設 【特別会計に関する法律】

こども・子育て政策の全体像と費用負担の見える化を進めるため、年金特別会計の子ども・子育て支援勘定及び労働保険特別会計の雇用勘定（育児休業給付関係）を統合し、子ども・子育て支援特別会計を創設する。

3. 子ども・子育て支援金制度の創設 【①④子ども・子育て支援法、②医療保険法等】

①国は、1(1)①②、(2)②、(3)①②（*）に必要な費用に充てるため、医療保険者から子ども・子育て支援納付金を徴収することとし、額の算定方法、徴収の方法、社会保険診療報酬支払基金による徴収事務等を定める。

②医療保険者が被保険者等から徴収する保険料に納付金の納付に要する費用（子ども・子育て支援金）を含めることとし、医療保険制度の取扱いを踏まえた被保険者等への賦課・徴収の方法、国民健康保険等における低所得者軽減措置等を定める。

③歳出改革と賃上げによって実質的な社会保険負担軽減の効果を生じさせ、その範囲内で、令和8年度から令和10年度にかけて段階的に導入し、各年度の納付金総額を定める。

④令和6年度から令和10年度までの各年度に限り、（*）に必要な費用に充てるため、子ども・子育て支援特例公債を発行できることとする。

（*）を子ども・子育て支援法に位置づけることに伴い、同法の目的「子ども・子育て支援」の定義に、子どもを持つことを希望する者が安心して子どもを生み、育てることができ社会的な実現・環境の整備を達成し、同法の趣旨を明確化する。

施行期日

令和6年10月1日（ただし、1(2)⑦は公布日、1(2)⑧は令和6年11月1日、1(1)②、(2)①③④⑤、(3)①、2は令和7年4月1日、1(2)②、3②は令和8年4月1日、1(3)②は令和8年10月1日に施行する。）

※この他、子ども・子育て支援法第58条の9第6項第3号イについて、規定の修正を行う。

<会 議>

こども政策推進会議 ～「こども未来戦略」「こども大綱」閣議決定

◇第2回(2023.12.22)

- ▶ 政府は12月22日、首相官邸で第2回「こども政策推進会議」と第10回「全世代型社会保障構築本部」の合同会議を開催し、「こども未来戦略」「こども大綱」「全世代型社会保障構築を目指す改革の道筋(改革工程)」をとりまとめ、同日、閣議決定した。
- ▶ 今後5年程度の政策の基本的な方針・重要事項を定める「こども大綱」は、こども基本法、こどもの権利条約などの理念を6つの柱に整理したもの。今回の大綱では、こども施策に関して、学童期のいじめ防止、不登校の支援、校則の見直し、青年期の就労支援、結婚支援などライフステージ別の重要事項、子育てや教育に関する経済的負担の軽減、ひとり親家庭への支援などの子育て当事者への支援に関する重要事項も示した。具体的施策については、毎年6月頃を目途に「こどもまんなか実行計画」として、こども政策推進会議で策定する。
- ▶ 「こども未来戦略」では、3.6兆円規模の今後3年間(2024～26年度)で集中的に取り組む「加速化プラン」において、「ライフステージを通じた子育てに係る経済的支援の強化や若い世代の所得向上に向けた取り組み(1.7兆円程度)」「全てのこども・子育て世帯を対象とする支援拡充(1.3兆円程度)」「共働き共育での推進(0.6兆円程度)」「こども・子育てにやさしい社会づくりのための意識改革」などの施策を提示。具体的には、児童手当の抜本的拡充、出産などの経済的負担軽減、医療費・高等教育費の負担軽減、個人の主体的なり・スキリングへの直接支援、いわゆる「年収の壁(106万円/130万円)」への対応、子育て世帯への住宅支援強化などを盛り込んだ。また、保育所等の4・5歳児の職員配置基準の改善や保育士等の処遇改善、「こども誰でも通園制度(仮称)」の創設などが盛り込まれ、令和6年度予算案に反映された。

- ▶ 加速化プランを支える財源確保については、徹底した歳出改革などによって確保することを原則とし、実質的な負担が生じないとの考え方を提示。このうち、歳出改革については、「全世代型社会保障構築を目指す改革の道筋(改革工程)」に沿って取り組む。具体的には、既定予算の最大限の活用などで1.5兆円程度を確保。また、公費節減効果で1.1兆円程度、2026年度から28年度にかけて段階的に構築する支援金制度で1.0兆円程度を見込んでいる。
- ▶ 会議に出席した岸田文雄首相は、「こども政策の推進にあたっては、その意義や目指す姿を国民一人一人に分かりやすいメッセージで伝えとともに、子供・子育て世帯にしっかりと届くことが何よりも大切」と強調。関係閣僚が連携して取り組むよう指示した。

こども大綱について（令和5年12月22日閣議決定）

概要

〇こども基本法において、以下が規定されている。

・こども大綱は、これまで別々に作成・推進されてきた少子化社会対策大綱、子供・若者育成支援推進大綱及び子供の貧困対策に関する大綱を一つに束ね、こども施策に関する基本的な方針や重要事項等を一元的に定めるもの。

第1 はじめに

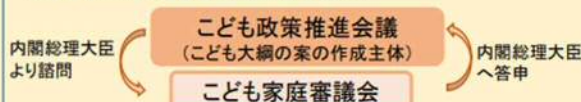
こども大綱が目指す「こどもまんなか社会」

：全てのこども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる社会

（こども・若者から見てどのような社会かを具体的に記載）

↓
全ての人のため、社会的価値が創造され、幸福が高まる

・こども大綱の案はこども政策推進会議が作成することとされている。（こども基本法第17条第2項第1号）
・こども大綱の案の作成は、こども政策推進会議の決定により、内閣総理大臣からこども家庭審議会に諮問がなされた。



第2 こども施策に関する基本的な方針

- ①こども・若者を権利の主体として認識し、その多様な人格・個性を尊重し、権利を保障し、こども・若者の今とこれからの最善の利益を図る
- ②こどもや若者、子育て当事者の視点を尊重し、その意見を聴き、対話しながら、ともに進めていく
- ③こどもや若者、子育て当事者のライフステージに応じて切れ目なく対応し、十分に支援する
- ④良好な成育環境を確保し、貧困と格差の解消を図り、全てのこども・若者が幸せな状態で成長できるようにする
- ⑤若い世代の生活の基盤の安定を図るとともに、多様な価値観・考え方を大前提として若い世代の視点に立って結婚、子育てに関する希望の形成と実現を阻む隘路(あいろう)の打破に取り組む
- ⑥施策の総合性を確保するとともに、関係省庁、地方公共団体、民間団体等との連携を重視する

第3 こども施策に関する重要事項

こども・若者の視点に立って分かりやすく示すため、ライフステージ別に提示。

- 1 ライフステージを通じた重要事項
- 2 ライフステージ別の重要事項
(こどもの誕生前から幼児期まで、学童期・思春期、青年期)
- 3 子育て当事者への支援に関する重要事項

第4 こども施策を推進するために必要な事項

- 1 こども・若者の社会参画・意見反映
- 2 こども施策の共通の基盤となる取組
- 3 施策の推進体制等

※こども大綱の下で進める施策の具体的内容は、こどもまんなか実行計画（こども政策推進会議決定）として取りまとめ、毎年改定。

全てのこども・若者が、日本国憲法、こども基本法及びこどもの権利条約*の精神にのっとり、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、ひとしくその権利の擁護が図られ、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができる社会。

全てのこどもや若者が、保護者や社会に支えられ、生活に必要な知恵を身に付けながら

- ・心身ともに健やかに成長できる
- ・個性や多様性が尊重され、尊厳が重んぜられ、ありのままの自分を受け容れて大切に感じる（自己肯定感を持つ）ことができ、自分らしく、一人一人が思う幸福な生活ができる
- ・様々な遊びや学び、体験等を通じて、生き抜く力を得ることができる
- ・夢や希望を叶えるために、希望と意欲に応じて、のびのびとチャレンジでき、未来を切り開くことができる
- ・固定観念や価値観を押し付けられず、自由で多様な選択ができ、自分の可能性を広げることができる
- ・自らの意見を持つための様々な支援を受けることができ、その意見を表明し、社会に参画できる
- ・不安や悩みを抱えたり、困ったりしても、周囲のおとなや社会にサポートされ、問題を解消したり、乗り越えたりすることができる
- ・虐待、いじめ、体罰・不適切な指導、暴力、経済的搾取、性犯罪・性暴力、災害・事故などから守られ、困難な状況に陥った場合には助けられ、差別されたり、孤立したり、貧困に陥ったりすることなく、安全に安心して暮らすことができる
- ・働くこと、また、誰かと家族になること、親になることに、夢や希望を持つことができる

そして、20代、30代を中心とする若い世代が、

- ・自分らしく社会生活を送ることができ、経済的基盤が確保され、将来に見通しを持つことができる。
- ・希望するキャリアを諦めることなく、仕事と生活を調和させながら、希望と意欲に応じて社会で活躍することができる。
- ・それぞれの希望に応じ、家族を持ち、こどもを産み育てることや、不安なく、こどもとの生活を始めることができる。
- ・社会全体から支えられ、自己肯定感を持ちながら幸せな状態で、こどもと向き合うことができ、子育てに伴う喜びを実感することができる。そうした環境の下で、こどもが幸せな状態で育つことができる。

- ① こども・若者が、尊厳を重んぜられ、自分らしく自らの希望に応じてその意欲と能力を活かすことができるようになる。こどもを産みたい、育てたいと考える個人の希望が叶う。こどもや若者、子育て当事者の幸福追求において非常に重要。
- ② その結果として、少子化・人口減少の流れを大きく変えたとともに、未来を担う人材を社会全体で育み、社会経済の持続可能性を高める。

こどもや若者、子育て当事者はもちろん、全ての人のにとって、社会的価値が創造され、その幸福が高まることに

(*こども家庭審議会における当該条約の呼称についての議論を踏まえ、当事者であるこどもにとってのわかりやすさの観点から、児童の権利に関する条約を「こどもの権利条約」と記載。)

2

こども施策に関する基本的な方針

日本国憲法、こども基本法及びこどもの権利条約の精神にのっとり、以下の6本の柱を基本的な方針とする。

①こども・若者を権利の主体として認識し、その多様な人格・個性を尊重し、権利を保障し、こども・若者の今とこれからの最善の利益を図る

- ・こども・若者は、保護者や社会の支えを受けながら、自立した個人として自己を確立していく意見表明・参画と自己選択・自己決定・自己実現の主体であり、生まれながらに権利の主体。多様な人格を持った個として尊重し、その権利を保障し、こども・若者の今とこれからにとっての最善の利益を図る。「こどもとともに」という姿勢で、こどもや若者の自己選択・自己決定・自己実現を社会全体で後押し。
- ・成育環境等によって差別的取扱いを受けることのないようにする。虐待、いじめ、暴力等からこどもを守り、救済する。

②こどもや若者、子育て当事者の視点を尊重し、その意見を聴き、対話しながら、ともに進めていく

- ・こども・若者が、自らのことについて意見を形成し、その意見を表明することや、社会に参画することが、社会への影響力を発揮することにつながり、おとなは、こども・若者の最善の利益を実現する観点からこども・若者の意見を年齢や発達程度に応じて尊重する。
- ・意見表明・社会参画する上でも欠かせない意見形成への支援を進め、意見を表明しやすい環境づくりを行う。困難な状況に置かれたこども・若者や様々な状況にあって声を聴かれにくいこどもや若者等について十分な配慮を行う。

③こどもや若者、子育て当事者のライフステージに応じて切れ目なく対応し、十分に支援する

- ・こども・若者の状況に応じて必要な支援が特定の年齢で途切れることなく行われ、自分らしく社会生活を送ることができるようになるまでを社会全体で切れ目なく支える。
- ・「子育て」とは、こどもの誕生前から男女ともに始まっており、乳幼児期の後、学童期、思春期、青年期を経て、おとなになるまで続くものとの認識の下、ライフステージを通じて、社会全体で子育て当事者を支えていく。

④良好な成育環境を確保し、貧困と格差の解消を図り、全てのこども・若者が幸せな状態で成長できるようにする

- ・乳幼児期からの安定した愛着（アタッチメント）の形成を保障するとともに、愛着を土台として、全てのこども・若者が、相互に人格と個性を尊重されながら、安全で安心して過ごすことができる多くの居場所を持ち、様々な学びや多様な体験活動・外遊びの機会を得ることを通じて、自己肯定感や自己有用感を高め、幸せな状態で成長し、尊厳が重んぜられ、自分らしく社会生活を営むことができるように取り組む。
- ・困難な状況にあるこども・若者や家庭を誰一人取り残さず、その特性や支援ニーズに応じてきめ細かい支援や合理的配慮を行う。

⑤若い世代の生活の基盤の安定を図るとともに、多様な価値観・考え方を大前提として若い世代の視点に立って結婚、子育てに関する希望の形成と実現を阻む隘路（あいろ）の打破に取り組む

- ・若い世代が「人生のラッシュアワー」と言われる様々なライフイベントが重なる時期において、社会の中で自らを活かす場を持つことができ、現在の所得や将来の見通しを持てるようにする。
- ・多様な価値観・考え方を尊重することを大前提とし、どのような選択をしても不利にならないようにすることが重要。その上で、若い世代の意見に真摯に耳を傾け、その視点に立って、若い世代が、自らの主体的な選択により、結婚し、こどもを産み、育てたいと望んだ場合に、それぞれの希望に応じて社会全体で支えていく。共働き世帯が増加し、また、結婚・出産後も仕事を続けたい人が多くなっている中、その両立を支援していくことが重要であるため、共働き・共育てを推進し、育児負担が女性に集中している実態を変え、男性の家事や子育てへの参画を促進する。

⑥施策の総合性を確保するとともに、関係省庁、地方公共団体、民間団体等との連携を重視する

3

こども未来戦略

～次元の異なる少子化対策の実現のための「こども未来戦略」の策定に向けて～（抄）

Ⅱ こども・子育て政策の強化：3つの基本理念

2. 3つの基本理念

（1）若い世代の所得を増やす

（2）社会全体の構造・意識を変える

（3）全てのこども・子育て世帯を切れ目なく支援する

- 第三に、様々なこども・子育て支援に関しては、親の就業形態にかかわらず、どのような家庭状況にあっても分け隔てなく、ライフステージに沿って切れ目なく支援を行い、多様な支援ニーズにはよりきめ細かい対応をしていくこと、すなわち「全てのこども・子育て世帯を切れ目なく支援すること」が必要である。
- これまでも保育所の整備、幼児教育・保育の無償化など、こども・子育て政策を強化してきたが、この10年間で社会経済情勢は大きく変わるとともに、今後、取り組むべきこども・子育て支援の内容も変化している。
- 具体的には、経済的支援の拡充、社会全体の構造・意識の改革に加え、こども・子育て支援の内容についても、
 - ・ 親が働いていても、家にいても、全ての子育て家庭を等しく支援すること
 - ・ 幼児教育・保育について、量・質両面からの強化を図ること、その際、待機児童対策などに一定の成果が見られたことも踏まえ、量の拡大から質の向上へと政策の重点を移すこと
 - ・ これまで比較的支援が手薄だった、妊娠・出産期から0～2歳の支援を強化し、妊娠・出産・育児を通じて、全ての子育て家庭の様々な困難・悩みに応えられる伴走型支援を強化するなど、量・質両面からの強化を図ること
 - ・ 貧困の状況にあるこどもや虐待を受けているこども、障害のあるこどもや医療的ケアが必要なこども、ヤングケアラー、社会的養護の下で暮らすこども、社会的養護経験者（いわゆるケアリーバー）、ひとり親家庭のこどもなど、多様な支援ニーズを有するこども・若者や、これらのこどもの家庭に対してよりきめ細かい対応を行うこと
 などが必要となっている。
- こうした観点から、こども・子育て支援に関する現行制度全体を見直し、全てのこども・子育て世帯について、親の働き方やライフスタイル、こどもの年齢に応じて、切れ目なく必要な支援が包括的に提供されるよう、「加速化プラン」で掲げる各種施策に着実に取り組むとともに、「総合的な制度体系」を構築することを目指すしていく。
- また、「総合的な制度体系」を構築する際に重要なことは、伴走型支援・プッシュ型支援への移行である。従来、当事者からの申請に基づいて提供されてきた様々な支援メニューについて、行政が切れ目なく伴走する、あるいは支援を要する方々に行政からアプローチする形に、可能な限り転換していくことが求められる。

Ⅲ 「加速化プラン」 ～今後3年間の集中的な取組～

Ⅲ-1. 「加速化プラン」において実施する具体的な施策

2. 全てのこども・子育て世帯を対象とする支援の拡充

（2）幼児教育・保育の質の向上 ～75年ぶりの配置基準改善と更なる処遇改善～

- 待機児童対策の推進により量の拡大は進んだものの、一方で、昨今、幼児教育・保育の現場でのこどもをめぐる事故や不適切な対応事案などにより子育て世帯が不安を抱えており、安心してこどもを預けられる体制整備を急ぐ必要がある。
- このため、保育所・幼稚園・認定こども園の運営費の基準となる公定価格の改善について、公的価格評価検討委員会中間整理（2021年12月）を踏まえた費用の使途の見える化を進め、保育人材確保、待機児童解消その他関連する施策との関係を整理しつつ、取組を進める。
- 具体的には、「社会保障と税の一体改革」以降積み残された1歳児及び4・5歳児の職員配置基準については、
 - ① 2024年度から、制度発足以来75年間一度も改善されてこなかった4・5歳児について、30対1から25対1への改善を図り、それに対応する加算措置を設ける。また、これと併せて最低基準の改正を行う（経過措置として当分の間は従前の基準により運営することも妨げない。）。
 - ② 2025年度以降、1歳児について、保育人材の確保等の関連する施策との関係も踏まえつつ、加速化プラン期間中の早期に6対1から5対1への改善を進める。
- また、保育士等の処遇改善については、令和5年人事院勧告を踏まえた対応を実施するとともに、民間給与動向等を踏まえた更なる処遇改善を進める。
- くわえて、費用の使途の見える化に向けて、事業者が施設ごとの経営情報等を都道府県知事に報告することを求めるとともに、報告された経営情報等の分析結果等の公表を都道府県知事に求めること等を法定化する。

（3）全ての子育て家庭を対象とした保育の拡充～「こども誰でも通園制度（仮称）」の創設～

- 0～2歳児の約6割を占める未就園児を含め、子育て家庭の多くが「孤立した育児」の中で不安や悩みを抱えており、支援の強化を求める意見がある。全てのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な育成環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルにかかわらず形での支援を強化するため、現行の幼児教育・保育給付に加え、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位等で柔軟に利用できる新たな通園給付（「こども誰でも通園制度（仮称）」）を創設する。
- 具体的には、2025年度に子ども・子育て支援法に基づく地域子ども・子育て支援事業として制度化し、実施自治体の増加を図った上で、2026年度から子ども・子育て支援法に基づく新たな給付として全国の自治体において「こども誰でも通園制度（仮称）」を実施できるよう、所要の法案を次期通常国会に提出する。
- 2025年度からの制度化に向けて、2023年度から本格実施を見据えた試行的事業の開始を可能とすることとし、2024年度も含めた試行的事業の実施状況を踏まえつつ、制度実施の在り方について検討を深める。
- 病児保育の安定的な運営を図る観点から、病児保育に係る保育士等の職務の特殊性等を踏まえた基本分単価の引上げ等を、2024年度から行う。

Ⅲ－２．「加速化プラン」を支える安定的な財源の確保

- Ⅲ－１．の１．～４．で掲げた給付面の改革や意識改革と並行して、次のような財政面の改革に取り組む。

(見える化)

- こども家庭庁の下に、2025年度に、こども・子育て支援特別会計（いわゆる「こども金庫」）を創設し、既存の（特別会計）事業を統合しつつ、こども・子育て政策の全体像と費用負担の見える化を進める。

(予算規模)

- 「加速化プラン」の予算規模は、各年度の予算編成を通じて決定されていくこととなるが、現時点の見込みでは、
 - １．ライフステージを通じた子育てに係る経済的支援の強化や若い世代の所得向上に向けた取組 1.7兆円程度
 - ２．全てのこども・子育て世帯を対象とする支援の拡充 1.3兆円程度
 - ３．共働き・子育ての推進 0.6兆円程度全体として3.6兆円程度の充実となる。
- 2030年代に入るまでの少子化対策のラストチャンスを見逃さないよう、徹底した歳出改革等や構造的賃上げ・投資促進の取組を複数年にわたって先行させつつ、「加速化プラン」の大宗を3年間（2026年度まで）で実施する。

(財源の基本骨格)

- ① 財源については、国民的な理解が重要である。既定予算の最大限の活用等を行うほか、2028年度までに徹底した歳出改革等を行い、それによって得られる公費節減の効果及び社会保険負担軽減の効果を活用する。歳出改革と賃上げによって実質的な社会保険負担軽減の効果²⁷を生じさせ、その範囲内で支援金制度を構築することにより、実質的な負担が生じないこととする。
「加速化プラン」の実施が完了する2028年度までに、②の既定予算の最大限の活用等、③の歳出改革による公費節減及び支援金制度の構築により、3.6兆円程度の安定財源を確保する²⁸。
なお、消費税などこども・子育て関連予算充実のための財源確保を目的とした増税は行わない。
 - ② 既定予算の最大限の活用等²⁹については、子ども・子育て拠出金など既定の保険料等財源や、社会保障と税の一体改革における社会保障充実枠の執行残等³⁰の活用などにより、2028年度までに、全体として1.5兆円程度の確保を図る。
 - ③ 歳出改革については、「全世代型社会保障構築を目指す改革の道筋（改革工程）」における医療・介護制度等の改革³²を実現することを中心に取り組み、これまでの実績³³も踏まえ、2028年度までに、公費節減効果について1.1兆円程度の確保を図る。歳出改革と賃上げによって実質的な社会保険負担軽減の効果³⁴を生じさせ、その範囲内で、2026年度から段階的に2028年度にかけて支援金制度を構築することとし、2028年度に1.0兆円程度³⁵の確保を図る。
 - ④ 2028年度にかけて安定財源を確保するまでの間に財源不足が生じないよう、必要に応じ、つなぎとして、こども・子育て支援特例公債（こども金庫が発行する特会債³⁶）を発行する³⁷。
 - ⑤ 上記の安定財源とは別に、授業料後払い制度の導入に関して、学生等の納付金により償還が見込まれること等を踏まえHECS債（仮称）³⁸による資金調達手法を導入する。
- 上記の基本骨格等に基づき、「加速化プラン」に盛り込まれた施策を実施するために必要な法案とともに、こども金庫の創設及び支援金制度の導入等に関する法案³⁹を、次期通常国会に提出する。

Ⅲ－３．こども・子育て予算倍増に向けた大枠

- 「加速化プラン」を実施することにより、こども一人当たりの家族関係支出で見て、我が国のこども・子育て関係予算（GDP比で11.0%）は、OECDトップ水準のスウェーデン（15.4%）に達する水準（一定の前提を置いて試算すると16%程度）となり、画期的に前進する。
- また、「加速化プラン」を実施することにより、国のこども家庭庁予算（2022年度4.7兆円）は約5割増加すると見込まれる。さらに、育児休業については、新たな男性育休の取得目標の下での職場の意識改革や制度拡充の効果により関連予算が倍増していくと見込まれる。
- こども・子育て政策の充実とは、決して、「加速化プラン」で終わるものではない。こども・子育て予算倍増に向けては、「加速化プラン」の効果の検証を行いながら、政策の内容・予算を更に検討し、こども家庭庁予算で見て、2030年代初頭までに、国の予算又はこども一人当たりで見た国の予算の倍増を目指す。今後更に政策の内容の充実を検討し、内容に応じて、社会全体でどう支えるかあらゆる選択肢を視野に入れて更に検討する。

おわりに

- 本戦略は、少子化・人口減少のトレンドを反転させるため、これまでとは次元の異なる少子化対策の実現に向けて取り組むべき政策強化の基本的方向を取りまとめたものであり、今後3年間の集中取組期間において実施すべき「加速化プラン」の内容を明らかにするとともに、将来的なこども・子育て予算の倍増に向けた大枠を示している。
- 本戦略に基づくこども・子育て政策の抜本的な強化に向け、少子化の克服に向けた基本的な政策の企画立案・総合調整をつかさどるこども家庭庁が中心となり、文部科学省や厚生労働省等の関係省庁と連携し、こども・若者や子育て当事者の視点に立って、こども基本法（令和4年法律第77号）に基づきこども施策の基本的な方針や重要事項等について定める「こども大綱」の実行と併せて政府を挙げて、取り組んでいく。
- その際、本戦略に基づく制度や施策の内容、意義、目指す姿を国民一人一人に分かりやすいメッセージで伝えるとともに、社会全体でこども・子育て世帯を応援するという気運を高め、社会の意識改革を進めていく国民運動を、経済界や地方自治体など幅広い関係者の参画と協力を得ながら展開する。

「こども未来戦略」を踏まえた職員配置基準の改善について

令和6年度の対応

【公定価格上の加算措置】※告示を改正

- 新たに「4・5歳児配置改善加算」を措置する。
- 30：1の配置に要する経費と、25：1の配置に要する経費との差額に相当する金額を加算する。

※ チーム保育推進加算やチーム保育加配加算を取得している施設では、既に25：1以上の手厚い配置を実現可能としているため、引き続き、当該加算のみを適用することとする。

※ チーム保育推進加算は、主に3～5歳児について複数の保育士による体制を構築するための加算であり、令和5年度には、先んじて4・5歳児の配置改善を進めるため、大規模な保育所について、配置人数の充実（1人⇒2人）を行っている。



【最低基準等の改正】※内閣府令等を改正

- 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等を改正し、4・5歳児の職員配置基準を改善する。
- 人材確保に困難を抱える保育の現場に、混乱が生じないよう、当分の間は、従前の基準により運営することも妨げないとする経過措置を設ける

年齢	従前の基準	新たな基準
4・5歳児	30：1	25：1

※ 3歳児については、平成27年度より「3歳児配置改善加算」を措置している。（令和4年度の加算取得率：約90%）

※ 3歳児についても、4・5歳児と同様に最低基準等の改正（20：1⇒15：1）を行う。

令和7年度以降の対応

- 1歳児については、保育人材の確保等の関連する施策との関係も踏まえつつ、加速化プラン期間中の早期に、6対1から5対1への改善を進める。

「幼児期までのこどもの育ちに係る基本的なビジョン（はじめての100か月の育ちビジョン）」閣議決定（2023.12.22）

- ▶ 12月22日、政府は「幼児期までのこどもの育ちに係る基本的なビジョン（はじめての100か月の育ちビジョン）」を閣議決定した。
- ▶ 「幼児期までのこどもの育ちに係る基本的なビジョン（はじめての100か月の育ちビジョン）」は、『就学前のこどもの育ちにかかる基本的な指針』に関する有識者懇談会において令和5年3月30日に取りまとめられた、『就学前のこどもの育ちに係る基本的な指針』に関する有識者懇談会 報告～基本的な指針（仮称）の策定に向けた論点整理』に基づき、こども家庭審議会のもとに設置された「幼児期までのこどもの育ち部会」で議論が行われてきたもの。
- ▶ 今後、同ビジョンをすべての人と共有し、すべてのこどもの誕生前から幼児期までの「はじめての100か月」から生涯にわたるウェルビーイングの向上をめざし、「こどもまんなか実行計画」の施策への反映などが行われていくとしている。

幼児期までのこどもの育ちに係る基本的なビジョン (はじめの100か月の育ちビジョン) 概要

令和5年12月22日 閣議決定

はじめの100か月の育ちビジョンを策定し全ての人と共有する意義

幼児期までこそ、生涯にわたるウェルビーイング（身体的・精神的・社会的に
幸せな状態）の向上にとって最重要

✓ 誰一人取り残さないひとしい育ちの保障に向けては課題あり

※児童虐待による死亡事例の約半数が0～2歳/就園していないこどもは、家庭環境により、他のこどもや大人、社会や自然等に触れる機会が左右される

✓ 誕生・就園・就学の前後や、家庭・園・関係機関・地域等の環境間に切れ目が多い

⇒ 社会全体の認識共有×関連施策の強力な推進のための羅針盤が必要

目的 全てのこどもの誕生前から幼児期までの
「はじめの100か月」から生涯にわたるウェルビーイングの向上

こども基本法の理念にのっとり整理した5つのビジョン

1 こどもの権利と尊厳を守る

⇒ こども基本法にのっとり育ちの質を保障

- ✓ 乳幼児は生まれながらにして権利の主体
- ✓ 生命や生活を保障すること
- ✓ 乳幼児の思いや願いの尊重

2 「安心と挑戦の循環」を通してこどものウェルビーイングを高める

⇒ 乳幼児の育ちには「アタッチメント（愛着）」の形成と豊かな「遊びと体験」が不可欠



「アタッチメント（愛着）」＜安心＞
不安な時などに身近なおとなが寄り添うことや、
安心感をもたらす経験の繰り返しにより、安心の
土台を獲得

豊かな「遊びと体験」＜挑戦＞
多様なこどもやおとな、モノ・自然・絵本・場所など身近
なものとの出会い・関わりにより、興味・関心に合わせた
「遊びと体験」を保障することで、挑戦を応援

3 「こどもの誕生前」から 切れ目なく育ちを支える

⇒ 育ちに必要環境を切れ目なく構築し、
次代を支える循環を創出

- ✓ 誕生の準備期から支える
- ✓ 幼児期と学童期以降の接続
- ✓ 学童期から乳幼児と関わる機会

4 保護者・養育者のウェルビーイング と成長の支援・応援をする

⇒ こどもに最も近い存在をきめ細かに支援

- ✓ 支援・応援を受けることを当たり前
- ✓ 全ての保護者・養育者につながる
- ✓ 性別にかかわらず保護者・養育者が
共育ち

5 こどもの育ちを支える環境や社会の厚みを増す

⇒ 社会の情勢変化を踏まえ、こどもの
育ちを支える工夫が必要

✓ 「こどもまんなかチャート」の視点
(様々な立場の人がこどもの育ちを応援)

- ✓ こどもも含め環境や社会をつくる
- ✓ 地域における専門職連携やコーディネーター
の役割も重要



【「はじめの100か月」とは】

本ビジョンを全ての人と共有するためのキーワードとして、母親の
妊娠期から幼保小接続の重要な時期（いわゆる5歳児～小1）まで
がおおむね94～106か月であり、これらの重要な時期に着目

はじめの100か月の育ちビジョンに基づく施策の推進

- ✓ こども大綱の下に策定する「こどもまんなか実行計画」の施策へ反映
- ✓ 全ての人の具体的な行動を促進するための取組を含め、こども家庭庁が
司令塔となり、具体策を一体的・総合的に推進

「こどもの居場所づくりに関する指針」閣議決定(2023.12.22)

- ▶ 12月22日、政府は「こどもの居場所づくりに関する指針」を閣議決定した。
- ▶ 「こどもの居場所づくりに関する指針」は、「こども政策の新たな推進体制に関する基本方針」(令和3年12月21日閣議決定)において、「こども家庭庁はこどもが安心して過ごすことができる場の整備に関する事務を所掌し、政府の取組を中心的に担う」と、「こどもの居場所づくりに関する指針(仮称)」を閣議決定し、これに基づき強力に推進することが定められたことを受け、「こどもの居場所づくりに関する調査研究」を実施し(令和5年3月に報告書を取りまとめ)、こどもの居場所部会において検討が重ねられてきたもの。
- ▶ 「こどもの居場所づくりに関する基本的事項」を整理するとともに、「こどもの居場所づくりを進めるに当たっての基本的な視点」を提示し、「こどもの居場所づくりに関係する者の責務、役割と推進体制等」を整理している。
- ▶ 今後、こどもの視点に立った多様な居場所づくりが行われるよう、地方自治体におけるこどもの居場所づくりの実態調査・把握や広報啓発活動、コーディネーターの配置の支援を行うとともに、NPO等が創意工夫して行う居場所づくりやこどもの可能性を引き出す取組への効果的な支援方法等を検証するためのモデル事業の支援を実施するとしている。

こどもの居場所に関する背景と理念、考え方等について

背景

居場所がないことは孤独・孤立の問題と深く関係しており、こどもが生きていく上で居場所があることは不可欠。

地域コミュニティの変化

地域のつながりの希薄化、少子化の進展により、地域の中でこどもが育つことが困難になっている。

複雑かつ複合化した喫緊の課題

児童虐待の相談対応件数や不登校、自殺者数の増加など、こどもを取り巻く環境の厳しさが増している。

価値観の多様化

価値観の多様化やそれを受け入れる文化の広がりに伴い、居場所への多様なニーズが生まれている。

こうした背景によって、様々な地域で居場所づくりが実践されており、国としても考え方を示す必要がある。

理念

全てのこどもが、安全で安心して過ごせる多くの居場所を持ちながら、様々な学びや、社会で生き抜く力を得るための糧となる多様な体験活動や外遊びの機会に接することができ、自己肯定感や自己有用感を高め、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態(ウェルビーイング)で成長し、こどもが本来持っている主体性や創造力を十分に発揮して社会で活躍していけるよう、「こどもまんなか」の居場所づくりを実現する。

こどもの居場所とは

- こども・若者が過ごす場所・時間・人との関係性全てが、こども・若者にとっての居場所になり得る。物理的な「場」だけでなく、遊びや体験活動、オンライン空間といった多様な形態をとり得るものである。
- その場や対象を居場所と感ずるかどうかは、こども・若者本人が決めることであり、そこに行くかどうか、どう過ごすか、その場をどのようにしていきたいかなど、こども・若者が自ら決め、行動する姿勢など、こども・若者の主体性を大切にすることが求められる。
- 居場所の特徴として、多くのこどもにとって、学校が居場所になっていること、個人的なもので変わりやすく、地域性や目的、人との関係性などに影響を受けるものである。

こどもの居場所づくりとは

- 居場所とは、こども・若者本人が決めるものである一方で、居場所づくりは第三者が中心となっていくものであるため、両者には隔たりが生じ得る。
- こうした隔たりを乗り越えるため、こども・若者の視点に立ち、こども・若者の声を聴きながら居場所づくりを進めることが必要である。
- 目的や対象者へのアプローチ方法などは多様であるが、重要なことは、様々なニーズや特性を持つこども・若者が、身近な地域において、各々のライフステージに応じた居場所を切れ目なく持つことができることである。

対象となる居場所の範囲

こどもの居場所となることを目的としてつくられた場や活動はもちろん、結果としてこども・若者の居場所になっているもの(例：学校や塾、習い事など)も、内容が当てはまる部分について、本指針を十分に踏まえることが期待される。

対象となるこども・若者の年齢の範囲

こどもであっても若者であっても、居場所を必要とするということについては同様であるが、その必要性の強弱や提供される機能の違いを踏まえ、本指針では心身の発達の過程にある「こども」を対象とする居場所づくりを中心とする。

2

こどもの居場所づくりを進めるに当たっての基本的な視点

各視点に共通する事項

① こどもの声を聴き、こどもの視点に立ち、こどもとともにつくる居場所

こども・若者の声を聴き、「居たい」「行きたい」「やってみたい」というこども・若者の視点に立ち、こども・若者とともに居場所づくりを進めることが重要

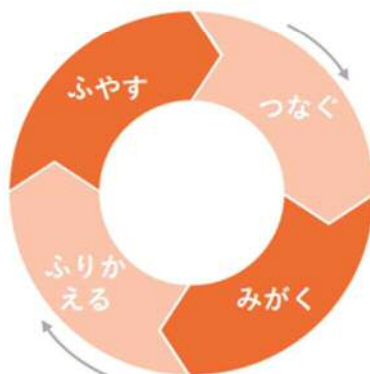
② こどもの権利の擁護

こども基本法等を踏まえ、こどもの権利について理解し守っていくとともに、こども自身がその権利について学ぶ機会を設けることも重要

③ 官民の連携・協働

居場所の性格や機能に応じて、官民が連携・協働して取り組むことが必要

こどもの居場所づくりにおける4つの基本的な視点



これらの視点に順序や優先順位はなく、相互に関連し、また循環的に作用するものである。

ふやす

～多様なこどもの居場所がつくられる～

- 地域の既に居場所になっている資源やこども・若者が居場所を持っているか等実態を把握する。
- 学校や児童館、公民館など既存の地域資源を柔軟に活用して居場所づくりを進める。
- 新たに居場所づくりを始めたい人を、多面的にサポートする。
- 持続可能な居場所づくりが進められるよう、ソフトとハードの両面で支える。
- 災害時においてこども・若者が居場所を持てるよう配慮する。

つなぐ

～こどもが居場所につながる～

- 居場所に関する情報をまとめ、可視化し、こども・若者自身が見つけられ、選びやすくする。
- こども・若者の興味に即した居場所づくりにするなど、こども・若者が利用しやすい工夫を施す。
- 自分で居場所を見つけにくいこども・若者も、幅広い手段を講じ、居場所につながるようにする。

みがく

～こどもにとって、より良い居場所となる～

- こども・若者の心身の安全が確保され、安心して過ごせる居場所づくりを進める。
- こども・若者が居場所づくりに参画し、こども・若者とともに居場所づくりを進める。
- どのように過ごし、誰と過ごすかを意識した居場所づくりを進める。
- 居場所同士や関係機関が対話し、連携・協働した地域全体の居場所づくりを進める。
- 環境の変化によるこども・若者のニーズに対応した居場所づくりを進める。

ふりかえる

～こどもの居場所づくりを検証する～

- 居場所づくりの検証の必要性は高いが、効果的な指標は定まっておらず、今後の重要な検討課題である。こどもの居場所の多様性と創造性を担保しつつ、理念を踏まえた指標の検討が必要である。

3

こどもの居場所づくりに関係する者の責務、役割と推進体制等

責務・役割

こどもの居場所づくりに関係する全ての者が、本指針で掲げるこどもの居場所づくりに関する理念等を共有するとともに、その重要性に対する関心と理解を深め、各々の役割を果たすことが必要である。

民間団体・機関や地域の役割

居場所づくりの担い手である民間団体・機関は、本指針の理念等を踏まえ、地域の実情に応じた取組を関係者と連携しつつ実施する。地域住民は、こうした取組への関心と理解を深め、自ら参加するとともに、こどもの見守りなど積極的な役割が期待される。

学校や企業の役割

学校は、教育機関としての役割のみならず、居場所としての役割も担っており、その認識の下、学校・家庭・地域が連携・協働し、居場所づくりを推進する。企業は、社会的責任を果たす観点から、食材や活動プログラムの提供、運営ノウハウや技術支援など積極的な役割を担うことが期待される。

地方公共団体や国の役割

市町村は、量・質両面からこどもの居場所づくりを計画的に推進する。都道府県は、市町村の取組を支える。国は、これらの取組を支えるとともに、評価指標の策定等を通じた全国レベルでの進捗把握や、居場所づくりの好事例の発信など普及促進を行う。

推進体制等

国における推進体制

- ・本指針に基づきこどもの居場所づくり施策を総合的に推進するため、こども家庭庁が政府の取組を中心的に担い、こども家庭庁のリーダーシップの下、関係府省庁が連携・協力しつつ、政府一体となってこどもの居場所づくりを強力に推進する。
- ・国が策定するこども大綱に本指針の内容を盛り込み、関連する他のこども施策とあわせ具体的施策を推進する。

地方公共団体における推進体制

- ・こども政策担当部署がリーダーシップを取る方法や、教育委員会がリーダーシップを取る方法など、地域の実情に応じて関係者が連携・協力できる体制を構築することが期待される。とりわけ、福祉部門と教育部門との連携が重要である。関係者による協議会などの会議体を置くことも考えられる。
- ・こども基本法において、都道府県は、国のこども大綱を勘案して、都道府県こども計画を作成するよう、また、市町村は、国の大綱と都道府県こども計画を勘案して、市町村こども計画を作成するよう、それぞれ、努力義務が課せられている。こどもの居場所づくりについても都道府県や市町村のこども計画に位置づけ、計画的に推進していくことが求められる。

施策の実施状況等の検証・評価、指針の見直しについて

- ・こども家庭審議会において、施策の実施状況や対策の効果等を検証・評価し、これを踏まえて対策等の見直しや改善に努めることが重要。国においてこどもの居場所づくりの検証の方法を十分に検討した上で、評価指標等を設定し、その進捗を定期的にフォローアップする。また、調査研究や事例収集等を通じて、地域のこどもの居場所づくりの取組状況等を適切に把握・分析し、政策的対応に向けた検討を行う。その際、こども・若者の参画を得るとともに、こどもの居場所づくりに関係する者の意見を聴きながら丁寧に進めることが重要。
- ・施策の進捗状況、社会情勢の変化等を踏まえ、こども大綱とも十分に連携を図る観点から、おおむね5年後を目途に見直しを行う。

全国こども政策関係部局長会議(令和5年度)(2024.1.17)

- ▶ 1月17日、こども家庭庁は全国こども政策関係部局長会議をライブストリーム配信にて開催した。
- ▶ 部局長会議では、こども家庭庁長官のあいさつの後、こども家庭庁長官官房、こども家庭庁成育局、こども家庭庁支援局、文部科学省総合教育政策局からの事業説明が行われた。
- ▶ こども家庭庁長官官房からは、こども基本法とこども大綱、自治体こども計画策定支援、こども未来戦略「加速化プラン」、こども・若者の意見反映、地域少子化対策重点推進交付金に関して説明が行われ、「加速化プランの3.6兆円の施策」、令和6年度予算について説明がなされた。
- ▶ 成育局からは、①こども家庭審議会子ども・子育て支援等分科会における議論の整理について、②保育所等における性被害防止対策に係る設備等支援について、③こども未来戦略等(幼児教育・保育の質の向上/全ての子育て家庭を対象とした保育の拡充)について、④保育所等における負担軽減について(処遇改善加算の関係書類の見直し、保育補助者の配置等)、⑤公定価格の改善について、⑥保育人材の確保など、多岐にわたる事項の説明が実施された。
- ▶ 支援局からは、①「加速化プラン」における支援強化【貧困、虐待防止、障害児・医療的ケア児】、②児童虐待防止対策の強化等について、③こどもの貧困対策・ひとり親家庭の自立支援の強化、④家庭養育環境の確保や虐待等を受けたこどもの自立支援等の強化のほか、令和6年度障害福祉サービス等報酬改定等について説明が行われた。

こども未来戦略「加速化プラン3.6兆円」の施策詳細

1. 若い世代の所得向上に向けた取組

- ✓ 賃上げ（「成長と分配の好循環」と「賃金と物価の好循環」の2つの好循環）
- ✓ 三位一体の労働市場改革（リ・スキリングによる能力向上支援、個々の企業の実態に応じた職務給の導入、成長分野への労働移動の円滑化）
- ✓ 正規・非正規問題への取組（同一労働同一賃金の徹底、希望する非正規雇用者の正規化）

児童手当の拡充	妊娠・出産時からの支援強化	出産費用の軽減	高等教育（大学等）									
拡充後の初回の支給は2024年12月 ✓ 所得制限を撤廃 ✓ 高校年代まで延長 すべてのこどもの育ちを支える 基礎的な経済支援としての位置づけを明確化 ✓ 第3子以降は3万円 <table border="1"> <tr> <th>支給金額</th> <th>3歳未満</th> <th>3歳～高校年代</th> </tr> <tr> <td>第1子・第2子</td> <td>月額1万5千円</td> <td>月額1万円</td> </tr> <tr> <td>第3子以降</td> <td>月額3万円</td> <td>※ 多子加算のカウント方法を見直し</td> </tr> </table> → 3人の子がいる家庭では、 総額で最大400万円増の1100万円	支給金額	3歳未満	3歳～高校年代	第1子・第2子	月額1万5千円	月額1万円	第3子以降	月額3万円	※ 多子加算のカウント方法を見直し	実施中（2025年度制度改定） ✓ 出産・子育て応援交付金 10万円相当の経済的支援 ① 妊娠届出時（5万円相当） ② 出生届出時（5万円相当×子どもの数） ✓ 伴走型相談支援 様々な困難・悩みに応え、ニーズに応じた支援につなげる → 妊娠時から出産・子育てまで一貫支援 子育て世帯への住宅支援 ✓ 公営住宅等への優先入居等 今後10年間で計30万戸 ✓ フラット35の金利優遇	実施中 STEP 1 出産育児一時金の引き上げ 42万円 → 50万円に大幅引き上げ 「費用の見える化」・「環境整備」 STEP 2 出産費用の保険適用 ※2026年度を目途に検討	高等教育の負担軽減を拡大 ・世帯収入約600万円までの多子世帯等に拡充 ※2024年度から ・多子世帯の学生等については授業料等を無償とする ※2025年度から ✓ 修士段階の授業料後払い制度の導入 ✓ 貸与型奨学金の返還の柔軟化
支給金額	3歳未満	3歳～高校年代										
第1子・第2子	月額1万5千円	月額1万円										
第3子以降	月額3万円	※ 多子加算のカウント方法を見直し										

2. 全てのこども・子育て世帯を対象とする支援の拡充

切れ目なくすべての子育て世帯を支援

- ✓ 「こども誰でも通園制度（仮称）」を創設
 - ・月一定時間までの利用可能枠の中で、時間単位等で柔軟に通園が可能な仕組み
 ※2024年度から本格実施を見越えた試行的事業を実施（2023年度からの開始も可能）
- ✓ 保育所：量の拡大から質の向上へ
 - ・76年ぶりの配置改善：（1歳児）6対1→5対1（4・5歳児）30対1→25対1
 - ・民間給与動向等を踏まえた保育士等の更なる処遇改善
 - ・「小1の壁」打破に向けた放課後児童クラブの質・量の拡充
- ✓ 多様な支援ニーズへの対応
 - ・貧困、虐待防止、障害児・医療的ケア児等への支援強化
 - ・児童扶養手当の拡充、補装具費支援の所得制限の撤廃

3. 共働き・子育ての推進

育児を取りやすい職場に

男性の
育休取得率目標 **85%**へ大幅引き上げ（2030年）
 → 男性育休を当たり前に ※2022年度：17.13%

- ✓ 育児休業取得率の開示制度の拡充
- ✓ 中小企業に対する助成措置を大幅に強化
 - ・業務を代替する周囲の社員への応援手当の支給への助成拡充

育休制度の拡充

- ✓ 産後の一定期間に男女で育休を取得することを促進するため
 給付率を手取り10割相当に ※2025年度からの実施を目指す
- ✓ 「親と子のための選べる働き方制度（仮称）」の創設
 - ・時短勤務、テレワーク、フレックス勤務などを選択可能に
- ✓ 時短勤務時の新たな給付 → 支援策の内容は世界トップレベル

令和5年人事院勧告を踏まえた保育士等の公定価格上の人件費の改定

成育局 保育政策課

趣旨・目的

- 保育所・幼稚園・認定こども園等に従事する職員について、令和5年人事院勧告に伴う国家公務員の給与改定の内容に準じた保育士・幼稚園教諭等の処遇改善を行う。

事業の内容

- 公定価格の算定にあたっては、人件費・事業費・管理費等について、各々対象となる費目を積み上げて算定しており、そのうち、人件費の額については、国家公務員の給与に準じて算定している。
- 給与法の改正後に、令和5年人事院勧告に伴う国家公務員給与の改定内容を補正予算により予算に反映した上で、国家公務員給与の改定に準じて令和5年4月まで遡って公定価格の引上げ等を行うとともに、引き続き令和6年度予算案においても反映を行う。

（参考）令和5年人事院勧告の内容

- ① 初任給を始め若年層に重点を置いて俸給月額を引き上げる
- ② ボーナスを0.1月分引き上げる（4.4月→4.5月）

※上記の①②を反映した場合の公定価格上の人件費の改定率：+5.2%

実施主体等

- 【対象】私立保育所・幼稚園・認定こども園等に従事する職員
- 【実施主体】市町村
- 【補助率】国1/2、都道府県1/4、市町村1/4
 ※事業主拠出金充当後の負担割合

全ての子育て家庭を対象とした保育の拡充 ～「こども誰でも通園制度（仮称）」の創設～

令和5年12月11日
第8回こども未来戦略会議
参考資料1

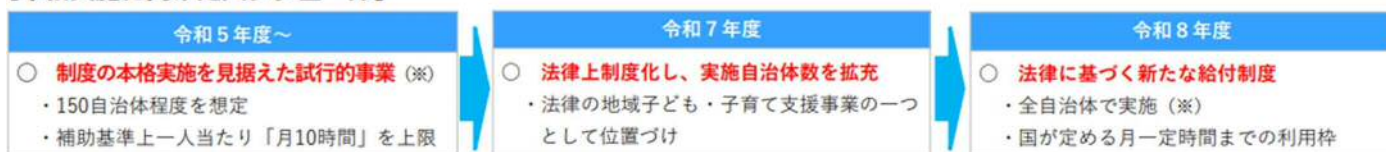
検討の方向性

- 現行の幼児教育・保育給付とは別に、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位等で柔軟に利用できる新たな通園給付（「こども誰でも通園制度（仮称）」）を創設する。
- **2025年度に子ども・子育て支援法に基づく地域子ども・子育て支援事業として制度化し、2026年度から子ども・子育て支援法に基づく新たな給付として全国の自治体においてこども誰でも通園制度（仮称）を実施できるよう、所要の法案を次期通常国会に提出する。**

制度の意義

- **こどもが家庭とは異なる経験や家族以外の人と関わる機会**
- 孤立感や不安感を抱える**保護者の負担感の軽減**
- 保育者からこどもの良いところや成長等を伝えられることで、**こどもと保護者の関係性にも良い効果**
- 給付制度とすることで**制度利用のアクセスが向上**
- **利用状況を自治体が把握でき支援が必要な家庭の把握**などにつながる

【本格実施に向けたスケジュール】



（※）補正予算で前倒しし、今年度中の開始も可能となるよう支援

（※）人材確保などの課題があり、令和8年度から国が定める月一定時間の利用可能枠での実施が難しい自治体においては、**国が定める月一定時間の利用可能枠の範囲内で利用可能枠を設定することを可能とする経過措置**を設ける。（令和8・9年度の2年間の経過措置）

【子ども・子育て支援法等の改正イメージ（次期通常国会に提出予定）】

- 現行の「子どものための教育・保育給付」とは別に、新たに「〇〇給付」を創設する。
- 利用対象者は、満3歳未満で保育所等に通っていないこども（※）とし、月一定時間までの利用可能枠の中で利用が可能。
（※）0歳6か月までは制度として伴走型相談支援事業等があることや、多くの事業所で0歳6か月以前から通園の対象とするということはこどもの安全を確保できるのか十分留意が必要になるなどの課題があり、0歳6か月から満3歳未満を基本的に想定。
- 本制度を行う事業所について、市町村による指定（認可・確認）の仕組み、市町村による指導監査、勧告等を設けることとする。

等36

こども未来戦略会議

◇第9回(2023.12.22)

- ▶ 12月22日、内閣官房は第9回こども未来戦略会議（議長：岸田内閣総理大臣）を持ち回り開催した。
- ▶ 今回の会議では、「こども未来戦略案」が提示され、「全体として異論がない旨回答があった」とされた。
- ▶ そのうえで、こども・子育て政策の強化について、以下の意見が出されたとして整理している。

【「戦略」の施策の進め方について】

- 「加速化プラン」に示された施策のうち、児童手当含め、過去に実施した施策についての効果検証を速やかに行うとともに、今後実施する施策は効果測定に相応しいKPIを明確に示し、真に効果の高い施策に重点的に予算を投入すべき。
- 取り組みの効果について、生活の質の向上はもとより、必要性・効率性および有効性の観点から政策評価を行い、不断の改善をはかる必要がある。

【「加速化プラン」を支える安定的な財源の在り方について】

- 「こども・子育て支援金」は、実質的に負担を生じさせないとの趣旨について、社会保険負担軽減効果の算定方法、それを踏まえた納付額の決定方法、具体的に個人にとってどの程度の納付額となるのかの見通し、また支援金の使途等について、国民に対してより丁寧かつわかりやすい説明を行い、国民の理解を得た上で進めるべき。また、「支援金制度」はあくまで時限的な制度とし、医療・介護分野の改革（歳出改革）を徹底するとともに、中長期的な財源の議論を速やかに行うべき。

【ライフステージを通じた子育てに係る経済的支援の強化や若い世代の所得向上に向けた取組】

- 高校生の扶養控除を削るという考え方ではなく、高校生未満への扶養控除（年少扶養控除）を復活させるなど、今まで以上に子育てをする人を力強く支える社会のあり方を税制面からも検討いただきたい。

【全てのこども・子育て世帯を対象とする支援の拡充】

○こども誰でも通園制度(仮称)の拡充のため、保育士等の職員の育成や研修のあり方を検討して幅広い人材育成をするべきである。また、職員配置基準等を満たしている事業者については、市町村に指定される仕組みとすることで担い手を増やし、3歳未満のこどもと子育て世代を応援していく必要がある。

◇第8回(2023.12.11)

- ▶ 12月11日、内閣官房は第8回こども未来戦略会議を開催し、こども・子育て政策の強化について協議を行った。
- ▶ 会議では、最初に、新藤全世代型社会保障改革担当大臣より、「こども・子育て政策の強化」については、6月に閣議決定された「こども未来戦略方針」を踏まえ、「加速化プラン」に掲げる施策などできるものから実行に移していくとともに、細部の議論を進め、年末までに「こども未来戦略」として取りまとめることとしている旨の発言があった。また、前回(10/2)の本会議での総理指示を踏まえ、3兆円半ばの施策の詳細を含む「加速化プラン」の施策の具体化や、安定財源の確保の枠組みについて、各省庁において検討いただき、その成果を「こども未来戦略」案としてとりまとめている旨の発言があった
- ▶ そのうえで、委員からは以下のような意見が出された。

【「戦略」案の施策の進め方について】

- 少子化対策の各施策について、エビデンスに基づき検証し、真に効果のある施策に重点化していくべき
- 少子化対策は、全世代型社会保障の構築、構造的質上げ、エビデンスに基づく効果検証という3点セットで進めることにより、この国の未来の姿を変える戦略になる。政府には、これらの政策の全体像を国民に分かりやすくご説明頂くとともに、改革を確実に実行いただきたい。

【「加速化プラン」を支える安定的な財源の在り方について】

- 財源については、社会全体でこども・子育てを支える考えにもとづき、税や財政全体の見直しなど、幅広い財源確保策を検討すべき。
- 「加速化プラン」の地方財源については、確実に確保していただくことを改めてお願いするとともに、保育士の配置基準見直しや「こども誰でも通園制度」等を検討する際は、人材確保が厳しい状況にある地方の実情を踏まえ、それぞれの自治体が問題なく実施できるよう、必要な支援を講じていただきたい。
- 全国一律に実施すべき総合的な施策については、国の責任と財源で実施するよう、検討していただきたい。
- 基本となるべき子育て政策について、自治体の財政力によって地域間格差が生じることのないよう、国の責任において地方財源も含めて確実に確保していただきたい。

【支援金制度(仮称)について】

- 支援金制度は単なる拠出としてではなく、新しい分かち合いや連帯の仕組みとして捉え、社会が子育て世帯をどう支えていくべきかを考えることが重要。

こども家庭審議会

◇第4回(2024.1.29)

- ▶ 1月29日、こども家庭庁は第4回こども家庭審議会を開催した。第4回では、こども大綱等の閣議決定について報告するとともに、今後の分科会・部会における調査審議等について説明を行った。
- ▶ 今後の審議に関しては、「こども政策推進会議において、こども大綱に基づき具体的に取り組む施策を「こどもまんなか実行計画」として取りまとめる。こども家庭審議会において、施策の実施状況やこども大綱に掲げた数値目標・指標等を検証・評価し、その結果を踏まえ、毎年6月頃を目途に、こども政策推進会議において「こどもまんなか実行計画」を改定し、関係府省庁の予算概算要求等に反映する」として

いる。そのうえで「こどもまんなか実行計画」の実施状況とその効果、こども大綱に掲げた数値目標と指標の状況、社会情勢の変化等を踏まえ、おおむね5年後を目途に、こども大綱を見直す」としている。

▶ こども家庭審議会の審議のすすめ方としては、

○調査審議は、「こども大綱の案の策定に向けた検討及び同大綱に基づく施策の実施状況の検証・評価」を所掌事務とする基本政策部会において実施し、こどもまんなか実行計画の策定に当たっての審議会としての意見を取りまとめる。

○各分科会・部会においては、状況に応じて所掌の範囲内で、こどもまんなか実行計画策定に向けた意見を基本政策部会に提出する。

○こども大綱に向けた答申の中間整理の際にいただいたこども・若者や子育て当事者等の意見の再整理や、「こども若者★いけんぷらす」の「いけんひろば」を活用した意見聴取により、こども・若者、子育て当事者等の意見を踏まえた調査審議を行うとしている。

▶ スケジュールは下記のとおり。

3月下旬頃 第11回基本政策部会：各分科会・部会の意見、こども・若者、子育て当事者等の意見

5月中旬頃 第12回基本政策部会：審議会意見の取りまとめ

6月頃 こども政策推進会議でこどもまんなか実行計画を決定

(こどもまんなか実行計画を関係府省庁の予算概算要求等に反映)

◇「こども大綱」策定に向け政府に答申を提出(2023.12.1)

▶ 12月1日、こども家庭審議会は「今後5年程度を見据えたこども施策の基本的な方針と重要事項等～こども大綱の策定に向けて～」 「幼児期までのこどもの育ちに係る基本的なヴィジョン」 「こどもの居場所に関する指針」を政府に答申した。

▶ 今後、この答申をもとに政府内で調整が行われ、年内を目途に閣議決定される予定。

▶ 今後5年程度を見据えたこども施策の基本的な方針と重要事項等～こども大綱の策定に向けて～では、「こども大綱」の策定に向けた答申では、「こども大綱」が目指す「こどもまんなか社会」を定義づけたうえで、こども施策に関する基本的な方針(こども施策に関する基本的な方針として下記6本の柱を整理している。

①こども・若者を権利の主体として認識し、その多様な人格・個性を尊重し、権利を保障し、こども・若者の今とこれからの最善の利益を図る

②こどもや若者、子育て当事者の視点を尊重し、その意見を聴き、対話しながら、ともに進めていく

③こどもや若者、子育て当事者のライフステージに応じて切れ目なく対応し、十分に支援する

④良好な成育環境を確保し、貧困と格差の解消を図り、全てのこども・若者が幸せな状態で成長できるようにする

⑤若い世代の生活の基盤の安定を図るとともに、多様な価値観・考え方を大前提として若い世代の視点に立って結婚、子育てに関する希望の形成と実現を阻む隘路(あいろ)の打破に取り組む

⑥施策の総合性を確保するとともに、関係省庁、地方公共団体、民間団体等との連携を重視する

▶ 「こども大綱」については、こども基本法第16条において「政府は、こども大綱の定めるところにより、こども施策の幅広い展開その他のこども施策の一層の充実を図るとともに、その実施に必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めなければならない」とされており、こども大綱に基づき政府全体でこども施策を強力に推進することとなる。

▶ 幼児期までのこどもの育ちに係る基本的なヴィジョンでは、「幼児期までのこどもの育ちに係る基本的なヴィジョン」(答申)では、「幼児期までこそ、生涯にわたるウェルビーイング(身体的・精神的・社会的に幸せな状態)の向上にとって最重要」とし、こども基本法にのっとり整理した5つのヴィジョンとして、下記5点を整理している。

- ①こどもの権利と尊厳を守る
- ②「安心と挑戦の循環」を通してこどものウェルビーイングを高める
- ③「こどもの誕生前」から切れ目なく育ちを支える
- ④保護者・養育者のウェルビーイングと成長の支援・応援をする
- ⑤こどもの育ちを支える環境や社会の厚みを増す

- ▶ そのうえで、実効性のある「育ちのヴィジョン」とするために、『こども大綱』の下に策定する『こどもまんなか実行計画』の施策へ反映すること、「全ての人の具体的行動を促進するための取組を含め、こども家庭庁が司令塔となり、具体策を一体的・総合的に推進」することを求めている。
- ▶ こどもの居場所に関する指針では、こどもの居場所づくりを進めるにあたっての基本的な視点として、下記4点を相互に関連し、循環的に作用させることとしている。
 - 「ふやす～多様なこどもの居場所がつくられる～」
 - 「つなぐ～こどもが居場所につながる～」
 - 「みがく～こどもにとって、より良い居場所となる～」
 - 「ふりかえる～こどもの居場所づくりを検証する～」

こども家庭審議会 基本政策部会 こども・若者参画及び意見反映専門委員会

◇第4回(2024.1.16)

- ▶ 1月16日、こども家庭庁は第4回こども家庭審議会基本政策部会こども・若者参画及び意見反映専門委員会(委員長:土肥潤也 特定非営利活動法人わかもののまち代表理事)を開催した。
- ▶ 今回は「こども大綱」について報告を行うとともに、「ヒアリングする省庁における「こども若者★いけんぷらす」の活用状況」等について報告を行い、「地方自治体との連携・サポート」の実例として山梨県のこども・若者意見反映サポート事業のヒアリングが実施された。
- ▶ 今後、地方自治体においてもこども・若者の意見を聞き、施策に反映していくことが求められている。

こども家庭審議会 幼児期までのこどもの育ち部会 こどもの預かりサービスの在り方に関する専門委員会

◇第1回(2024.1.12)

- ▶ 1月12日、こども家庭庁は第1回こども家庭審議会幼児期までのこどもの育ち部会こどもの預かりサービスの在り方に関する専門委員会(委員長:松田茂樹 中京大学教授)を開催し、「子ども・子育て支援情報公表システム「ここ de サーチ」の改修」について報告を行うとともに、「ベビーシッターの基準適合促進」について協議を行った。
- ▶ 「子ども・子育て支援情報公表システム「ここ de サーチ」の改修」については、過去に事業停止命令等を受けたか否かの別、受けていた場合はその処分の内容等を追記としている。
- ▶ 「ベビーシッターの基準適合促進」については、ベビーシッターは認可外保育施設指導監督の立ち入り調査を実施しているところが19.3%であり、基準に適合しているところは28.1%にとどまっていることが報告され、認可外保育施設の無償化の経過措置の期限到来への対応として、基準を満たしていないベビーシッター(事業者、個人)について基準適合を促進していく必要があるとしている。今後、自治体に対し、満たしていない割合が高い項目について対応策を示し、基準適合を促進としている。

こども家庭審議会 児童虐待防止対策部会

◇第3回(2023.12.26)

- ▶ 12月26日、こども家庭庁は第3回こども家庭審議会児童虐待防止対策部会(部会長:山縣文治 関西大学教授)を開催し、令和4年改正児童福祉法の施行に向けた検討状況等として、こども家庭センター、地域子育て相談機関、家庭支援事業の利用勧奨・措置、一時保護施設の設備・運営基準案等、親子再統合支援事業(親子関係再構築支援)、こどもの権利擁護、こども家庭福祉の認定資格(こども家庭ソーシャルワーカー)、一時保護時の司法審査等の検討状況について、協議を行った。

施行に向けた準備(実施要綱等に盛り込むべき事項、スケジュール)

施行	改正事項	政省令、告示、通知等に反映する必要のある論点	R4	R5			R6	R7	
				春～夏	秋	冬～春	夏～秋		
R6.4	こども家庭センターサポートプラン	人員配置基準、運営要領、サポートプランの記載事項・作成対象者 等	調査研究事業等	こども家庭審議会関係部会における議論	児相長会議・自治体説明会（運用イメージの提示）	府令公布	通知等発出	施行	第3期子ども子育て支援計画
	地域子育て相談機関	担い手・区域、情報発信・提供、子育て世帯とつながる工夫、関係機関との連携 等							
	家庭支援事業	支援対象者、事業内容、費用負担 等							
	こどもの権利擁護	意見聴取等措置・意見表明等支援事業の実施方法・体制等							
	親子再統合支援事業	事業内容、外部機関との協働方法 等							
	一時保護所基準	居室・人員等の基準、第三者評価の受審 等							
	自立支援	事業内容、対象者、実施場所、人員等の基準、届出事項 等							
	里親支援センター	事業内容、人員等の基準、第三者評価の受審、実施場所 等							
	妊産婦等生活援助事業	届出事項、対象者、実施場所 等							
認定資格	研修課程、試験の頻度 等	検討会とりまとめ （研修資料等）	認定機関の発足	都道府県等社会的養育推進計画					
R7.6	司法審査	一時保護の要件、一時保護状の請求手続 等	実務者作業チーム 府令改正・マニュアル検討			マニ ュアル 公表	施行 （令和7年 6月1日）		

※ 令和6年4月に向け、令和4・5年度は、令和3年度補正予算(安心こども基金)等を活用し先行的な取組を実施。

4

- ▶ 「親子関係再構築のための支援強化に関するガイドライン」および「こどもの権利擁護スタートアップマニュアル」は、同日付で通知された。

親子関係再構築のための支援体制強化に関するガイドライン（概要）

1. 親子関係再構築支援の定義

※ 親子再統合支援＝親子関係再構築支援

令和5年12月26日付けこども家庭庁支援局長通知

- 「こどもと親がその相互の肯定的なつながりを主体的に築いていけるよう、虐待をはじめとする養育上の問題や課題に直面している家庭の親子関係の修復や再構築に取り組むこと」を指す。
- 親子関係再構築支援にあたっては、**こどもの権利に根差して、こどもの健やかな育ちのため、パーマネンシー保障を目指す中で、こどもの最善の利益の実現を目的として実施する必要がある。**
- **里親・ファミリーホーム・施設で生活するこどもと親のみを対象とした家庭復帰を唯一の目的とするものではなく、在宅で生活する親子も対象とした、家族の状況や課題等に応じた多様な形で関係修復や再構築のための支援を指す。**親子の交流がない場合等も含め、こどもの生い立ちの整理やきょうだい等の家族・親族等との関係性構築、永続的なつながりや養育環境の構築のための支援も含む。

2. 親子関係再構築支援の意義

- **こどもは親子関係再構築の主体であり、親子関係再構築支援はこどもの意見・意向を丁寧に確認しながら進めていくことが必要。**
- その意義は、こどもと親がその相互の肯定的なつながりを主体的に築いていくことを通して、こどもが愛され、大切にされているということを実感しながら、親と子互いの存在や価値を肯定して生きていけるようになること。
- 親子関係再構築支援はこどもの将来に大きく影響を及ぼす大切な支援であり、**こどもと親の双方、そして家族・親族や地域等を含めて総合的にサポートすることが求められる。**

3. 親子関係再構築支援の原則

① こどもの援助指針等（※）における親子関係再構築 ※ 自立支援計画・サポートプラン等を含む。	援助指針等の作成に当たっては、「 親子の関係性を再構築する 」という視点を持ち、 こどもの意見・意向を丁寧に把握・尊重しながら、具体的に必要な支援内容を検討 することが重要。
② 当事者である「こども」と「親」と一緒に考える	主体は「こども」と「親」。こどもと親が現状をどのように捉え、どのようにしていきたいかを確認し、そのために何が必要なのかを一緒に考えるプロセスが重要。 特にこども本来の意見・意向の把握に努め、それを尊重した支援となるよう十分留意。
③ こどもを支える人・機関と連携した援助指針等の策定	祖父母やきょうだい、友人、地域とのつながりなど含めた総合的な支援を行うため、こどもと親を中心に、家族・親族や地域等の人・機関とも目標と課題を共有し、各々の関係性や役割分担等を十分に確認。
④ 親子関係再構築支援＝保護者支援プログラムの活用、ではない	親子関係再構築支援は、こどもの最善の利益の実現を目的として、こどもの援助指針の一環として、こども、親、家族、親族、地域等に対して行う総合的な支援。保護者支援プログラムは支援メニューの選択肢の1つ。

4. 親子関係再構築支援のために整備が必要な体制・仕組み

- ＜重層的・複合的・継続的な支援が行える体制構築＞～こどもや親の課題等に応じ、多様な支援メニューと必要に応じ長期的なサポートを～
 - 都道府県等が推進役となり、児童相談所による支援のほか、市区町村や関係機関（施設や里親等、児童家庭支援センター、医師や外部の専門家、民間団体等）、自治体内の他部署等を含めた総合的な支援体制を構築する必要。
- ＜親子関係再構築の視点を含めたアセスメント・援助指針等の策定＞
 - 親子関係再構築の視点からこどもと保護者・家族の抱えるリスクやニーズ、ストレングスをアセスメントし、必要な支援方針・方法をより具体的に検討・記載していくことが重要。

5. 児童相談所における親子関係再構築支援の体制強化

- ＜親子関係再構築支援を実施するための児童相談所の組織づくり＞
 - 親子関係再構築支援はこどもの援助指針の一環であり、当然実施を検討すべき支援であることを前提とした組織づくり（専任職員の配置、専門チームの設置、SVによるサポート体制をつくる等、各段階において切れ目のない支援を行えるような組織づくり）が必要。
- ＜児童相談所でのノウハウ共有のための研修体系の構築＞
 - 児童相談所内でノウハウを共有し、組織として蓄積していくための工夫（オンライン研修等の積極的な活用や、講師を招聘した研修実施等）が必要。
- ＜多様な主体との「協働」による親子関係再構築支援の実践＞
 - 市区町村、民間団体、施設・里親等の多様な主体との連携・協働を意識し、援助方針の検討・共有等を行っていくなど、連携・協働のための取組を児童相談所が率先して実践する必要。
- ＜児童相談所が行う親子関係再構築支援メニューの充実＞
 - こどもと親の課題やニーズを踏まえて、アセスメント方法の開発や支援メニューづくりを行い、実践している児童相談所もある。

6. 民間との協働による親子関係再構築支援の充実

- **民間団体との協働による支援体制のメリット**：児童相談所に対して拒否感や抵抗感を抱いている親への対応、アセスメントや支援における第三者視点による新たな気づき、民間団体の専門性を生かした支援、児童相談所としてのノウハウ蓄積や職員のスキルアップ
⇒ 支援の選択肢を増やし、多様な立場からサポートできる体制づくりにつなげる。
- **留意点**：事前のアセスメントを丁寧にいったうえで必要なプログラムにつなぐ、カンファレンスは合同で実施する、事後の親・こどもの変化等を適切に評価したうえでその後の対応をとるなど、民間団体に任せきりにせず協働による支援を意識 等

7. 市区町村における支援体制の強化と児童相談所との連携・協働による支援の充実

- 多くの資源等の調整役である市区町村が担う役割は大。切れ目のない支援に向け、児童相談所から親子のニーズ等について市区町村に適切に情報提供し、サポートプラン策定に反映。プッシュ型（利用動向・措置）での支援提供も含め、市区町村とともに支援方針を検討。
- 都道府県等は、社会的養育推進計画で親子関係再構築支援の重要性を関係機関に向けて広く啓発する等具体的な取組を記載するとともに、都道府県として親子関係再構築支援の方針を市区町村と共有し、市区町の体制強化に向けた支援方を講じる等の主導的役割を發揮。

8. 里親・ファミリーホーム・施設等との協働による支援

- こどもの状況や親の面会等に関する状況等について里親・ファミリーホーム・施設からもしっかりと情報収集等を行い、援助指針の策定を含めて、里親・ファミリーホーム・施設と協働しながら支援を実施する仕組みづくりが重要。
- こどもと家族の意向や状況を踏まえ、家庭復帰に向けた支援を最大限に行ってもそれが困難な場合は、親族・知人による養育や特別養子縁組等も検討。その際、それぞれのこどもにとってのパーマネンシー、つながりを十分考慮。養子縁組に必要な手続の確認や養子縁組あつせん事業者、里親支援機関との連携等の体制づくりに努める。

親子関係再統合支援事業は、こうした親子関係再構築支援の全体像・プロセスを踏まえ、その支援体制強化に当たって活用

こどもの権利擁護スタートアップマニュアル（概要）

令和5年12月26日付けこども家庭庁支援局長通知

I こどもの意見聴取等措置

■ 意見聴取等措置が必要となる場面

- 以下の場合、意見聴取等措置をあらかじめ実施（①は法律上規定、②はこれを実施すべき又は実施が望ましい場面）
 - ① 一時保護、在宅指導等措置、施設入所、里親等委託、指定発達支援医療機関への委託の決定・停止・解除・変更・期間の更新
 - ② 自立支援計画の策定・見直し、自立援助ホームや母子生活支援施設への入居・入所、面会通信制限 等
- 緊急一時保護の必要がある場合などあらかじめ意見聴取等措置をとるといえないときは、事後速やかに意見聴取等措置を実施

■ 意見聴取等を行う者

- 原則、児童相談所職員が実施。各児童相談所の体制や状況等も踏まえつつ、こどもの意見・意向を適切に把握できる方法（※）を検討。
※ 担当の児童福祉司又は児童心理司（必要に応じて双方）が実施／担当児童福祉司等とは別の職員が実施
- 意見表明等支援事業の活用により、こどもの求めに応じて意見表明等支援員が支援を行うことも有用。

意見聴取等
措置の流れ

Step1
こどもへの説明

Step2
こどもからの意見聴取

Step3
記録作成

Step4
聴取した意見・意向の考慮、
反映の検討

Step5
こどもへのフィードバック

■ こどもへの説明・意見聴取

- 以下の事項（※）をこどもに事前に丁寧に説明。権利ノートや図、イラスト等を用いると効果的。
※ 児童相談所の役割、こどもが置かれている現在の状況、親や家族等の現在の状況、一時保護ガイドライン／児童相談所運営指針で定められている内容（一時保護の理由、目的等／入所等措置をとる理由等）、聴取した意見の取扱い、権利救済や意見表明等支援事業の仕組み・利用方法
- 援助方針の検討の可能な限り早期の段階で、以下の事項（※）について意見聴取を実施。複数回にわたり実施する等の対応が望ましい。
※ 措置等の内容についての意見・意向とその理由、今後に対する希望、現在の状況についてどう考えているか、措置等に関する希望、不安等
- 言葉による意見聴取が困難な場合も、絵カード等のコミュニケーションツールを活用し、こどもが意見・意向を表明できるよう最大限配慮。それでも意見表明が困難なこどもには、こどもの生活スタイルを理解して意思を推察するなど非指示的アドボカシーを実施

■ 記録の作成・管理 児童記録票に、日時場所、説明方法、説明内容、聴取内容、こどもの反応・様子、所見を記載

■ 聴取した意見・意向の考慮、反映の検討

- 聴取した意見・意向は援助方針会議等の場で共有し、十分勘案した上でこどもの最善の利益を考慮して組織として支援の方法や内容等を検討。可能な限りこどもの意見・意向を尊重できるよう、十分な検討・議論を行う

■ こどもへのフィードバック

- こども本人に速やかに決定の内容と理由を丁寧かつ分かりやすく説明しフィードバック。特にこどもの意見・意向と反する意思決定を行う場合は説明を尽くす。

こどもの権利擁護スタートアップマニュアル（概要）

II 意見表明等支援事業

■ 意見表明等支援を実施する場面

- 措置等の決定、自立支援計画策定、里親・施設や一時保護所における日常生活の場面、こどもが児童福祉審議会等へ意見申立てを行う場面

■ 意見表明等支援事業の実施に向けた準備・留意事項

（実践環境の整備）

- こども／関係者（児童相談所職員や里親・施設職員、一時保護所職員等）への説明、多様なアクセス手段の確保（電話、はがき、SNS等。障害児の場合は手話通訳等の合理的配慮）、事務局の体制確保（都道府県等の主管課／可能であれば適当な外部団体に委託）

（意見表明等支援員の確保）

- 配置形式・体制（独立性の担保）：児童相談所等とは別の機関が担うことを基本。適切な団体等に都道府県等が委託／補助。個人の場合は委嘱
- 資質の醸成・担保：都道府県等が適当と認める養成研修の修了が必要。多様な属性・強みを持つ支援員の確保。SVを受けられる体制整備。

（意見表明等支援事業の実施方法、留意事項）

- 訪問先の決定（一時保護所、里親家庭、児童養護施設等の入所施設）、対象となるこども（年齢等で一律に区切るのは不相当）、訪問方法（定期的な要請に応じた訪問）、こどもの意見表明を促す工夫、こどもの年齢・発達の状況に応じた配慮、意見表明への対応とこどもへのフィードバック（意見表明を受けた関係機関における十分な検討、こどもへの丁寧でわかりやすい説明が確実に行われる体制の構築）、守秘義務・個人情報の管理 等

III こどもの権利擁護に係る環境整備

■ 個別ケースに関するこどもの権利擁護の仕組みの構築

（児童福祉審議会の活用）

- 基本的な仕組み：こども（又はこどもに関わる関係機関）が児童福祉審議会に意見を申し立て、こどもからの意見聴取や必要な調査を行った上で児童福祉審議会において審議し、必要な場合には児童相談所等の関係行政機関に対して意見を具申
※ 意見具申の内容はこども本人にも伝え、児童福祉審議会では一定の期間を設けて児童相談所や施設等から対応結果の報告を求め、その結果をこどもに伝えるといったフォローアップも行う

準備・留意事項：児童福祉審議会の独立性、迅速性、専門性、こどもからのアクセシビリティの確保等の観点から必要な体制を確保

- 権利擁護に関する専門部会の設置・迅速な開催、委員の選定（児童相談所や施設関係者等は望ましくない等）、事務局の設置（児童相談所職員が担当することは避ける）、多様なアクセス手段の確保、関係機関等（児童相談所、施設、一時保護所、里親等）への説明・周知

（児童福祉審議会以外の機関による権利擁護）

- 条例について児童福祉審議会とは別のこどもの権利擁護機関を設置し、権利救済の申し立てを受けて調査・審議、勧告等を行う自治体の取組例を紹介

■ 意見表明等支援事業の実施・活用促進等

■ こどもに対する権利や権利擁護の仕組みの周知啓発、関係者・関係機関への周知啓発や理解醸成

■ こどもの権利擁護に係る環境整備に関するその他の取組（意見箱（実効性ある運用）、こども会議等）

こども家庭審議会 児童虐待防止対策部会 児童虐待等要保護事例の検証に関する専門委員会

◇第 113 回(2024.1.31)

- ▶ 1 月 31 日、こども家庭庁は第 113 回児童虐待等要保護事例の検証に関する専門委員会を開催し、「こども虐待による死亡事例等の検証結果等について 第 20 次報告」について協議を行った。
(非公開)

こども家庭審議会 社会的養育・家庭支援部会

◇第 4 回(2024.1.23)

- ▶ 1 月 23 日、こども家庭庁は第 4 回こども家庭審議会社会的養育・家庭支援部会(部会長:山縣文治 関西大学教授)を開催した。
- ▶ 第 4 回部会では、令和 6 年度予算案と令和 5 年度補正予算案の概要、里親等委託の推進に向けた具体的な改善方策等や改正児童福祉法の施行等に向けた検討状況、次期都道府県社会的養育推進計画の策定要領案について寄せられた意見の報告が行われた後、協議が行われた。

次期都道府県社会的養育推進計画策定要領について

<現行策定要領>

- 国は、平成28年改正児童福祉法の理念のもと、「新しい社会的養育ビジョン」で掲げられた取組を通じて、こどもの最善の利益を実現していくため、各都道府県に、都道府県社会的養育推進計画の策定を求めた。(平成30年7月)
- 各都道府県が計画を策定するに当たって踏まえるべき基本的考え方や留意事項をまとめて策定要領として示したものの。
- 各都道府県は、令和11年度を終期とし「令和2～6年度」「令和7～11年度」の各期に区分して計画を策定。

【見直しの背景】

- 令和4年改正児童福祉法において、児童等に対する家庭及び養育環境の支援を強化し、児童の権利の擁護が図られた児童福祉施策を推進するための改正が行われた。
- また、これに先立つ「令和3年度社会保障審議会児童部会社会的養育専門委員会」報告書(令和4年2月)においては、都道府県社会的養育推進計画について、資源の計画的な整備方針のための計画とすべきこと等が指摘されているところ。
→これらを受けて既存の計画の見直しを行う必要がある。

<主な見直しのポイント>

計 画 期 間	●令和6年度に今期の期末を迎えるに当たり、次期計画は令和7～11年度の5年を1期として策定。
項 目	●令和4年改正児童福祉法の内容等を踏まえ体系を見直すとともに、現行の11項目を13項目とする。 ※「支援を必要とする妊産婦等の支援に向けた取組」「障害児入所施設における支援」を新設。 ●家庭養育優先原則とパーマネンシー保障の理念に基づく支援の在り方を中心に据えた構成に。
計 画 記 載 事 項	●現行計画との継続性を踏まえつつ、適切にPDCAサイクルを運用する観点から、各項目ごとに、「現行計画の達成見込・要因分析等」の記載を求める。 ●「資源の必要量等」「現在の整備・取組状況等」「整備すべき見込量等」の記載を求める。 ●さらに、「整備すべき見込量等」について、「整備・取組方針等」(指定するものについては定量的な整備目標も設定)として具体的に記載することを求める。
評 価 の た め の 指 標	●現行の策定要領においては、評価のための指標は例示となっていたところ、次期計画では、各項目ごとに統一的な「評価のための指標」を設定する。 ●各都道府県において、当該指標により取組の進捗状況の把握を求める。 ●国は、各都道府県の取組の進捗について、毎年度調査を実施し、分析・評価して公表。

1. 基本的考え方（計画記載事項）

(1) 都道府県における社会的養育の体制整備の基本的考え方及び全体像

- ・国・地方公共団体においては、**家庭養育優先原則とパーマナンス保障の理念**に基づくケースマネジメントの徹底が必要。
- ・こどものニーズの適切な把握と支援への反映が必要。なお、こどもに対して行われたソーシャルワークが**こどもに還元**されることが重要。
- ・計画策定に当たっては、**当事者であるこどもや市区町村の意見**の反映、子ども・子育て支援事業計画等との整合性が必要。
- ・計画策定の際は、都道府県児童福祉審議会等の合議制の会議への**意見聴取**を行うこととし、計画の進捗についても、毎年度、評価のための指標等により**自己点検・評価**を実施して、その結果を当該会議へ報告するなど、適切にPDCAサイクルを運用することが必要。

(2) 当事者であるこどもの権利擁護の取組（意見聴取・意見表明等支援等）

- ・令和4年改正児童福祉法においては、**こどもの権利擁護に係る環境を整備**することを都道府県の業務に位置づけるとともに、措置や一時保護決定時等の**意見聴取等措置**、さらにはこどもの**意見表明等支援事業**の創設等、こどもの権利擁護に関する取組について拡充が図られたことを踏まえ、都道府県においては、これらの内容を適切かつ積極的に推進するための具体的な取組を行うことが必要。

(3) 市区町村のこども家庭支援体制の構築等に向けた都道府県の取組

- ・全ての妊産婦、子育て世帯、こどもへ一体的に相談支援を行う機関である市区町村の**こども家庭センター**を通じて、支援が必要な家庭等が家庭支援事業など必要な支援メニューに切れ目なく繋がることで、虐待等に至る前に家庭維持に向けた**予防的支援**や、虐待等により親子関係の修復が必要な家庭に対しては**親子関係の再構築**に向けた支援が効果的に行われることが必要。

(4) 支援を必要とする妊産婦等の支援に向けた取組

- ・支援を必要とする妊産婦等に対しては、支援の入り口から妊産婦等との関係性をつくりながら、ニーズに応じた**多機能な支援を包括的に**提供することが必要。

(5) 一時保護改革に向けた取組

- ・一時保護を行う場合は、家庭における養育環境と同様の養育環境あるいはできる限り良好な家庭の環境にあって、個別性が尊重されるべきものであり、こどもの年齢等に配慮しつつ、**原則として個別対応**を基本とする必要があることから、都道府県においては、国において策定する**一時保護施設**の**設備・運営基準**を踏まえて、条例で基準を定めるとともに、必要な環境整備を行うことが必要。

(6) 各年度における代替養育を必要とするこども数の見込み

- ・予防的支援や家庭復帰、親族養育等への移行、養子縁組の成立見込み数を踏まえて、代替養育を必要とするこども数の見込みを時点修正することが必要。

(7) 代替養育を必要とするこどものパーマナンス保障に向けた取組

- ・家庭養育優先原則とパーマナンス保障の理念の徹底が必要。すなわち、予防的支援により**家庭維持**を目指すとともに、代替養育を必要とするこどもに対しては、まずは**家庭復帰**に向けた努力を最大限に行い、それが困難と判断された場合は、**親族・知人による養育**、さらには**特別養子縁組**を検討する。その上で、これらの対応がこどもにとって**適当でない又はその実現までに期間を要すると判断された場合には、里親・ファミリーホームへの委託や児童養護施設等への入所の措置を検討するとともに、既に代替養育されているこどもに対しては、継続して家庭復帰に向けた努力や親族・知人による養育、特別養子縁組、里親・ファミリーホームへの委託を検討することが必要。**

(8) 里親等への委託の推進に向けた取組

- ・家庭復帰や親族・知人による養育、特別養子縁組を検討した上で、これらがこどもにとって**適当でない又は実現までに期間を要すると判断された場合には、「家庭と同様の養育環境」である里親・ファミリーホームへの委託を検討することが必要。**
- ・児童福祉施設として新たに位置づけられた**里親支援センター**において、里親のリクルートから里親委託措置解除後における支援に至るまでの**一貫した里親支援**が効果的に実施されるよう、その設置を促進することが必要。

(9) 施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた取組

- ・家庭では困難な**専門的ケア**を要する、又は年長児で家庭養育に対する**拒否感が強い**などという理由で施設養育が必要とされるこどもに対しては、地域小規模児童養護施設や分園型小規模グループケアで養育されるよう、必要な措置を講ずることが必要。
- ・児童家庭支援センター等の設置の検討や家庭支援事業の実施等、その専門性を多機能化・機能転換を図る中で発揮することが必要。

(10) 社会的養護自立支援の推進に向けた取組

- ・令和4年改正児童福祉法により社会的養護経験者等に対し必要な援助を行うことが都道府県の業務とされたことから、児童自立生活援助の**年齢要件等の弾力化**や社会的養護経験者等を支援する**拠点の設置**等、自立支援を推進していくことが必要。

(11) 児童相談所の強化等に向けた取組

- ・児童相談所の設置を検討している中核市・特別区に対しては、その円滑な設置に向け、人材育成等の必要な支援を行うことが必要。
- ・児童相談所においては、「**新たな児童虐待防止対策体制総合強化プラン**」に沿って、児童福祉司等の増員や弁護士等の配置等による法的対応体制の強化、研修の実施等による専門性の向上のほか、**こども家庭ソーシャルワーカー**資格の取得促進を図ることが必要。

(12) 障害児入所施設における支援

- ・障害児入所施設においても、被虐待児童が一定割合生活している。障害児入所施設においては、障害に対する正確な理解と障害特性に応じた環境の提供に加え、**できる限り良好な家庭的環境**の下で支援を行うことが必要。

○ 次期計画策定上の留意事項

- ・各都道府県においては、**令和6年度末までに新たな計画の策定を行うことが必要。**
- ・計画の策定を待つことなく、令和5年度から、現行計画の達成見込・要因分析等、**可能なものから順次速やかに**取組を進めることが必要²¹

こども家庭審議会 障害児支援部会

◇第4回(2023.12.11)

- ▶ 12月11日、こども家庭庁は第4回こども家庭審議会障害児支援部会(部会長:有村大士 日本社会事業大学教授)を第139回社会保障審議会障害者部会(部会長:菊池馨実 早稲田大学法学学術

院教授)と合同開催し、「補足給付、医療型個別減免の経過措置」「障害福祉サービス等報酬改定検討チームの議論の状況」について報告を行い、協議が行われた。

- ▶ 会議では、「令和6年度障害福祉サービス等報酬改定の基本的な方向性」も示し、協議を行った。「令和6年度障害福祉サービス等報酬改定の基本的な方向性」では、賃上げによる人材確保を喫緊の課題と位置づけ、サービスの質の向上をめざすとしている。障害児支援はサービス基盤が不十分としており、量と質の拡充をめざすとしている。
- ▶ 部会では、委員から職員の処遇改善と人材確保を要望する声が多くあがった。また、複数の委員から国連障害者権利委員会の勧告をふまえ、障害者支援施設から地域への移行、グループホームから一人暮らしへの移行、強度行動障害への対応等を、「基本的な方向性」に盛り込んだことを評価する声があがった。

こども誰でも通園制度(仮称)の本格実施を見据えた試行的事業実施の在り方に関する検討会

◇第4回(2023.12.25)

- ▶ 12月25日、こども家庭庁は第4回こども誰でも通園制度(仮称)の本格実施を見据えた試行的事業実施の在り方に関する検討会を開催した。
- ▶ 今回は、「こども誰でも通園制度(仮称)の本格実施を見据えた試行的事業実施の在り方に関する検討会における中間取りまとめ(案)」について協議を行った。
- ▶ 「中間とりまとめ(案)」では、制度の意義として、「一時預かり事業のように、①家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳児又は幼児、②子育てに係る保護者の負担を軽減するため、保育所等において一時的に預かることが望ましいと思われる乳児又は幼児を対象に、一時的に預かり、必要な保護を行う、いわば『保護者の立場からの必要性』に対応するものとは異なり、こどもを中心に考え、こどもの成長の観点から、『全てのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な成育環境を整備する』ことを目的としているものである」としている。
- ▶ そのうえで、「こどもの成長の観点からの意義」「保護者のための意義」「保育者にとっての制度の意義」「現行の各制度と比較した場合の意義」を整理するとともに、「人口減少社会における保育所等の多機能化の観点」について下記のとおり整理している。

【人口減少社会における保育所等の多機能化の観点】

○人口減少社会が到来する中で、保育所等を取り巻く環境も大きく変化している。保育ニーズへの対応は今後も重要であるが、一方で、人口減少社会における保育所等の在り方も考えておくことが必要である。

○地域の中で、こどもが集まる場は賑わいの中心になり得る点で、地域の活力の源である。保育の場は、保育の必要性のあるこどもに対して保育を行う場であるが、保育の必要性のあるこどもだけではなく地域に暮らす全てのこども達の育ちの拠点として取組を広げている園も多い。人口減少が進む今後は、保育所等は、より一層、地域の子育て家庭のよりどころとして、地域のこどもの育ちの拠点になっていくことが期待される。

○このことは、令和3年の「地域における保育所・保育士等の在り方に関する検討会」においても「保育所等の多機能化」という方向性が示されており、こども家庭庁でも、保育所と児童発達支援事業所等とのインクルーシブ保育の推進や、地域子育て相談機関(いわゆる「かかりつけ相談機関」)の創設、保育所等における子ども食堂の取組など、「保育所等の多機能化」に資する様々な施策が進められている。

○こども誰でも通園制度も、保育所等の多機能化の大きな柱の一つとして位置付けられる。

- ▶ また、試行的事業の留意点として、事業実施の方法や障害のあるこどもへの対応、要支援家庭への対応上の留意点が整理されるとともに、「制度の本格実施に向けてさらに整理が必要な事項」として、下記

事項に言及している。

【制度の本格実施に向けてさらに整理が必要な事項】

- ・ 保育者のやりがいや緊張感にも留意した検証
- ・ こども誰でも通園制度において求められる専門性、人員配置
- ・ 一時預かり事業との関係
- ・ 利用者の利用可能枠
- ・ 年齢ごとの関わり方の特徴と留意点
- ・ 施設・事業類型ごとの事業実施イメージ
- ・ キャンセル料の取扱い
- ・ 高リスク家庭の利用における支援
- ・ 障害のあるこどもを受け入れる体制の整備

- ▶ この「中間とりまとめ」をもって本検討会の目的は果たしたとしつつ、こども家庭庁は、令和5年度内に、こども誰でも通園制度に関する最新の検討状況を本検討会に報告し、必要に応じて「中間とりまとめ」を修正するとした。
- ▶ また、「こども誰でも通園制度の検討に当たっては、特に現場の意見を丁寧に伺いながら検討していくことが重要であることから、こども家庭庁は、引き続き、学識経験者、保育所・認定こども園・幼稚園などの関係事業者、地方公共団体との意見交換や議論を重ねながら検討していくべきである」と締めくくられた。

こども家庭庁
こども家庭庁

こども誰でも通園制度（仮称）の本格実施を見据えた試行的事業実施の在り方に関する検討会における中間取りまとめ（第4回検討会（12月25日）資料）

（検討会の概要）

- こども誰でも通園制度について、令和5年度にモデル事業を実施しており、令和6年度からは制度の本格実施を見据えた形での試行的事業を実施する。（参考）「こども誰でも通園制度」（仮称）の本格実施を見据えた試行的事業について、2023年度中の開始も可能となるよう支援を行う（令和5年度総合経済対策）
- こども誰でも通園制度の試行的事業実施に向け、学識経験者、保育所等関係事業者、自治体からなる検討会を9月に立ち上げ、事業実施の在り方について検討し、12月の第4回検討会において、試行的事業の実施方針の中間取りまとめを行う。

I 制度の意義

- **こどもを中心に**、こどもの成長の観点から、「**全てのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な育成環境を整備する**」ことを目的。
 - ・ 在宅で子育てをする世帯のこどもも、家庭とは異なる経験や、家族以外の人と関わる機会が得られる
 - ・ 保育者からこどもの良いところ等を伝えられることで、こどもの新たな気づきを得たり、保護者とこどもの関係性に関わる
- 現行制度と比較し、**就労要件を問わないこと**、給付制度として**全国で実施することで制度利用のアクセスを向上させること**、**利用状況を自治体が把握でき支援が必要な家庭の把握などにつなげていくこと**に意義がある。
- 孤立感や不安感を抱えながら子育てを行っている保護者の負担感の軽減にもつながる。
- 今後の人口減少社会における保育所等の在り方として、こども誰でも通園制度は保育所等の多機能化の大きな柱となる。

II 試行的事業実施の留意事項

- **試行的事業においては**、下記の考え方を踏まえ、**補助基準上一人当たり「月10時間」を上限として行う**。
 - ・ 試行的事業の補助基準上の上限であるものの、本格実施を見据えると、都市部を含め全国で提供体制を確保する必要がある
 - ・ 家族以外の人と関わる機会や、年齢の近いこども同士が触れ合う機会が得られ、こどもの心身の健やかな成長・発達に資する
 - ・ 一時預かりの整備状況は月1～2時間程度に相当し、試行的事業は、一時預かりよりも相当程度多く利用できることとなる
- こどもの安全確保が大前提であり、慣れるのに時間がかかるこどもへの対応として、「**親子通園も可能とする**」。
- 定期利用（利用する曜日等を固定し定期的に利用）、自由利用（固定せず柔軟に利用）は、こどもや地域の状況を踏まえ、**いずれかを原則とするのではなく、いずれかを選択したり、組み合わせで利用するなど柔軟な利用方法が可能となる仕組みが必要**。

制度の本格実施に向けてさらに検討が必要な事項（例）

- ・ 利用者の利用可能枠
「利用時間を長く設定すべき」、「自治体によって利用時間を増やせるようにすべき」といった意見があった。全ての未就園児が利用できることを目的とする中でどのような対応が可能か、全国的な制度の中で地域差が生じることをどう考えるかといった論点を本格実施に向けて更に検討。
- ・ 人員配置基準
保育人材の確保が課題となっているところ、試行的事業においては一時預かり事業の配置基準と同様とすることとしているが、配置基準について更に検討を行うとともに、保育人材の確保及び育成に対する支援の充実・強化を検討。
- ・ 一時預かり事業との関係
一時預かり事業は①家庭における保育が困難な乳幼児、②子育てに係る保護者の負担軽減のため一時的に預かる乳幼児を対象に、一時的に預かり、必要な保護を行うもの。本制度との組み合わせも可能とするが、具体的方法、両者の関係は、本格実施に向けて引き続き整理。

37

こどもの事故防止に関する関係府省庁連絡会議

◇第2回（2024.1.30）

- ▶ 1月30日、こども家庭庁はこどもの事故防止に関する関係府省庁連絡会議を书面開催した。
- ▶ 今回は、資料として警察庁から「令和4年における水難の概況」「令和5年夏期における水難の概況」、こ

ども家庭庁から「令和4年 教育・保育施設等における事故報告集計」の公表について」「送迎用バスに対する安全装置の装備状況の調査(第2回)結果について」「教育・保育施設等における重大事故防止策を考える有識者会議について」等の資料が出されたほか、消費者庁、文部科学省、農林水産省、経済産業省、海上保安庁から取り組みに関する資料が提出された。

放課後児童対策に関する二省庁会議

◇第2回(2023.12.25)

- ▶ 12月25日、こども家庭庁と文部科学省は第2回放課後児童対策に関する二省庁会議を開催した。
- ▶ 今回は、「放課後児童健全育成事業の実施状況」および「放課後児童対策パッケージ」について報告を行ったうえで、協議を行った。
- ▶ 「放課後児童対策パッケージ」については、「新・放課後子ども総合プラン」最終年度にあたり、受け皿確保(152万人分)や待機児童対策に集中的に取り組んできたが、目標の達成は困難な状況という現状分析をしたうえで、放課後児童対策の一層の強化を図るため、こども家庭庁と文部科学省が連携し、予算・運用等の両面から集中的に取り組むべき対策としてとりまとめた、としている。

こども家庭庁

放課後児童対策パッケージ (令和5年12月25日)

文部科学省

放課後児童対策に関する二省庁会議
令和5年12月25日

資料3

趣旨

- ▶ 「新・放課後子ども総合プラン」最終年度にあたり、受け皿確保(152万人分)や待機児童対策に集中的に取り組んできたが、目標の達成は困難な状況。
- ▶ 放課後児童対策の一層の強化を図るため、こども家庭庁と文部科学省が連携し、予算・運用等の両面から集中的に取り組むべき対策として、とりまとめた。
- ▶ 「こども未来戦略」における加速化プラン期間中、早期の受け皿整備の達成に向け、本パッケージは令和5～6年度に取り組む内容をまとめたものである。

1. 放課後児童対策の具体的な内容について

放課後児童クラブの実施状況 (R5.5.1) 登録児童 145.7万人 待機児童 1.6万人
(R5.10.1) 登録児童 139.9万人 待機児童 0.8万人

(1) 放課後児童クラブの受け皿整備等の推進

放課後児童クラブを開設する場の確保

放課後児童クラブを運営する人材の確保

適切な利用調整(マッチング)

① 放課後児童クラブ施設整備の補助率の向上【R5補正】

② 学校(校舎、敷地)内における放課後児童クラブの整備推進

③ 学校外における放課後児童クラブの整備推進(補助引き上げ)【R5から実施】

④ 賃貸物件等を活用した放課後児童クラブの受け皿整備の推進(補助引き上げ)【R6拡充】

⑤ 学校施設や保育所等の積極的な活用

① 放課後児童クラブにおける常勤職員配置の改善【R6拡充】

② 放課後児童クラブに従事する職員に対する処遇改善

③ ICT化の推進による職員の業務負担軽減【R5補正】

④ 育成支援の周辺業務を行う職員の配置による業務負担軽減

① 正確な待機児童数把握の推進

② 放課後児童クラブ利用調整支援事業や送迎支援の拡充による待機児童と空き定員のマッチングの推進等(補助引き上げ)【R6拡充】

その他

① 待機児童が多数発生している自治体へ両省庁から助言

② コミュニティ・スクールの仕組みを活用した放課後児童対策の推進

③ 更なる待機児童対策(夏季休業の支援等)に係る調査・検討

(2) 全てのこどもが放課後を安全・安心に過ごすための強化策

放課後児童対策に従事する職員やコーディネーター人材の確保

多様な居場所づくりの推進

質の向上に資する研修の充実等

① 放課後児童クラブにおける常勤職員配置の改善(再掲)

② 地域学校協働活動推進員の配置促進等による地域学校協働活動の充実

① 放課後児童クラブと放課後子供教室の「校内交流型」「連携型」の推進

② こどもの居場所づくりの推進(モデル事業、コーディネーター配置)【R5補正】

③ コミュニティ・スクールの仕組みを活用した放課後児童対策の推進(一部再掲)

④ 特別な配慮を必要とする児童への対応

⑤ 朝のこどもの居場所づくりの推進(好事例周知等)

① 放課後児童対策に関する研修の充実

② 性被害防止、不適切な育成支援防止等への取組

③ 事故防止への取組

④ 幼児期から学童期に渡っての切れ目のない育ちの支援

2. 放課後児童対策の推進体制について

(1) 市町村、都道府県における役割・推進体制

(2) 国における役割・推進体制

① 市町村の運営委員会、都道府県の推進委員会の継続実施

② 総合教育会議の活用による総合的な放課後児童対策の検討

① 放課後児童対策に関する二省庁会議の継続実施

② 放課後児童対策の施策等の周知

3. その他留意事項について

(1) 放課後児童対策に係る取組のフォローアップについて

(2) 子ども・子育て支援事業計画との連動について

(3) 子ども・子育て当事者の意見反映について

① 放課後児童クラブの整備<152万人の受け皿整備を進め、できる限り早期に待機児童解消へ>

② 放課後児童クラブと放課後子供教室の連携<同一小学校区内でできる限り早期に全てを連携型へ>

③ 学校施設を活用した放課後児童クラブの整備<新規開設にあたり所管部局が求める場合、できる限り早期に全て学校施設を活用できるように>

<通知・公表>

学童保育(放課後児童クラブ)の実施状況調査結果(2024.1.17)

- ▶ 1月17日、全国学童保育連絡協議会は、2023年5月1日現在の学童保育(放課後児童クラブ)実施状況調査の結果を公表した。
- ▶ 利用児童数は前年比5万5,908人増の140万4,030人で過去最多を更新した。放課後児童クラブ

- 54 -

数も前年比 79 か所増で、2 万 4,493 か所。施設内の「支援の単位」数も増加し、757 増の 3 万 6,094 となった。

- ▶ 一方、待機児童数は前年比 1,266 人増の 1 万 6,772 人となっている。

令和 5 年におけるストーカー事案、配偶者からの暴力事案等、児童虐待事案等への対応状況 (2024.2.8)

- ▶ 2 月 8 日、警察庁が「令和 5 年におけるストーカー事案、配偶者からの暴力事案等、児童虐待事案等への対応状況」を発表した。警察が児童相談所に児童虐待の疑いがあると通告した 18 歳未満の子どもが、令和 5 年は 12 万 2806 人(暫定値)となり、前年から 6・1%増えて過去最多を更新した。児童相談所への通告児童数は、統計が残る 2004 年から 19 年連続で増えている。
- ▶ 警察庁によると、昨年の通告の内訳は、両親間での暴力といった面前 DV などの「心理的虐待」が最多の 9 万 761 人(前年比 6・8%増)で、全体の 7 割強を占めた。次に多いのが「身体的虐待」で 2 万 1520 人(同 4・2%増)。「怠慢・拒否(ネグレクト)」が 1 万 205 人(同 4・1%増)、「性的虐待」が 320 人(同 0・6%減)だった。
- ▶ 虐待で親などが摘発された件数も 2013 年から増え続けており、令和 5 年は 2385 件(同 9・4%増)で 2013 年の約 5 倍だった。摘発件数の内訳では「身体的虐待」が最多の 1903 件(同 10・8%増)。次いで「性的虐待」が 372 件(同 1・9%増)だった。
- ▶ 配偶者らパートナーからの暴力(DV)の相談件数は、令和 5 年は 8 万 8619 件(同 4・9%増)で 20 年連続で増加した。摘発件数は 8636 件(同 1・2%増)だった。
- ▶ ストーカー事案の相談件数は 1 万 9843 件(同 3・7%増)。刑法違反などでの摘発は 1708 件(同 3・5%増)、ストーカー規制法違反での摘発が 1081 件(同 5・2%増)だった。

令和 4 年度母子保健事業の実施状況等(2024.1.15)

- ▶ 1 月 15 日、こども家庭庁は「令和 4 年度母子保健事業の実施状況等」を公表した。
- ▶ この調査は、地方自治体における母子保健事業の実施状況等の把握や、成育医療等基本方針に基づく計画策定や実施、地域の母子保健事業の推進への活用を目的として、地方自治体の令和 4 年度の「母子保健事業の実施状況」および「乳幼児健康診査問診回答状況」を取りまとめたもの。
- ▶ 「母子保健事業の実施状況」では、産後のメンタルヘルスに関し、すべての褥婦を対象として EPDS(エジンバラ産後うつ病自己評価票)を実施している自治体数が約 86.3%であり、令和 3 年度(約 81.8%)より、増加した。また、産後 1 か月までの褥婦のうち EPDS が 9 点以上の褥婦の割合は、約 9.9%であり、令和 3 年度(約 9.7%)、令和 2 年度(約 9.7%)とほぼ同等であった。成育医療等基本方針に基づく計画を策定している市区町村(他の計画に含まれる場合や現在作成中も含め)は約 46.0%であり、成育医療等基本方針に基づく協議の場を設置している市区町村は、約 26.9%であった。
- ▶ 「乳幼児健康診査問診回答状況」では、かかりつけの医師をもっているこどもの割合は、3~4 か月児においては、約 79.2%、3 歳児においては、約 89.5%であった。また、かかりつけの歯科医師をもっているこどもの割合は、3 歳児においては約 52.2%という結果が出ている。

8. 地域福祉

<法改正等>

生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律案（2024.2.9）

- ▶ 2月9日、生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律案が閣議決定され、通常国会へ提出された。
- ▶ 今回の改正法案では、単身高齢者世帯の増加等を踏まえ、住宅確保が困難な者への安定的な居住の確保の支援や、生活保護世帯の子どもへの支援の充実等を通じて、生活困窮者等の自立の更なる促進を図るため、①居住支援の強化のための措置、②子どもの貧困への対応のための措置、③支援関係機関の連携強化等の措置を講ずることが盛り込まれている。

生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律案の概要

改正の趣旨

単身高齢者世帯の増加等を踏まえ、住宅確保が困難な者への安定的な居住の確保の支援や、生活保護世帯の子どもへの支援の充実等を通じて、生活困窮者等の自立の更なる促進を図るため、①居住支援の強化のための措置、②子どもの貧困への対応のための措置、③支援関係機関の連携強化等の措置を講ずる。

改正の概要

1. 居住支援の強化のための措置【生活困窮者自立支援法、生活保護法、社会福祉法】

- ① 住宅確保が困難な者への自治体による居住に関する相談支援等を明確化し、入居時から入居中、そして退居時までの一貫した居住支援を強化する。（生活困窮者自立相談支援事業、重層的支援体制整備事業）
- ② 見守り等の支援の実施を自治体の努力義務とするなど、地域居住支援事業等の強化を図り、地域での安定した生活を支援する。
- ③ 家賃が低廉な住宅等への転居により安定した生活環境が実現するよう、生活困窮者住居確保給付金の支給対象者の範囲を拡大する。
- ④ 無料低額宿泊所に係る事前届出の実効性を確保する方策として、無届の疑いがある施設に係る市町村から都道府県への通知の努力義務の規定を設けるとともに、届出義務違反への罰則を設ける。

2. 子どもの貧困への対応のための措置【生活保護法】

- ① 生活保護世帯の子ども及び保護者に対し、訪問等により学習・生活環境の改善、奨学金の活用等に関する情報提供や助言を行うための事業を法定化し、生活保護世帯の子どもの将来的な自立に向け、早期から支援につながる仕組みを整備する。
- ② 生活保護世帯の子どもが高等学校等を卒業後、就職して自立する場合に、新生活の立ち上げ費用に充てるための一時金を支給することとし、生活基盤の確立に向けた自立支援を図る。

3. 支援関係機関の連携強化等の措置【生活困窮者自立支援法、生活保護法】

- ① 就労準備支援、家計改善支援の全国的な実施を強化する観点から、生活困窮者への家計改善支援事業についての国庫補助率の引上げ、生活保護受給者向け事業の法定化等を行う。
- ② 生活困窮者に就労準備支援・家計改善支援・居住支援を行う事業について、新たに生活保護受給者も利用できる仕組みを創設し、両制度の連携を強化する。
- ③ 多様で複雑な課題を有するケースへの対応力強化のため、関係機関間で情報交換や支援体制の検討を行う会議体の設置（※）を図る。
※ 生活困窮者向けの支援会議の設置の努力義務化や、生活保護受給者の支援に関する会議体の設置規定の創設など
- ④ 医療扶助や健康管理支援事業について、都道府県が広域的観点からデータ分析等を行い、市町村への情報提供を行う仕組み（努力義務）を創設し、医療扶助の適正化や健康管理支援事業の効果的な実施等を促進する。

施行期日

令和7年4月1日（ただし、2②は公布日（※）、2①は令和6年10月1日）※2②は令和6年1月1日から遡及適用する。

<会 議>

社会保障審議会生活困窮者自立支援及び生活保護部会最終報告書(2023.12.27)

- ▶ 12月27日、厚生労働省は「社会保障審議会生活困窮者自立支援及び生活保護部会最終報告書」を公表した。
- ▶ 最終報告書は、「生活困窮者自立支援制度及び生活保護制度の見直しに関するこれまでの議論の整理(中間まとめ)」(令和4年12月20日)の内容を基本としつつ、特に生活困窮者自立支援法及び生活保護法における法制上の措置が必要な事項について、令和5年度に議論した内容を加えて最終的に整理するとともに、中長期的に検討すべき課題についても示したもの。
- ▶ 主な論点として、①居住支援、②子どもの貧困への対応、③医療扶助、被保護者健康管理支援事業の適正実施等、④自立相談支援等の強化、⑤就労支援及び家計改善支援の強化・生活困窮者自立支援制度と生活保護制度との連携が挙げられ、現状と課題を踏まえた見直しの方向性が示されている。
- ▶ とくに、最終報告書では「生活困窮者等の生活の安定に向けては、生活の基盤そのものである「住まい」の確保が必要不可欠である」として、「住まいの確保等に関する相談支援から、転居時、住まいが定まった後、退居時の支援まで、切れ目のない支援体制の構築を図る必要がある。そのため、他制度とも連携しながら対象者を限定せずに幅広く相談を受け付ける生活困窮者自立相談支援事業において住まい支援を行うことを明確化するほか、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律に規定する居住支援法人との連携について明確化すべきである」としている。

令和4年12月20日・令和5年12月27日付け 社会保障審議会生活困窮者自立支援及び生活保護部会

生活困窮者自立支援制度及び生活保護制度の見直しに関する中間まとめ・最終報告書概要(1)

新型コロナウイルス感染症感染拡大の影響で見られた相談者層の多様化・相談内容の複雑化等や、単身高齢者世帯の更なる増加等の今後の見通しを踏まえ、これらの課題にも適切に対応できるよう、住宅確保要配慮者への切れ目のない支援体制の構築や子どもの貧困対策等をはじめとする、生活困窮者自立支援制度及び生活保護制度の見直しを実現すべきである。

○居住支援について

現状・課題

- 単身高齢者世帯の更なる増加、持ち家比率の低下等、住まい支援のニーズは今後ますます高まることが想定される。
- 住宅確保要配慮者は、住宅に困っているだけでなく、複合的な課題を抱えている場合も多い。
住まいの確保等に関する相談支援から緊急一時的な居所の確保、転居時、住まいが定まった後、退居時の支援まで、切れ目のない支援体制の構築を図ることが必要。
- 無料低額宿泊所について、事前届出制を導入し、規制を実施しているが、無届の施設もある。
- 救護施設等については、入所者が抱える様々な生活課題に柔軟に対応し、可能な方については地域移行を更に推進することが重要。

見直しの方向性

- 生活困窮者自立相談支援事業(困窮法)における住まい支援の明確化、重層的支援体制整備事業(社福法)における多機関協働や居住支援の活用が必要。
- 居住支援法人等が見守り等のサポートを行う住宅の仕組みの構築に向け、関係省庁が連携して検討を進める必要がある。
- サポートを行う住宅に被保護者が入居する場合の住宅扶助(家賃)については、代理納付の原則化の検討を進める必要がある。
- 生活困窮者一時生活支援事業を実施するよう努めるものとするとともに、同事業におけるシェルターにおいて緊急一時的な居所確保の支援を行うこと、見守り等の支援(地域居住支援事業)の支援期間が1年を超える場合の状況に応じた柔軟な活用等が必要。
- 生活困窮者住居確保給付金について、新たに転居費用を補助することにより、安定的な居住に繋げることが必要。
- 無料低額宿泊所について、届出義務違反への罰則や、無届疑い施設に関する保護の実施機関から都道府県への通知の仕組みが必要。
- 福祉事務所と情報共有を図りつつ、救護施設等の入所者ごとの個別支援計画の作成を制度化する等の対応が必要。

○子どもの貧困への対応

現状・課題

- 生活困窮者自立支援制度、生活保護制度において、引き続き子どもの貧困対策を進めていくことが必要。
- 生活保護受給中の子育て世帯には必要な情報や支援が届きにくく、支援の場に来ない世帯等、より個別支援を行う必要性が高い。
- 生活保護受給世帯の子どもが、本人の希望を踏まえて高等学校卒業後就職することも重要であるが、就職する際の新生活の立ち上げ費用の支援の仕組みがない。

見直しの方向性

- 子どもの学習・生活支援事業について、生活支援を学習支援と一体的に行うよう求める方向で検討することが必要。
- 生活保護受給中の子育て世帯に対し、訪問等のアウトリーチ型手法により学習・生活環境の改善、進路選択等に関する相談・助言を行うことができる事業を創設することが必要。
- 高等学校卒業後に就職する際の新生活の立ち上げ費用に対する支援として、一時金を支給することが必要。

○医療扶助、被保護者健康管理支援事業の適正実施等

現状・課題

- 医療扶助及び被保護者健康管理支援事業の適切な実施に向け、データによる課題分析・事業評価などPDCAサイクルを用いた効果的な運営を進めていくことが重要。

見直しの方向性

- 都道府県が地域別にデータ・課題分析及び評価を実施し、優先的に取り組む課題と取組目標の設定を行うとともに、市町村の取組に対する支援を行うよう努めることが必要。
- 国による、データ提供・分析等に係る体制整備の支援が必要。

2

○自立相談支援等の強化について

現状・課題

- 生活困窮者や被保護者が抱えている課題は多様化・複雑化、自立相談支援機関やケースワーカーが単独で対応方針を検討するのが困難なケースも多数存在。
- 対応困難ケースに関係機関等が連携して対応する体制を整備するとともに、地域の支援体制を検討する枠組みが重要。

見直しの方向性

- 生活困窮者自立支援法の支援会議の設置を推進するため、その設置を努力義務化することが必要。
- 生活保護制度において、ケースワーカーと関係機関との支援の調整や情報共有を行うための枠組みとして会議体を設置できるよう法定化することが必要。

○就労支援及び家計改善支援の強化・生活困窮者自立支援制度と生活保護制度との連携

現状・課題

- 困窮状態からの脱却には、収入・支出両面からの生活の安定が必要不可欠である一方、直ちに一般就労することが困難な者や、家計の改善を必要とする者も多く存在。
- 全国どこに住んでいても、就労準備支援や家計改善支援について必要な支援を受けることができる体制の整備が重要。
- 生活困窮制度と保護制度の間を移行する者も一定数いる中で、本人への切れ目のない連続的な支援が課題。
- 生活困窮者が就労準備支援事業の利用につながらない背景に、交通費負担が困難であることが挙げられる。
- 被保護者の就労による自立を支援する就労自立給付金の算定方法について、就労開始時点等から早期に保護を必要としなくなる者に対する給付額が少なめになる課題。

見直しの方向性

- 生活困窮者就労準備支援事業・家計改善支援事業を必須事業化しないとしても、効果的かつ効率的に実施されるよう、国による自治体の支援や広域連携等の環境整備により、全国的な実施を目指すことが必要。
- 被保護世帯向けの就労準備支援、家計改善支援、居住支援について法定化して、より幅広い自治体での実施を促すことが必要。
- 生活困窮者向け事業を被保護者に対しても実施することを可能とすることについて検討が必要。
- 両制度で連携して研修を実施するなどにより、両制度の関係者同士で相互理解を深めることが必要。
- 生活困窮者就労準備支援事業の利用時の交通費負担軽減の仕組みについて検討することが必要。
- 就労自立給付金の算定方法について、就労期間に応じてメリハリを付ける見直しを行う方向で検討することが必要。

3

社会保障審議会生活困窮者自立支援及び生活保護部会

◇第 28 回(2023.12.15)

- ▶ 12 月 15 日、厚生労働省は第 28 回社会保障審議会生活困窮者自立支援及び生活保護部会を開催、「生活困窮者自立支援制度及び生活保護制度の見直しに関する最終報告書(案)」について協議を行った。
- ▶ 委員からは「就労支援と家計改善支援が努力義務化になってしまったこと」への課題や、「生活保護制度と生活困窮者自立支援法という 2 つの制度のはざまに陥ってしまう人々に対する支援を今後も考え続ける必要がある」等、様々な意見が出された。

孤独・孤立対策に関する有識者会議

◇第 5 回(2024.1.29)

- ▶ 1 月 29 日、内閣官房は第 5 回孤独・孤立対策に関する有識者会議(座長:菊池馨実 早稲田大学法学学術院教授)を開催し、「孤独・孤立対策推進法に基づき新たに策定する重点計画」について協議を行った。
- ▶ 会議では「孤独・孤立対策に関する有識者会議における、孤独・孤立対策推進法に基づき新たに策定する重点計画に盛り込むべき事項等に関する意見(案)」が提示され、「基本理念」として、①「孤独・孤立対策の重点計画」(令和4年 12 月 26 日推進会議決定)の「2. 孤独・孤立対策の基本理念」を踏襲すること、②当事者等の日常生活・各ライフステージの中で活用される既存の施策に孤独・孤立の視点を入れ、それぞれの施策が具体的な各種課題を解決していく中で、孤独・孤立の問題の解消にも資するという構造を確保すること、③孤独・孤立対策は行政の各分野にまたがる総合的な取組であることを全庁的に認識して取り組むことが効果的な推進方法であること、を提起している。そのうえで①広報・相談窓口・支援の在り方、②人と人とのつながりを生むための施策の相乗効果を高める分野横断的な連携の促進、③法の施行に向けた、地方での取組の促進、④新たな重点計画に定める施策について、考え方を整理している。
- ▶ 委員からは「市民にも訴求するような取組を検討してほしい」「孤立死の実態を把握して、今後、これはどういう政策につながるのかという議論を深めてほしい」等の意見が出された。今後、出された意見を反映し、重点計画を整理したうえで、孤独・孤立対策推進会議(座長:加藤 鮎子 孤独・孤立対策担当大臣)に提示される予定。

成年後見制度利用促進専門家会議 総合的な権利擁護支援策の検討ワーキング・グループ

◇第 3 回(2023.2.1)

- ▶ 2 月 1 日、厚生労働省は成年後見制度利用促進専門家会議第 3 回総合的な権利擁護支援策の検討ワーキング・グループを開催した。
- ▶ 本ワーキンググループは、第二期成年後見制度利用促進基本計画の推進に向けて、取り組みを広げるための方策を検討するために開催されるもので、生活支援等のサービスが、本人の権利擁護支援として展開される方策や身寄りのない人も含め誰もが安心して生活支援等のサービスを利用することができるよう運営の透明性や信頼性の確保の方策、地域連携ネットワーク等との連携の方策について、検討している。
- ▶ 第 3 回会議では、厚生労働省から「持続可能な権利擁護支援モデル事業について」報告が行われた後、モデル参加自治体からの報告として京都府・京都府社協と長野市・長野市社協からの報告が行われた。
- ▶ 今後、令和 6 年度中に中間検証を行うとしている。

9. 人材確保等

<会 議>

外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議

◇第 17 回(2024.2.9)

- ▶ 2月9日、総理大臣官邸で第17回外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議が開催され、技能実習制度及び特定技能制度の在り方に関する有識者会議最終報告書について協議が行われた。
- ▶ 会議では、技能実習生を発展的に解消し、「人材確保・育成」を目的とした新たな制度をつくるとした、技能実習制度及び特定技能制度の在り方に関する有識者会議最終報告書をふまえた政府の対応が決定された。国では、通常国会に関連法案を提出する予定。
- ▶ 岸田内閣総理大臣は、締めくくりにあたり「政府としては、共生社会の実現を目指し、我が国が外国人材から選ばれる国になるという観点に立って、本日決定した方針に基づき、技能実習制度及び特定技能制度の見直しに向けた作業を進めていく。各大臣におかれては、引き続き外国人材の適正かつ円滑な受入れの実現に向けて、法務省の総合調整機能の下、連携を強化するとともに、今国会への法案提出に向けた作業の加速化を含め、外国人材の受入れ環境の整備に取り組んでいただきたい」と発言した。

技能実習制度及び特定技能制度の在り方に関する有識者会議最終報告書を踏まえた政府の対応について

両制度の在り方については、有識者会議最終報告書を踏まえ、共生社会の実現を目指し、日本が魅力ある働き先として選ばれる国になるという観点に立って、地方や中小零細企業における人材確保にも留意しつつ、以下の方針で検討を進める。

1 総論 ○ 現行の技能実習制度を実態に即して発展的に解消し、人手不足分野における人材確保及び人材育成を目的とする育成就労制度を創設。 ○ 企業単独型技能実習のうち、育成就労制度とは趣旨・目的を異にするものの引き続き実施する意義のあるものは、別の枠組みで受入れを検討。 ○ 特定技能制度については、適正化を図った上で存続。	4 外国人の人権保護・労働者としての権利性の向上 (1) 「やむを得ない事情がある場合」の転籍 ○ 「やむを得ない事情がある場合」の転籍の範囲を拡大・明確化するとともに手続を柔軟化。現行制度下においても速やかに運用改善を図る。 (2) 本人の意向による転籍 ○ (1)の場合以外、3年間一つの受入れ機関での就労が効果的であり望ましいものの、以下を満たす場合に同一業務区分内に限り本人意向による転籍を認める。 - ア 同一の機関において就労した期間が一定の期間(注1)を超えている - イ 技能検定試験基礎級等・一定水準以上の日本語能力に係る試験に合格(注2) - ウ 転籍先が、適切であると認められる一定の要件を満たす (注1) 当分の間、各分野の業務内容を踏まえ、分野ごとに1年～2年の範囲内で設定。人材育成の観点から1年とする。1年を超える期間を設定する場合、1年経過後は、昇給その他待遇の向上等を図るための仕組みを検討。 (注2) 各分野で、日本語能力A1相当の水準から特定技能1号移行時に必要となる日本語能力の水準までの範囲内で設定。 ○ 転籍前の受入れ機関が支出した初期費用等について、転籍前の受入れ機関が正当な補填を受けられるようにするための仕組みを検討。 ○ 転籍の仲介状況等に係る情報を把握。不法就労助長罪の法定刑を引き上げ適切な取締りを行う。当分の間、民間の職業紹介事業者の関与は認めない。
2 外国人の人材確保 (1) 受入れ対象分野 ○ 「特定産業分野」に限定して設定。 ○ 技能実習2号対象職種のうち、特定産業分野があるものは原則受入れ対象分野として認める方向で検討。技能実習が行われている職種のうち、対応する特定産業分野がないものは、現行制度が当該職種に係る分野において果たしてきた人材確保の機能の実態を確認した上で、特定産業分野への追加を検討。 (2) 受入れ見込数 ○ 対象分野ごとに受入れ見込数を設定し、受入れ上限数として運用。 (3) 設定の在り方 ○ 有識者・労使団体等で構成する新たな会議体の意見を踏まえて政府が判断。 (4) 地域の特性等を踏まえた人材確保 ○ 自治体が地域協議会に積極的に参画し、受入れ環境整備等に取り組む。 ○ 季節性のある分野で、業務の実情に応じた受入れ形態等を検討。	5 関係機関の在り方 (1) 監理支援機関・登録支援機関 ○ 監理団体(監理支援機関)について、受入れ機関と密接な関係を有する役職員の監理への関与の制限、外部監査人の設置の義務化等により独立性・中立性を担保。 ○ 特定技能外国人の支援業務の委託先を登録支援機関に限定。 (2) 受入れ機関 ○ 受入れ機関の要件を適正化。適正な受入れに必要な方を講ずる。 (3) 送出国機関 ○ 二国間取決め(MOC)を新たに作成し、悪質な送出国機関排除に向けた取組を強化するとともに、原則として、MOC作成国からのみ受入れ。 ○ 手数料等の情報の透明性を高めるとともに、手数料等を受入れ機関と外国人が適切に分担するための仕組みを導入し、外国人の負担軽減を図る。 (4) 外国人育成就労機構 ○ 外国人技能実習機構を外国人育成就労機構に改組、特定技能外国人への相談援助業務も行わせるとともに、監督指導機能や支援・保護機能を強化。
3 外国人の人材育成 (1) 人材育成の在り方 ○ 基本的に3年間の就労を通じた育成期間において特定技能1号の技能水準の人材を育成。業務区分の中で主たる技能を定め、計画的に育成・評価。 (2) 人材育成の評価方法 ○ 以下の試験合格等を要件とする。 ①就労開始前 日本語能力A1相当以上の試験(日本語能力試験N5等)合格又は相当する日本語講習を認定日本語教育機関等において受講 ※受入れ機関は1年経過時点で同試験(ただし、既に合格している場合を除く。)及び技能検定試験基礎級等を受験させる。 ②特定技能1号移行時 技能検定試験3級等又は特定技能1号評価試験合格 - 日本語能力A2相当以上の試験(N4等)合格 ※試験等には現行の取扱いを踏まえ各分野でより高い水準を設定可。以下同じ。 ③特定技能2号移行時 特定技能2号評価試験等合格/日本語能力B1相当以上の試験(N3等)合格 (3) 日本語能力の向上方策 ○ 日本語教育の適正かつ確実な実施を図るための日本語教育機関の認定等に関する法律の仕組みを活用するとともに、受入れ機関が支援に積極的に取り組むためのインセンティブを設ける。 ○ A1相当からA2相当までの範囲内で設定される水準の試験を含む新たな試験の導入や受験機会の確保の方策を検討するとともに、日本語教材の開発等、母国における受験準備のための日本語学習支援の実施等を進める。	6 その他 ○ 制度所管省庁は、制度全体の適正な運用の上で中心的な役割を果たす。 ○ 業所管省庁は、必要な受入れ環境整備等に資する取組を行う。 ○ 人権侵害行為に対しては現行制度下でも迅速に対処。 ○ 移行期間を確保し丁寧な事前広報を行い、必要な経過措置を設ける。 ○ 新制度の施行後も制度の運用状況について不断の検証と必要な見直しを行う。 ○ 永住許可制度を適正化。

外国人介護人材の業務の在り方に関する検討会

◇第 5 回(2024.2.15)

- ▶ 2月15日、厚生労働省は第5回外国人介護人材の業務の在り方に関する検討会(座長:臼井

正樹 神奈川県立保健福祉大学名誉教授)を開催した。

- ▶ 今回は、外国人介護人材受入事業所から、訪問介護での「外国人介護人材への支援などの取り組み」「取組にあたっての課題や留意点」「外国人介護者(本人)・利用者・家族からの声」についてヒアリングが行われた。
- ▶ ヒアリングでは、外国人介護人材へ支援などの取り組みについて、入社直後は独り立ちができるまで同行、また緊急時の対応マニュアルの作成や記録の方法、研修・勉強会の機会を設けているといった内容が報告され、題や留意点として、文字盤や口文字といった特殊なコミュニケーション指導や他職種との連携、母国との文化の違いや、会話の受け取り方・考え方・言葉の伝え方が挙げられた。
- ▶ 外国人介護人材からの声として、「普段から相談できる人がいるが、普段とは別に介護現場の外国人相談窓口があると安心」「同じような立場の外国人介護職がいると良い」などが、また利用者・家族からの声として、「当初は心配があったが、特に心配もなく安心している」等が挙げられた。

◇第4回(2024.1.22)

- ▶ 1月22日、厚生労働省は第4回外国人介護人材の業務の在り方に関する検討会を開催し、「外国人介護人材の訪問系サービスなどへの従事」について協議を行った。
- ▶ 「外国人介護人材の訪問系サービスなどへの従事」については、「これまでの経緯及び現行の取扱い」「現在の取組み状況・検討会のご意見等」「訪問系サービスを取り巻く状況」について報告がされ、「検討の方向性」として以下の検討課題が挙げられた。

○訪問入浴介護は、複数人でのサービス提供が必要なサービスであり、現行認められている施設系サービスと同様、技能実習指導員等により適切な指導体制を確保しやすいが、こうした体制等を確保した上で、外国人介護人材が、職場内で必要な研修等を受講し、業務に従事することについて、どのように考えるか。

○訪問介護は、利用者と介護者が1対1で業務を行うことが基本であることを踏まえ、従事する訪問介護員等に対し、介護職員初任者研修等の研修修了を義務付ける等、有資格者に限定している。また、訪問介護のサービス提供に当たっては、

- ・ 訪問介護計画の作成、利用申込の調整等の全体調整及び訪問介護員等に対する指示・業務管理等を行うサービス提供責任者(以下「サ責」という。)を利用者数に応じて配置することを基準とし、
- ・ 初回の訪問月においては、サ責による訪問又は訪問介護員等との同行について、報酬上の加算を設けて、取組が進むようする

など、利用者に対するケアの質を制度上担保する仕組みとしている。外国人介護人材の訪問介護の実施の可否を検討するに当たっても、こうした利用者に対するケアの質の担保について、特に留意する必要がある。

○さらに、定期巡回・随時対応型訪問介護看護及び夜間対応型訪問介護は、訪問介護と同様、利用者の居宅への訪問に当たって有資格者が従事するなど、利用者に対するケアの質が制度上担保される仕組みとなっている。

○外国人介護人材が、ケアの質を担保しながら、多様な業務を経験し、キャリアアップしていく観点から、日本人と同様に介護職員初任者研修を受け、訪問介護の業務に従事することができるようにすることについて、どのように考えるか。その際、介護職員初任者研修を受けやすい環境整備についてどのように考えるか。

○加えて、ケアの質の担保にあたっては、例えば、EPA 介護福祉士と同様に、訪問介護等の基本的事項の研修の実施、緊急事態発生時の対応と研修、適切な記録等の作成の工夫、サ責等による同行等のOJT等、これまで一定の役割を果たしてきた要件を設けることについてどのように考えるか。また、人権擁護の観点からEPA 介護福祉士に対し母国語に対応した相談窓口が設けられてい

る事例を踏まえ、利用者等からのハラスメント等があった場合に必要となる取組をすることについてどのように考えるか。

○なお、技能実習については、制度趣旨である技能等の移転による国際協力の推進を図ることとの関係や、今後、人材確保と人材育成を目的とする新たな制度を創設する方向で検討されていることを踏まえ、その取扱いについて新たな制度の趣旨を踏まえた上での検討を行うことについて、どのように考えるか。

▶ その後、構成員である今村文典 氏(公益社団法人日本介護福祉士会 副会長)より、「外国籍の介護人材が訪問介護サービスに携わることにに対する介護福祉士の声」について報告が行われ、必須要件として挙げられた事項のうち「日常生活会話ができる程度の日本語能力」が一番高く、「地域内の慣習の理解」「日本文化の理解」「専門的な介護の日本語を使うことができる能力」等が挙げられた。

労働政策審議会 答申

- ▶ 1月30日、労働政策審議会(会長:清家 篤 日本赤十字社社長、慶應義塾学事顧問)は、育児・介護休業法改正に向けた法案要綱の諮問に対し、答申した。仕事と子育ての両立支援のため、テレワークについて子どもが3歳になるまで利用できるよう努力義務を課す。3歳から小学校入学前まではテレワークや始業時刻の変更、短時間勤務制度等、柔軟な働き方から2つ以上導入することを事業主に義務付け、従業員が1つ選んで使えるようにする。
- ▶ 厚生労働省は、通常国会に育児・介護休業法改正に向けた法案および次世代育成支援対策推進法改正案とセットで提出する予定。

仕事と育児・介護の両立支援対策の充実について (令和5年12月26日労働政策審議会雇用環境・均等分科会報告) 概要

I はじめに

- 男女とも育児・家事を担いつつ、希望に応じて仕事やキャリア形成との両立が可能となるようにしていくことが重要な課題であり、また、男女ともに働き方を見直していくことは、少子化対策にも資する。
- 介護休業を始めとした両立支援制度が知られずに利用されていないことや、制度の趣旨への理解が不十分で効果的な利用がされていないことから両立が困難となっている状況を改善し、介護離職を防止していくことが喫緊の課題である。

II 必要な措置の具体的内容

1 子の年齢に応じた両立支援に対するニーズへの対応

(1) 子が3歳になるまでの両立支援の拡充

- テレワークを活用促進するため、事業主の努力義務とする。
- 短時間勤務制度について、1日6時間を必置とした上で、他の勤務時間も併せて設定することを促進するとともに、短時間勤務制度を講ずることが困難な場合の代替措置にテレワークを追加する。

(2) 子が3歳以降小学校就学前までの両立支援の拡充

- 各職場の事情に応じて、事業主が柔軟な働き方を実現するための措置の選択肢(※)から労働者が選択可能なものを2以上選択して措置を講じる義務を設け、労働者はその中から1つ選べることとする。
(※) 始業時刻等の変更、テレワーク等、短時間勤務制度、保育施設の設置運営等、新たな休暇の付与
- 労働者は権利として子が小学校就学前まで所定外労働の制限(残業免除)を請求できることとする。

(3) 子の看護休暇制度の見直し

- 感染症に伴う学級閉鎖等や子の行事参加(子の入園式、卒園式及び入学式を対象)にも利用できるようにし、請求できる期間は、小学校3年生修了時までとする。

(4) 育児期の両立支援のための定期的な面談

(5) 心身の健康への配慮

2 仕事と育児の両立支援制度の活用促進

(1) 制度の活用をサポートする企業や周囲の労働者に対する支援

(2) 育児休業取得状況の公表

- 男性の育児休業取得率の公表義務の対象を、常時雇用労働者数1,000人超の事業主から300人超の事業主に拡大する。

3 次世代育成支援に向けた職場環境の整備

- 次世代育成支援対策推進法を令和17年3月末まで延長する。
- 企業の取組促進のため、一般事業主行動計画について、男性の育児休業取得率や時間外労働に関するPDCAサイクルの確立や数値目標の設定を義務付ける。
- 「男女とも仕事と子育てを両立できる職場」を目指す観点から、一般事業主行動計画策定指針を見直す。
- 「くるみん」などの認定基準を見直す。

4 介護離職を防止するための仕事と介護の両立支援制度の周知の強化等

- 事業主に以下の措置を講ずることを義務付ける。
 - ・ 介護に直面した労働者が申し出をした場合に、両立支援制度等に関する情報の個別周知・意向確認
 - ・ 介護に直面するよりも早期(40歳等)の情報提供
 - ・ 研修や相談窓口の設置等の雇用環境の整備
- 介護期の働き方について、テレワークを事業主の努力義務とする。

5 個別のニーズに配慮した両立支援

- 子に障害がある場合等の要介護状態の判断基準について今後さらに検討する。
- 事業主に、妊娠・出産の申出時や子が3歳になるまでの適切な時期の面談等の際に、労働者の仕事と育児の両立に係る個別の意向の聴取とその意向への配慮を義務付ける。

6 仕事と育児・介護との両立支援に当たって必要な環境整備(プライバシーへの配慮等)

等

1

労働政策審議会雇用環境・均等分科会

◇第 67 回(2024.1.30)

- ▶ 1 月 30 日、厚生労働省は第 67 回労働政策審議会雇用環境・均等分科会(分科会長:奥宮恭子 田辺総合法律事務所弁護士)を開催し、「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び次世代育成支援対策推進法の一部を改正する法律案要綱について」諮問が行われるとともに、「男女の賃金の差異の情報公表状況」「令和6年度予算案(雇用環境・均等局関係)」について報告が行われた。
- ▶ 「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び次世代育成支援対策推進法の一部を改正する法律案要綱」についての諮問内容は以下のとおり(一部抜粋)。
 - 子の看護休暇の改正

小学校低学年までの子どもを持つ労働者が、子どもの世話や学校行事への参加のために休暇を取得しやすくするよう、「子の看護等休暇」と名称が変更され、その範囲を拡大。
 - 労使協定の規定の見直し

事業主と労働者、または労働者代表との間で結ばれる書面による協定(労使協定)により、子の看護等休暇の取得が制限されないようにするための規定を見直し。
 - 介護休業の改正

介護休業も、子の看護休暇と同様の改正を実施。
 - 育児のための所定外労働の制限

育児を理由とした所定外労働の制限を、小学校就学開始前までの子を持つ労働者に適用。
 - 介護と仕事の両立支援

事業主は、介護が必要になった家族を持つ労働者が、介護休業やその他の支援制度の利用を検討できるよう、必要な情報提供と相談支援を行う必要があるとする。
 - 雇用環境の整備

介護休業の申請がスムーズに行えるよう、事業主は研修の実施や相談体制の整備など、雇用環境の整備に関する措置を講じる必要があるとする。
 - 育児休業の取得状況の公表

事業主は、育児休業の取得状況を年に一度公表する義務があるが、この公表義務の対象を拡大。
 - 在宅勤務等の措置

育児や介護を理由とする在宅勤務の選択肢を提供することで、労働者が家庭と仕事の両立をしやすくするための措置を導入。
- ▶ 「男女の賃金の差異の情報公表」については、女性活躍推進法に基づき、常時雇用する労働者数 301 人以上の事業主に対し、令和4年7月8日から義務付けられている。義務対象企業 17,370 社のうち、厚生労働省が把握した 14,577 社の公表数値の平均値(令和6年1月 19 日時点)は以下のとおり。
 - 全労働者→69.5%
 - 正規雇用労働者→75.2%
 - 非正規雇用労働者→80.2%

- ▶ 令和6年度予算案について(雇用環境・均等局関係)は、以下の重点事項が示された。

令和6年度 厚生労働省予算案における重点事項(ポイント)	
計数は令和6年度予算案、()内は令和5年度当初予算額	
構造的人手不足に対応した労働市場改革の推進と多様な人材の活躍促進	
最低賃金・賃金の引上げに向けた支援、非正規雇用労働者の処遇改善等 家計所得の増大を図るため、最低賃金や賃金の引上げに向けた中小企業・小規模事業者の生産性向上の取組への支援や、非正規雇用労働者等の処遇改善等を行う。 ○最低賃金・賃金の引上げに向けた中小・小規模企業等支援、非正規雇用労働者の正規化促進、雇用形態に関わらない公正な待遇の確保 1,436億円(1,183億円) うち雇用環境・均等局分 1,124億円(853億円)	○「多様な正社員」制度の普及促進、ワーク・ライフ・バランスの促進 158億円(141億円) うち雇用環境・均等局分 40億円(20億円)
リ・スキリング、労働移動の円滑化等の推進 労働者が主体的にリ・スキリングを行い、自らの選択で労働移動できるよう支援を行うとともに、人材確保の支援を行うことにより、「リ・スキリングによる能力の向上」、「個々の企業の実態に応じた職務給の導入」、「労働移動の円滑化」を推進する。 ○リ・スキリングによる能力向上支援 1,468億円(1,379億円) ○個々の企業の実態に応じた職務給の導入 0.6億円 ○成長分野等への労働移動の円滑化、人材確保の支援 619億円(614億円)	○ハラスメント防止対策、働く方の相談支援の充実、働く環境改善等支援 122億円(113億円) うち雇用環境・均等局分 43億円(42億円)
多様な人材の活躍と魅力ある職場づくり 全ての人が、どのような状況にあっても、個々の希望に応じた多様な働き方を選択でき、能力を活かして活躍できる環境の整備・支援を行う。 ○フリーランスの就業環境の整備 5.3億円(3.8億円) うち雇用環境・均等局分 2.1億円(0.8億円)	○仕事と育児・介護の両立支援 249億円(162億円) うち雇用環境・均等局分 207億円(122億円)
	○多様な人材の就労・社会参加の促進 940億円(945億円) うち雇用環境・均等局分 0.7億円(0.4億円)
	○就職氷河期世代、多様な課題を抱える若年者・新規卒卒者の支援 716億円(738億円)
	女性の活躍促進に向けた施策 2,999億円(再掲) 女性が働きながら健康でいられるための施策を推進し、女性の活躍促進に向けた環境整備を行う。 うち雇用環境・均等局分 1,330億円(再掲)

2

◇第66回(2023.12.26)

- ▶ 12月26日、厚生労働省は第66回労働政策審議会雇用環境・均等分科会を開催し、前回に引き続き「仕事と育児・介護の両立支援」について協議を行うとともに、「同一労働同一賃金の遵守の徹底に向けた取組状況」について報告が行われた。
- ▶ 「仕事と育児・介護の両立支援」については、子どもの年齢に応じた両立支援に対するニーズへの対応としてテレワークの努力義務化や就学前までの子どもがいる労働者に対して柔軟な働き方を実現するための措置の選択肢を講じること等を事業所の義務とすること等が提示されている。具体的内容は次ページのとおり。
- ▶ 「同一労働同一賃金の遵守の徹底に向けた取組状況」については、過去3年間(令和3～5年)の同一労働同一賃金の対応状況に関して、雇用形態にかかわらず公正な待遇の確保の実現に向けて「取り組んでいる又は取り組んだ」事業所は63%、「待遇の見直しは必要ないと判断した」が21%、「異なる雇用形態が存在しない」が6%。企業規模が大きくなるほど待遇の見直しを行った企業の割合が高く、中小企業においては、基本給や有給の休暇制度を見直した企業の割合が、大企業では、その他の手当や有給の休暇制度、その他の待遇等を見直した企業の割合が多くなっている。
- ▶ そのうえで、「デフレ完全脱却のための総合経済対策」(令和5年11月2日閣議決定)において、「正規雇用労働者と非正規雇用労働者との間の格差の是正に向けて、同一労働・同一賃金制について、労働基準監督署による調査結果を踏まえ、基本給・賞与の差の根拠の説明が不十分な企業等について、文書で指導を行い、経営者に対応を求めるなど、その施行を徹底する」とされたことを受け、同一労働同一賃金の更なる遵守の徹底に向けた取組を行うとした。

◇第7回(2024.2.5)

- ▶ 2月5日、厚生労働省は第7回雇用政策研究会(座長:樋口美雄(独)労働政策研究・研修機構研究総監)を開催した。
- ▶ 今回は、「女性の多様なキャリア形成・働き方(職場における女性特有の健康課題)」「地域雇用・外国人労働者」について協議が行われた。論点は以下のとおり。

○地域の人手不足への対応

- ⇒ 地方では、若年者(特に女性)の東京圏への流出等による人口減少もあり、人手不足が深刻化している。
- ⇒ 人手不足状況下では、女性や高齢者などの潜在的な労働力の掘り起こしが重要。労働条件・働き方の改善を通じた、地域の潜在的な労働力の掘り起こしをしていくためには、どのような対応が必要か。また、UJターンの促進や、テレワークや副業・兼業などを通じた地域外との仕事のマッチングの向上を図っていくため、どのような対応が必要か。
- ⇒ 特にマッチングという観点から、地方に魅力的な雇用の場を増やしていくことも必要ではないか。
- ⇒ 人手不足がより深刻な地域の中小企業においては、より柔軟な働き方を提供し、様々なバックグラウンドを持つ人が参加できる地域労働市場の構築が求められる。柔軟な働き方が可能な中小企業を増やし、求職者へ提示していくためには、どのような対応が必要か。
- ⇒ 地域の人手不足対策については、地域の実情にあった処方箋が重要と考えるが、地域のニーズに合った取組をどのように支援していくのが効果的か。

○外国人雇用への対応

- ⇒ 人手不足の進展に伴い、幅広い分野において外国人材が活躍しており、アジア諸国の中においても、日本での就労ニーズの高まりがみられている。日本が外国人材にとって魅力的な労働市場となるよう、引き続き雇用管理改善に取り組んでいくことが求められる。
- ⇒ 雇用管理改善を通じ、外国人材の定着を図っていくため、どのような相談体制の整備を行っていくことが求められるか。特に、留学生の卒業後の就職・定着を促すため、関係機関、大学及び企業が連携しつつ、将来的なキャリアアップを見据え、どのような支援が必要か。また、外国人材の包摂という観点から、生活支援も含め、どのようなサポートが求められるか。

◇第6回(2023.12.21)

- ▶ 12月21日、厚生労働省は第6回雇用政策研究会を開催し、「人的資本投資・労働市場の基盤整備」について協議を行った。
- ▶ 主な論点は下記のとおり。

○自律的なキャリア形成を支える労働市場の見える化

- ⇒ これまで「人的投資」に関する情報の開示や女性活躍推進法の改正による男女の賃金の差異の情報公表などが行われてきたが、更に職業選択に資するような情報を整備するために、今後、どのような労働市場情報を整理し、活用していくべきか。
- ⇒ 自身のキャリアプランに合わせて、内部労働市場だけでなく、外部労働市場も活用し、キャリアアップをしていくためには、他の企業等へ移るときに必要なスキルや職務などが明確化され、開示されていることが求められる。スキルや職務を整理し、外部労働市場におけるキャリアラダーを構築していくためには、どのような取組が必要か。
- ⇒ 雇用情勢に関する情報については、有効求人倍率等のハローワークを通じて把握する情報などの提供が政府によって行われているところであるが、民間の職業紹介事業者と協力した更なる雇用情勢の把握と、情報提供の在り方について、どのような対応が考えられるか。

○企業による人的資本投資の在り方

⇒人手不足が深刻化する中、企業が事業の継続性を確保しつつ、産業構造の変化に対応した新規事業を行っていくためには、企業側と労働者側のキャリアの擦り合わせを通じた、効率的・効果的な人的資本投資を行っていく必要がある。労働市場の流動性を一定程度確保しながら、こうした企業の人的資本投資への取組を促進していくためには、どのようなインセンティブ付けを行っていく必要があるか。

⇒コロナ禍を契機として、様々なサービスのオンライン化が進んでおり、今や企業が自社のサービスを展開する上で、IT人材は、オプションなものではなく、必要不可欠な人材となっている。これまで日本企業においては、コスト削減のために、IT技術を活用する傾向にあったが、これからは経営・企画といった分野においてIT技術を積極的に活用し、付加価値の高いサービスを生み出していくことが必要があり、そうしたITを活用した事業を展開できる人材育成に取り組んでいく必要がある。こうした企業の取組を推進していくためには、どのような支援が必要か（例：在職型出向等を活用した、より実践的な人的資本投資の機会の充実等）。

○個人による人的資本投資の促進

⇒個人の人的資本投資については、個人が明確な目的がないまま能力開発等を行うことは望ましくなく、効果的・効率的な個人の人的資本投資を推進していくためのサポート体制が求められる。キャリアコンサルタントの更なる活用や、キャリアコンサルタントの質の向上を図っていくために、どのような対応が必要となるか。

- ▶ あわせて、「求職者等への職場情報提供に当たっての手引」の検討状況について報告が行われた。手引きの構成イメージ(案)案は以下のとおり。

1. 基本的な考え方

企業が求職者等に提供する情報や提供のタイミング等は多様であり、また、求職者等の求める情報についても、興味や価値観によって様々である中、企業が求職者等に提供する情報や提供のタイミングを一律に定めることは難しい。一方、可能な限り求職者等の求める情報を提供していくことが重要。このため、各企業がよりよい採用活動を行う上での一助となるよう、多くの求職者等が求める職場情報や、提供に当たっての一般的な課題や対応策を整理していく。

2. 多くの求職者が求める項目

ヒアリングにおいては、労働関係法令に基づきで開示されている項目では、残業時間や有給休暇取得率、男女別の育児休業取得率等の情報を求める意見、法令の開示項目以外では、在宅勤務・テレワーク、時短勤務等、副業兼業などの職場環境に関する情報を求める意見、転職経験者では、中途採用者の割合などの特定の情報を求める意見があった。

3. 提供に当たっての一般的な課題や対応策

(1) 提供の内容

- ・ 提供単位(部署単位・プロジェクト単位等で職場情報を提供することについて)
- ・ 人的資本開示(人的資本開示等として開示されている項目を労働市場に対して提供することの有効性及び有効な項目について)
- ・ 定量データ等(定量データ等を開示・提供する際の留意点について)
- ・ 実績が低調な取組などの自社に不都合な情報の開示・提供
- ・ 情報の正確性(不正確な職場情報の提供を防止する取組について)
- ・ 情報量(適正な職場情報の提供の量について)

(2) 提供の方法

- ・ 多様な提供の方法やタイミング(カジュアル面談や内定後の面談等の多様な手法を活用した、求職者等への情報提供について)

- ・ 採用サイト等との連動(採用サイト等や求人票等と人的資本開示※の情報の導線を作ることの有効性及び留意点について)

(3) その他

- ・ 中小企業における対応(中小企業が職場情報提供を進めるに当たっての留意点及び対応について)
- ・ 現行の法定開示項目の整理

◇第 5 回(2023.11.30)

- ▶ 11 月 30 日、厚生労働省は第 5 回雇用政策研究会を開催し、前回(10/11 開催)に引き続き「多彩なキャリア形成・働き方」について、以下の論点に沿って協議が行われた。
 - 長時間労働を前提とした働き方が見られる中、柔軟な働き方や女性のキャリア形成を阻害する日本的雇用慣行にはどのようなものがあるか。また、そうした雇用慣行を変えていくためには、どのような取組が求められるか。
 - コロナ禍では、家事、子育て、介護といった生活時間と仕事の両立の難しさも浮き彫りとなるとともに、家庭内での男女間の差についても認識された。男性も含め、働き方を縛る慣行はどのようなものがあるか。また、このような慣行を改善していくためには、どのような取組が求められるか。
- ▶ さらに、株式会社 Waris 藤見 慶子 氏より「非正規雇用女性の課題と施策」と題して、「女性のリスティング」「非正規・キャリアブランク女性を正規雇用へ繋げるための施策」について、また日本貿易振興機構アジア経済研究所 牧野百恵教授より「ジェンダー格差 実証経済学の最新の知見」として、ジェンダーにまつわる社会的規範がもたらす影響の大きさを実証した研究に関しプレゼンテーションが行われた。

10. 予算

<法改正等>

令和 6 年度予算案 (2023.12.22、2024.1.16 変更)

- ▶ 12 月 22 日、令和 6 年度予算案が閣議決定された。その後、令和 6 年 1 月 1 日に発生した令和 6 年能登半島地震を受け、政府は予備費を増額するために予算案の変更を 1 月 16 日に閣議決定した（令和 6 年度予算の一般予備費は、令和 6 年能登半島地震の復旧・復興のフェーズ等に応じ切れ目なく機動的な対応が可能となるよう 5 年度予算から 5,000 億円増額して 1 兆円を計上）
- ▶ 「物価に負けない賃上げの実現に向けた経費」「こども未来戦略に基づく加速化プランの迅速な実施のための経費」「安全保障環境等への的確な対応や防衛力の強化のための経費」「デジタルを活用し地域活性化や公的サービスの効率化等を推進するための経費」「2050 カーボンニュートラルに向け、官民のグリーン・トランスフォーメーション投資を促進するための経費」等が盛り込まれ、一般会計の歳入歳出総額は、令和 5 年度に次いで過去 2 番目に大きい 112 兆 5717 億円となった。

令和 6 年度予算のポイント

歴史的な転換点の中、時代の変化に応じた先送りできない課題に挑戦し、変化の流れを掴み取る予算

経済（経済の好循環の起点となる賃上げの実現）

- 30年ぶりの経済の明るい兆しを経済の好循環につなげるには「物価に負けない賃上げ」の実現が必要。医療・福祉分野において率先した賃上げ姿勢を示す観点から、診療報酬、介護報酬、障害福祉サービス等報酬改定において、現場で働く幅広い方々の処遇改善として、令和 6 年度にベア 2.5%（医療従事者の場合定昇分を入れれば 4.0%）、令和 7 年度にベア 2.0%（同 3.5%）を実現するために必要な水準を措置。賃上げ促進税制の強化とあわせ、公的価格のあり方を見直し、処遇改善加算の仕組みを拡充することで、現場で働く方々の処遇改善に構造的につながる仕組みを構築（その他の関連施策は次頁）。

社会（構造的な変化と社会課題への対応）

【こども政策等】

- 少子化は我が国が直面する最大の危機であるとの認識の下、「こども未来戦略」に基づく「加速化プラン」をスピード感を持って実施。児童手当の抜本的拡充、高等教育費の負担軽減など経済的支援の強化とともに、幼児教育・保育の質の向上に取り組むほか、貧困・虐待防止、障害児支援など多様な支援ニーズへの対応を拡充。今後増加が見込まれる育休給付の財政基盤強化も実現（「加速化プラン」の計 3.6 兆円の拡充のうち 3/4 程度を令和 7 年度までに実施予定、その前提で令和 6 年度は約 3 割強を計上）。財源確保の取組として、改革工程に基づき、メリハリのある診療報酬改定や薬価制度の見直し、介護保険制度改革を実現。

【デジタル・GX】

- デジタルを活用し、地方の活性化や公的サービスの効率化等を推進するため、デジタル田園都市国家構想交付金（1,000 億円 + 令和 5 年度補正 735 億円）により、デジタル行財政改革の先行モデル的取組や、観光・農林水産業の振興等を支援。
- 2050 カーボンニュートラルに向け、官民の GX 投資を促進（エネルギー特会・令和 5 年度補正とあわせ 1.7 兆円規模）。

外交・安全保障

- 我が国周辺の厳しい安全保障環境はもとより、ウクライナ侵略・中東情勢等の激動する外交環境に対応するため、外交分野において、安全保障対応や邦人保護・危機管理の基盤を大幅強化（3,073 億円（対前年度 + 298 億円））し、同時に、統合防空ミサイル防衛や機動展開能力の向上等、防衛力を着実に強化（対前年度 + 1.1 兆円）。

令和 6 年能登半島地震への対応

- 令和 6 年 1 月 1 日に発生した能登半島地震で被災された方々の命を守り、生活・生業の再建をはじめ被災地の復旧・復興に至るまで切れ目なく対応できるよう、令和 6 年度の一般予備費について 5,000 億円を増額（一般予備費として計 1 兆円を計上）。

歳出の効率化

- 骨太方針に基づき、歳出改革の取組を継続し、歳出構造の更なる平時化を進める中で、新規国債発行を減額。（令和 5 年度（当初）：35.6 兆円 ⇒ 令和 6 年度：35.4 兆円）
（※ 歳出改革の対象となる経費のうち、社会保障関係費の伸びは +3,700 億円、社会保障関係費以外の伸びは +1,600 億円）

厚生労働省 令和 6 年度予算案（2023.12.22）

- ▶ 厚生労働省所管予算案(一般会計)は、33 兆 8,191 億円(前年度当初予算増減額+6,782 億円、前年度当初予算増減比+2.0%)で、①今後の人口動態・経済社会の変化を見据えた保健・医療・介護の構築、②構造的な人手不足に対応した労働市場改革の推進と多様な人材の活躍促進、③包摂社会の実現を大きな 3 つの柱として掲げている。

令和 6 年度 厚生労働省予算案における重点事項

＜診療報酬・薬価等改定、介護報酬改定、障害福祉サービス等報酬改定について＞

○ 物価高騰・賃金上昇、経営の状況、支え手が減少する中での人材確保の必要性、患者・利用者負担・保険料負担への影響を踏まえ、患者・利用者が必要なサービスが受けられるよう、必要な改定率を確保。

- ・ 診療報酬改定：+0.88%、薬価等改定：▲1.00%
- ・ 介護報酬改定：+1.59%
- ・ 障害福祉サービス等報酬改定：+1.12%

I. 今後の人口動態・経済社会の変化を見据えた保健・医療・介護の構築

＜医薬品等のイノベーションの推進＞

- ◆ 医薬品・医療機器等の実用化促進、安定供給、安全・信頼性の確保
- ◆ イノベーションの基盤構築の推進

＜医療・介護におけるDXの推進＞

- ◆ 医療・介護のイノベーションに向けたDXの推進

＜地域医療・介護の基盤強化の推進等＞

- ◆ 地域医療構想等の推進
- ◆ 地域包括ケアシステムの構築
- ◆ 救急・災害医療体制等の充実

＜健康づくり・予防・重症化予防、認知症施策の推進等＞

- ◆ 健康づくり・予防・重症化予防の推進
- ◆ 認知症施策の総合的な推進
- ◆ がん、肝炎、難病対策等の推進
- ◆ 歯科保健医療の推進
- ◆ 国際機関等を通じた国際貢献の推進・医療の国際展開
- ◆ 食の安全・安心の確保

＜感染症対策の推進・体制強化＞

- ◆ 次なる感染症に備えた体制強化

II. 構造的な人手不足に対応した労働市場改革の推進と多様な人材の活躍促進

＜最低賃金・賃金の引上げに向けた支援、非正規雇用労働者の処遇改善等＞

- ◆ 最低賃金・賃金の引上げに向けた中小・小規模企業等支援、非正規雇用労働者の正規化促進、雇用形態に関わらない公正な待遇の確保

＜リ・スキリング、労働移動の円滑化等の推進＞

- ◆ リ・スキリングによる能力向上支援
- ◆ 個々の企業の実態に応じた職務給の導入
- ◆ 成長分野等への労働移動の円滑化、人材確保の支援

＜多様な人材の活躍と魅力ある職場づくり＞

- ◆ フリーランスの就業環境の整備
- ◆ 「多様な正社員」制度の普及促進、ワーク・ライフ・バランスの促進
- ◆ ハラスメント防止対策、働く方の相談支援の充実、働く環境改善等支援
- ◆ 仕事と育児・介護の両立支援
- ◆ 多様な人材の就労・社会参加の促進
- ◆ 就職氷河期世代、多様な課題を抱える若年者・新規学卒者の支援

III. 包摂社会の実現

＜地域共生社会の実現等＞

- ◆ 重層的支援体制の整備の促進
- ◆ 生活困窮者自立支援等の推進
- ◆ 障害者支援の促進、依存症対策の推進
- ◆ 成年後見制度の利用促進、権利擁護支援の推進
- ◆ 困難な問題を抱える女性への支援
- ◆ 自殺総合対策の推進、ひきこもり支援の推進

＜戦没者遺骨収集、年金、被災地支援等＞

- ◆ 戦没者遺骨収集等の推進・体制整備
- ◆ 安心できる年金制度の確立
- ◆ 被災者・被災施設の支援等

3

令和 6 年度 厚生労働省予算案の全体像

(単位：億円)

区 分	令和 5 年度 予算額 (A) (※1)	令和 6 年度 予算案 (B)	増 △ 減 額 (C) (B - A)	増 △ 減 率 (C / A)
一 般 会 計	331,408 (※2)	338,191 (※3)	6,782	2.0%
社会保険関係費 (※4)	328,312	335,046	6,734 (※5)	2.1%
その他の経費	3,096	3,145	49	1.6%
労働保険特別会計	45,822	41,725	▲4,097	▲8.9%
年金特別会計 (子ども・子育て支援勘定を除く)	702,354	727,084	24,730	3.5%
東日本大震災復興 特別会計	83 (※6)	76	▲6	▲7.8%

こども家庭庁 令和6年度予算案（2023.12.22）

- ▶ こども家庭庁の令和6年度予算は、「こども未来戦略」に基づくこども・子育て政策の抜本的な強化に向け、一般会計で4兆1457億円、特別会計も含めて5兆2832億円が計上された。前年度比で4,728億円の増加（+10%）。これに育児休業給付の令和4年度からの増分を加えた額は、令和4年度のこども家庭庁予算（4.7兆円）との比較で0.7兆円の増加（+15%）。

令和6年度 こども家庭庁予算の全体像

- ▶ 令和6年度のこども家庭庁予算は、「こども未来戦略」に基づくこども・子育て政策の抜本的な強化に向け、大きな一歩を踏み出す予算。
- ▶ 一般会計と特別会計の合計は、前年度比0.5兆円増（+10%）の5.3兆円。
- ▶ これに育児休業給付の令和4年度からの増分を加えた額は、令和4年度のこども家庭庁予算（4.7兆円）との比較で0.7兆円の増加（+15%）。

（注）労働保険特別会計の雇用勘定の育児休業給付は、2025年度に、こども家庭庁の下に創設されるこども・子育て支援特別会計（仮称）に統合。

（参考）こども未来戦略（令和5年12月22日閣議決定）（抄）

Ⅲ-3. こども・子育て予算倍増に向けた大枠

○ また、「加速化プラン」を実施することにより、国のこども家庭庁予算（2022年度4.7兆円）は約5割増加すると見込まれる。

区 分	令和5年度予算	令和6年度予算	対前年度比
一 般 会 計	39,691億円	41,457億円	+1,766億円
年金特別会計 子ども・子育て支援勘定（注1）	8,413 億円	11,375億円	+2,962億円
合 計	48,104億円	52,832億円	+4,728億円

（参考）

育児休業給付 （労働保険特別会計雇用勘定）	7,625億円	8,555億円	+931億円
--------------------------	---------	---------	--------

令和6年度 こども家庭庁関連予算のポイント

1. こどもの視点に立った司令塔機能の発揮

（1）こどもまんなか社会の実現 6億円（5億円）

- ▶ こども・若者の意見聴取と政策への反映
- ▶ こども・子育てにやさしい社会づくりのための意識改革
- ▶ こども政策DX推進体制強化事業

2. 結婚・妊娠・出産・子育てに夢や希望を感じられる社会の実現、少子化の克服

（1）地域の実情や課題に応じた少子化対策 10億円（10億円）

- ▶ 地域少子化対策重点推進交付金

（2）妊娠期から子育て期の包括的な切れ目のない支援 786億円（532億円）

- ▶ 妊娠時から出産・子育てまで一貫した伴走型相談支援と経済的支援の着実な実施（出産・子育て応援交付金）
- ▶ 産後ケア事業の実施体制の強化
- ▶ 基礎疾患のある妊産婦等への妊娠と薬に関する相談支援

（3）高等教育の無償化 5,438億円（5,311億円）

- ▶ 高等教育の修学支援新制度の実施

3. 全てのこどもに、健やかで安全・安心に成長できる環境を提供する

（1）総合的な子育て支援 3兆8,169億円（3兆4,115億円）

- ▶ 児童手当の抜本的拡充
- ▶ 4・5歳児の職員配置基準の改善
- ▶ 保育士等の処遇改善
- ▶ 保育の受け皿整備・保育人材の確保

（注）デジタル庁一括計上予算を含む。

計数は令和6年度当初予算案、（ ）内は令和5年度当初予算額

（2）地域の子ども・子育て支援 2,284億円の内数（2,073億円の内数）

- ▶ 放課後児童クラブの受け皿整備の推進
- ▶ 放課後児童クラブの常勤職員配置の改善
- ▶ 病児保育の基本単価分の引上げ
- ▶ 「こども家庭センター」の全国展開に向けた取組

4. 成育環境にかかわらず誰一人取り残すことなく健やかな成長を保障する

（1）こどもの貧困対策・ひとり親家庭の自立促進等 1,673億円（1,665億円）

- ▶ 児童扶養手当の拡充（所得制限の見直し、多子加算の増額）
- ▶ 児童扶養手当の受給に連動した支援策の要件緩和
- ▶ ひとり親家庭の就業支援・自立支援の強化
- ▶ 養育費確保支援の強化

（2）児童虐待防止・社会的養護・ヤングケアラー支援等 3,829億円の内数（3,538億円の内数）

- ▶ 「こども家庭センター」の全国展開に向けた取組（再掲）
- ▶ 一時保護施設や児童養護施設等の環境改善
- ▶ こども若者シェルターの確保による相談支援等の実施
- ▶ 家庭養育環境を確保するための里親委託等の推進
- ▶ 支援につながってこなかった虐待経験を持つ若者等への支援
- ▶ ヤングケアラー相談支援体制の充実

（3）障害児・医療的ケア児支援等 4,989億円の内数（4,813億円の内数）

- ▶ 質の高い支援の提供
- ▶ 地域社会の参加・包摂の推進
- ▶ 地域の支援体制の強化

（4）こどもの自殺対策 0.6億円（0億円）

- ▶ 「こどもの自殺対策強化プラン」に基づく取組の推進

- ▶ 令和 6 年度予算における加速化プランの主な施策は以下のとおりであり、同プランによる令和 6 年度までの充実額は累計 0.8 兆円程度（国・地方の事業費ベースで 1.1 兆円程度）。

令和 6 年度予算における加速化プランの主な施策

- ▶ 令和 6 年度予算における加速化プランの主な施策は以下のとおりであり、同プランによる令和 6 年度までの充実額は累計 0.8 兆円程度（国・地方の事業費ベースで 1.1 兆円程度）。

（注）他省庁分を加えると国・地方の事業費ベースで 1.3 兆円程度。

主な施策	令和 6 年度予算額（対前年度比）
①児童手当の抜本的拡充 ・所得制限の撤廃、高校生年代への支給対象拡大、第 3 子以降 3 万円	・児童手当等交付金 1兆5,246億円（+3,047億円）
②出産・子育て応援交付金（経済的支援） ・妊娠届時 5 万円相当、出産届時 5 万円相当の経済的支援（委託費含む）	・出産・子育て応援交付金 624億円（+254億円）
③出産・子育て応援交付金（伴走型相談支援） ・妊娠から出産・子育てまで、身近な場所で相談に応じ、ニーズに応じた支援につなげる	
④高等教育費の負担軽減 ・対象を多子世帯や理工農系の学生等の中間層（世帯年収約 600 万円）に拡大	・大学等修学支援費 5,438億円（+127億円）
⑤4・5 歳児の職員配置基準の改善 ・30 対 1 から 25 対 1 への改善を図り、それに対応する加算措置を設ける	・子どものための教育・保育給付交付金 1兆6,617億円（+669億円）
⑥保育士等の処遇改善 ・令和 5 年人事院勧告を踏まえた対応を実施（人件費の改定率は +5.2%）	
⑦放課後児童クラブの常勤職員配置の改善 ・常勤の放課後児童支援員を 2 名以上配置した場合の補助基準額を創設	・子ども・子育て支援交付金 2,074億円（+228億円）
⑧多様な支援ニーズへの対応 ・こどもの貧困対策・ひとり親家庭の自立促進 ・児童虐待防止・社会的養護・ヤングケアラー等支援 ・障害児支援、医療的ケア児支援等	・児童扶養手当 1,493億円（+7億円） ・児童保護費負担金 1,438億円（+90億円） ・障害児入所給付費等負担金 4,690億円（+207億円） 等

（注 1）予算額は一般会計と特別会計の合計。

（注 2）加速化プランによる充実額は上記の内数。

（注 3）他省庁分としては、多様な支援ニーズへの対応の厚労省計上分（こどもの補装具費支給制度等）、育休給付の増等がある。

2

内閣府防災 令和 6 年度予算案（2023.12.22）

- ▶ 令和 6 年度内閣府防災予算案は、73 億円で、裁量的経費は約 36 億円（対前年度 6 億円増、うちシステム関係で 5 億円増）、災害救助費等負担金などの義務的経費は約 37 億円（対前年度同額）となっている。予算のポイントは以下のとおり。※（ ）は、5 年度当初予算額

①地震・火山・風水害等への対応の強化

- 首都直下地震対策の見直しに向けた検討

【R5 補正:2,100 万円、R6 予算案:1.68 億円(8,500 万円)】

- 改正活火山法を踏まえた火山防災対策の強化と普及啓発

【R5 補正:2,700 万円、R6 予算案:6,600 万円(3,400 万円)】

②防災デジタルプラットフォームの構築など防災DXの推進

- 防災デジタルプラットフォームの構築（次期総合防災情報システムの運用・整備等を含む）

【R5 補正:9.4 億円、R6 予算案:7.61 億円(2.6 億円)】

※次期総合防災情報システムの運用開始に伴う増額

③被災者支援の充実・強化

- 災害中間支援組織の育成等を通じた官民連携体制の整備・強化

【R5 補正:3,500 万円、R6 予算案:6,700 万円(8,600 万円)】

※R5 補正予算にて 3500 万円を確保し、R6 当初要求分を前倒し実施

- 個別避難計画・災害ケースマネジメントの取組の推進

【R5 補正:800 万円、R6 予算案:3,900 万円(3,800 万円)】

④防災を担う人材の育成など防災体制の充実・強化

- 防災スペシャリストの養成など防災人材育成に向けた有明の丘研修等の充実

【R6 予算案:1.01 億円(6,800 万円)】

⑤国際防災協力の推進

- 「仙台防災枠組」後半期の推進加速化と戦略的な海外展開の支援

【R6 予算案:2.51 億円(2.36 億円)】

令和6年度 内閣府防災部門 予算案総括表

(単位:百万円)

区 分 (主要事項名)	5年度 予算額	6年度 予算案	対前年度 増△減額	令和6年度 修正予算
○ 災害予防	830	893	63	94
地震対策の推進	174	224	50	21
火山災害対策の推進	158	158	0	8
土砂災害・水害等の災害時における避難対策等の推進	62	46	△ 7	0
防災計画の充実のための取組推進	8	15	7	0
社会全体としての事業継続体制の構築推進	37	39	1	0
防災を担う人材の育成、訓練の充実	191	220	29	0
実践的な防災行動定着に向けた国民運動の推進	106	109	3	30
官民連携による被災者支援体制整備等	103	83	△ 20	35
○ 災害応急対応	1,384	1,893	509	1,124
災害対応におけるデジタル化の推進等	346	816	470	943
南海トラフ地震等に関する応急対策活動の具体計画の実効性検証	20	21	1	0
中央防災無線網の整備・維持管理等	935	965	19	148
立川・有明の丘・東扇島施設の維持管理等	82	101	19	33
○ 災害復旧・復興	377	367	△ 10	83
被災者支援の推進	86	80	△ 6	83
復興対策の推進	40	36	△ 4	0
特定地震防災対策施設運営費補助金	251	251	0	0
○ その他	410	438	28	0
国際関係経費	236	251	15	0
一般事務処理経費等	174	187	13	0
合 計	3,001	3,591	590	1,302

※デジタル庁に一部計上される総合防災情報システムの運用等(8.0億円)が含まれる。

■ 災害救助等に係る負担金・補助金

	5年度 予算額	6年度 予算案	対前年度 増△減額	令和6年度 修正予算
災害救助費等負担金	2,840	2,840	0	944
災害弔慰金等負担金	140	140	0	0
災害援護貸付金	150	150	0	143
被災者生活再建支援金補助金	600	600	0	1,857
合 計	3,730	3,730	0	2,943

※復興庁が一部計上(東日本大震災分)として、災害救助費等負担金等(4.6億円)及び被災者生活再建支援金補助金(11.9億円)を算出、要求している。

予算案 合 計	6,731	7,321	590	4,245
---------	-------	-------	-----	-------

11. 災害対策

<会議>

避難生活の環境変化に対応した支援の実施に関する検討会

◇第6回(2023.12.22)

- ▶ 12月22日、内閣府は第6回避難生活の環境変化に対応した支援の実施に関する検討会(座長:阪本真由美 兵庫県立大学教授)を開催し、①デジタル技術の利活用及び状況把握、②避難所以外の避難者等の支援の枠組み、③避難所以外の支援拠点のあり方について協議が行われた。
- ▶ 「デジタル技術の利活用及び状況把握」では、
 - 避難所以外の避難者等の支援について、デジタル技術の利活用等により、効率的に実施できる部分をどのように考えるか。
 - 自治体がデジタル技術や個人情報の利活用を進めるに当たっての課題をどのように考えるか。
 - 状況把握における標準の項目について
 - 個人情報の利用目的・提供の範囲についてという論点が提示された。
- ▶ 「避難所以外の避難者等の支援の枠組み」では、自治体内の連携や様々な民間団体との連携をどのように考えるか(国・都道府県・市町村の役割分担、自治体の関係部局間の連携体制、官民の連携体制に)といった論点が提示されている。これまでは避難所に、物資支援、健康管理や福祉的支援を行ってきたおり、避難所を地域の拠点として、避難所以外の避難者等についても支援を行ってきたが、今後は「場所(避難所)の支援から人(避難者等)の支援へ」の考え方の転換を進めるために、支援体制についても検討が必要としている。
- ▶ 「避難所以外の支援拠点のあり方」では、①支援拠点についてどのように考えるか(支援拠点で実施する支援、支援拠点となりうる場所・施設)、②支援拠点の具体的な運営方法についてどのように考えるか(支援拠点の運営主体と行政の連携の枠組み、発災時の支援拠点の運営に当たって留意すべき事項)という論点が提示された。会議資料では、支援拠点を災害時に速やかに開設し、適切に支援物資や支援情報を避難者等に届けるためには、事前に地域において支援拠点の設置や支援内容等を検討し、住民への周知や訓練を実施するなど、地域が主体となり、平時から取組を行うことが重要といった考え方が示されている。

<通知・公表>

被災者の生活と生業(なりわい)支援のためのパッケージ

- ▶ 1月25日、令和6年能登半島地震非常災害対策本部は、「被災者の生活と生業支援のためのパッケージ」をとりまとめ、公表した。
- ▶ 「被災者の生活と生業支援のためのパッケージ」では、施策を実行するために必要となる財政措置については、令和5年度・6年度の予備費を活用し、復旧・復興の段階に合わせて、数次にわたって機動的・弾力的に手当てする、被災地の声にしっかりと耳を傾けながら、「被災地・被災者の立場に立って、できることはすべてやる」という決意で、被災者の生活と生業(なりわい)の再建支援に全力で取り組むといったことを基本方針に記載している。

被災者の生活と生業(なりわい)支援のためのパッケージ

令和6年1月25日
令和6年能登半島地震非常災害対策本部

基本方針

- 能登地方を震源とする最大震度7の地震により、広い範囲にわたって甚大な被害が生じた。政府は発災直後から、警察、消防、自衛隊を被災地に派遣し、救命救助、捜索活動に当たるとともに、現地対策本部を設置して、道路の啓開やプッシュ型支援等による物資の支援など政府一体となって災害応急対策に取り組んできたが、今なお多くの方が厳しい避難生活を余儀なくされている。
- 「先が見えない」という現地の皆様の不安に応えるとともに、被災された方々が再び住み慣れた土地に戻って来られるよう、そして、一日も早く元の平穏な生活を取り戻すことができるよう、ここに、緊急に対応すべき施策を「被災者の生活と生業(なりわい)支援のためのパッケージ」として取りまとめた。
- 施策を実行するために必要となる財政措置については、令和5年度・6年度の予備費を活用し、復旧・復興の段階に合わせて、数次にわたって機動的・弾力的に手当てする。
- 被災地の声にしっかりと耳を傾けながら、「被災地・被災者の立場に立て、できることはすべてやる」という決意で、被災者の生活と生業(なりわい)の再建支援に全力で取り組む。

緊急対応策(主なもの)

(1) 生活の再建

被災地の方々の命と健康を守るため、避難所等における生活環境の改善を図るとともに、住み慣れた土地に再び戻って来ることができるよう、(3)の道路、水道、学校施設等の復旧とあわせて、住まいの確保を図る。

○避難所等における生活環境の改善

- ・必要物資の支援(被災地のニーズに応じ、プッシュ型からプル型に移行)

○命と健康を守るためのホテル・旅館等への二次避難

- ・利用額の基準を特例的に引き上げ(7,000円⇒10,000円)

○要配慮者等にきめ細かく対応

- ・福祉タクシー、高齢者施設等の活用
- ・介護職員等の応援派遣やDMAT、DWAT等と連携し、医療・介護・福祉ニーズに対応
- ・保育所、学校等に関する情報の提供
- ・孤立集落からの避難、被災地と二次避難所間の交通の確保
- ・被災地における防犯カメラの設置、パトロール強化等の防犯対策

○住み慣れた土地に戻るための住まいの確保

- ・罹災証明書の早期交付のため被害認定調査の簡素化・人的支援
- ・住宅の応急修理に対する支援
- ・倒壊家屋の解体・撤去支援、災害廃棄物の処理の円滑化
 - ・全壊家屋に加え、特例的に半壊家屋も解体支援(自己負担ゼロ)
 - ・所有者不明家屋の解体について民法の新制度(所有者不明建物管理制度)等の積極的活用
- ・被災者ニーズに応じた応急仮設住宅の供与等
 - ・プレハブ仮設等に加え、地域型の木造仮設住宅の活用
- ・自力での再建・補修等を支援
 - ・被災者生活再建支援金(最大300万円)の迅速な支給

○切れ目のない被災者支援

- ・見守り・相談などにより被災者に寄り添って支援
 - ・在宅高齢者等への戸別訪問
 - ・仮設住宅に入居する被災者等の見守り・相談支援等
- ・医療・介護等の自己負担・保険料の減免
- ・通園・通学支援、学習・就学支援(学びを継続するための環境整備等)、心のケア等
- ・特定非常災害への指定(運転免許証の有効期間の延長等)
- ・インターネット上の偽情報・誤情報対策

○金融支援・税制上の対応等

- ・預金通帳を紛失した場合の柔軟な対応
- ・保険金支払い等の迅速化
- ・生活福祉資金貸付の貸付対象を被災世帯に拡大・貸付要件の緩和等
- ・国税・地方税の申告・納付等の期限の延長等
- ・雑損控除の前倒し適用等(与党税調の検討の結果を踏まえ、適切に措置)
- ・住民税全額免除水準の場合の物価高対策支援(10万円給付+こども加算)の適用

○地方公共団体における様々な復旧需要を的確に把握し、適宜に地方対策措置

(2) 生業の再建

地域経済を支える中小・小規模事業者、農林水産業、伝統産業、観光業における、雇用の維持や事業継続の支援を厚く講じ、持続可能な地域経済の再生を図る。

○中小・小規模事業者の支援

- ・施設等の復旧に支援(なりわい再建支援事業(補助率3/4等、最大3億円又は15億円))
 - ※多額被災事業者は、石川:最大5億円、高山・福井・新潟:最大1億円までは別途補助可
- ・小規模事業者の販路開拓支援(災害支援等(補助率2/3等、最大200万円))
- ・商店街の再生支援(アーケード・街路灯等の復旧、廃材の再利用支援)
- ・伝統産業の事業継続に必要な道具や原料の確保等、迅速な事業再開の検討
- ・コロナ禍対応資金貸付制度(リスケ時の返済軽減など、劣後ローンにおける金利優遇措置、二重債務免除への対応等)
- ・資金繰り支援(日本政策金融公庫:別枠3億円、金利0.96%以下(上限・期間あり)等)
- ・能登半島産品の販売促進支援(特設サイト、販促イベント)

○農林漁業者の支援

- ・被災した農業用機械等の再建支援(農業用機械、農業用ハウス・畜舎、共同利用施設、木材加工施設等、特用林産品調製施設等の再建・修繕への支援(補助率1/2等))
- ・営農再開に向けた支援(種子・種苗等の供給確保、繁殖用牛・豚の再導入等)や、被災農家等の柔軟な雇用による人手の確保
- ・被災農林漁業者の資金繰り支援(貸付当初5年間の実質無利子化等)
- ・景観にも配慮した棚田の復旧や観光とも連携した持続可能な里山づくり
- ・漁船等の復旧、漁場環境の回復への支援や、地域の将来ビジョンの下での里海資源を活かした海産物振興等

○観光復興に向けた支援

- ・風評対策として、観光地や交通機関の現状に関する正確な情報の発信、観光プロモーションの重点的実施(2〜3月)。
- ・「北陸に観光」(3〜4月、補助率50%、最大20,000円/泊)。能登地域については、復興状況を見ながら、より厚手な旅行需要喚起策を検討。
- ・ふるさと納税の積極的な活用による特産品販売、旅行等の促進
- ・観光関連事業者の支援(なりわい再建支援事業等の活用)(再掲)
- ・能登地域の観光拠点・観光資源の再生に向けて、観光地の復旧計画の策定・実行支援、まちづくり支援、コンテンツ造成の支援等。

○地域の雇用対策等

- ・雇用調整助成金の助成率引上げ(中小企業2/3⇒4/5、大企業1/2⇒2/3)、支給日数延長(100日/年⇒300日/年)等
- ・災害によって事業所が休止した場合等にも雇用保険の失業手当支給

(3) 災害復旧等

国の権限代行等により公共土木施設等の迅速な災害復旧等を推進し、将来に希望を持てる復興まちづくりを推進する。

○迅速な災害復旧

- ・公共土木施設等
 - ・激甚災害(本態)への指定、公共土木施設(道路・河川等)や農林水産業施設等の災害復旧等
 - ・大規模災害復興法に基づく非常災害への指定
 - ・国による権限代行等(災害復旧工事等:道路(能越自動車道)、河川・砂防(河原田川)、港湾、漁港等)
 - ・能登空港、のり鉄道等の早期復旧(道路管理者など関係者との連携も確保)
 - ・TEC-FORCE、MAFF-SAT等による人的・技術的支援
- ・公共・公益施設等
 - ・医療施設、水道施設、学校施設、社会教育施設、社会福祉施設、文化財、放送・通信設備等の災害復旧
 - ※水道は4月以降に引き上げる補助率の前倒し適用、上下水道一体での早期復旧の推進
 - ※全国の地方公共団体からの技術者派遣、関係団体と連携した支援体制の構築

○復興まちづくり

- ・復興まちづくりの計画策定に向けた調査支援、国・URなどの支援体制確保
- ・公共施設と隣接地地等の一体的な液状化対策

○令和6年能登半島地震についての緊急調査

12. その他

<会議>

住宅確保要配慮者に対する居住支援機能等のあり方に関する検討会

◇第5回（2023.12.5）

- ▶ 厚生労働省、国土交通省、法務省は12月5日に最終回となる「第5回住宅確保要配慮者に対する居住支援機能等のあり方に関する検討会」を開催した。
- ▶ 今回は、住宅確保要配慮者の居住支援機能等に関する中間とりまとめ案が示され、協議が行われた。
- ▶ 中間とりまとめ案では、「市区町村において、住宅部局・福祉部局等が主体的に連携し、地域の関係者のプラットフォームの機能を果たす居住支援協議会の積極的な設置を推進する必要がある」と明記されるとともに、元々は令和6年度までとされていた居住支援法人の補助金について、令和10年度まで延長されることとなった。
- ▶ また、今後の取組として「賃貸人と居住支援法人等が連携し、安否確認や緩やかな見守りなどのサポートを行う住宅の提供について、地域のニーズ・状況に対応するための制度を創設するなどの新たな仕組みを講じるとともに、そうした住宅の普及のための方策を検討する必要がある。」といった文言や、家賃債務保証について「特に、複合的な課題を抱えているサポートの必要性が高い住宅確保要配慮者が、家賃債務保証を利用できないことによって入居できないことがないよう、家賃債務保証を円滑に利用できる枠組みを検討する必要がある。その際、家賃債務保証会社の適切な経営・運営のために必要な方策も検討すべきである。」といった文言等が追加された。
- ▶ 福祉施設の活用に関しては、「住宅確保要配慮者の緊急一時的な支援やニーズに応じた住まいの確保のため、地域の実情に応じて、養護老人ホーム等の社会福祉施設の積極的な活用を検討することも必要である」と記載された。

住宅確保要配慮者に対する居住支援機能等のあり方に関する検討会 中間とりまとめ（案）の概要

第5回検討会（R5.12.5）資料
中間とりまとめ（案）を基に作成

今後の議論等によっては変更の可能性がある。

現状・課題

住宅確保要配慮者（賃借人）を取り巻く現状・課題

- 人口減少が進む一方、高齢者（特に75歳以上）は増加。単身の高齢者は2030年には800万世帯に迫る見通し
※75才以上人口 約1,613万人（2015年）→ 約2,288万人（2030年推計）
- 住宅確保要配慮者（以下「要配慮者」）は、住宅に困っているだけでなく複合的な課題を抱えている場合が多い。

大家（賃貸人）を取り巻く現状・課題

- 要配慮者の孤独死等への不安から、一定割合が拒否感を有している。
※高齢者、障害者に対する大家の入居拒否感：約7割
※高齢者の入居拒否の理由：居室内での死亡事故等への不安が約9割
- 民間賃貸住宅の空き家は増加傾向。民間ストックは単身世帯向けの比較的小さいものが多い。
※空き家数は 約849万戸。そのうち賃貸用空き家は 約433万戸
※住戸面積30㎡未満の民間賃貸住宅は約32%（公営住宅は1%）

現行の住宅セーフティネット制度の現状・課題

- ・居住支援法人716法人 ・居住支援協議会 132協議会 うち、都道府県47（100%）市区町村90（5%）
- ・要配慮者専用の住宅やすぐに入居できる住宅が少ない（登録住宅約87万戸うち専用住宅5,357戸、登録住宅の空室率2.3%）
- ・登録住宅に低家賃の物件が少ない（家賃5万円未満は19%（東京都1%））

基本的な方向性

要配慮者が賃貸住宅に円滑に入居するための市場環境の整備

「住宅」と「福祉」が緊密に連携し、行政が積極的に関与しつつ相談から入居前、入居中、退居時までの一貫した総合的・包括的な支援体制を構築。居住支援法人の効果的な活用。

賃貸住宅の空き家・空き室が相当数あることを踏まえ、賃貸人の不安を解消しつつ住宅ストックを積極的に活用

今後の取組（検討事項）

- ①居住支援の充実 ②大家（賃貸人）が住宅を提供しやすい市場環境の整備
- ③住宅確保要配慮者のニーズに対応した住宅等の確保方策 ④地域における住宅・福祉・司法と連携した居住支援の体制づくり

⇒具体的な検討事項は次ページ

今後に向けて

住宅セーフティネットの機能を一層強化するため、多様な主体が協働して取り組む仕組みの構築や、制度の充実・見直し、補助、税制等幅広い方策について検討を進め、可能な限り早期に実施するよう、国土交通省、厚生労働省、法務省が連携して取り組むべきである。

今後の取組（具体的な検討事項）

① 住宅確保要配慮者（賃借人）への居住支援の充実

- 住宅部局と福祉部局の連携による総合的で地域に密着したハード、ソフトに関する情報提供・相談体制の構築・充実。入居前から退居時（死亡時含む）まで切れ目なく対応する体制を整備（居住支援協議会を積極的に活用）
- その際、福祉・住宅相談窓口等における住まいに関する相談・支援機能の強化・明確化
- 居住支援法人が安定的に地域で必要な取組を行うための仕組み（サブリース事業の円滑な実施を含む）
- 居住支援法人等が緩やかな見守りを行い、必要な福祉サービスにつなぐなど、伴走型のサポートを行う新たな住宅の仕組みの構築

② 大家（賃貸人）が住宅を提供しやすい市場環境の整備

- 要配慮者に対する家賃債務保証制度の充実、緊急連絡先が確保できないなどの課題への対応
- 生活保護受給者への住宅扶助の代理納付の原則化
- 居住支援法人の関与など、孤独死した場合の残置物処理等の負担を軽減できる仕組み
- 終身建物賃貸借（死亡時に借家権が相続されない賃貸借）の対象住宅の拡大や事務手続きの簡素化
- 賃貸人が安心して住宅を提供できるよう、安否確認や見守りなどの入居中のサポートの充実

③ 住宅確保要配慮者のニーズに対応した住宅等の確保方策

- セーフティネット住宅の居住水準の見直し、改修費への支援の柔軟な運用等
- 公営住宅等の公的賃貸住宅との役割分担と公的賃貸住宅ストック等の積極的活用
- 住宅だけではなく、地域における居場所（いわゆるサードプレイス）づくりの取組の推進

④ 地域における住宅・福祉・司法と連携した居住支援の体制づくり

- 基礎自治体レベルで関係者が連携し、各種制度や地域の取組・資源を活用した総合的・包括的な体制整備を図るため、市区町村における居住支援協議会の設置の更なる推進
- 一人一人の様々な状況・課題に合わせた必要な支援を適切にコーディネートするための体制
- 刑務所出所者等への見守り等の支援による賃貸人の理解と協力の拡大

9

- ▶ 今後、「全世代型社会保障構築を目指す改革の道筋（改革工程）」にも「住まい支援の強化に向けた制度改正」が盛り込まれていることもあり、住宅セーフティネット法、生活困窮者自立支援法の改正が進められる。

持続可能な保護司制度の確立に向けた検討会

◇第 6 回（2023.12.21）

- ▶ 12 月 21 日、法務省は「第 6 回持続可能な保護司制度の確立に向けた検討会」を開催し、保護司の使命等について協議を行った。資料では主な論点について以下のように記載がされている。
 - 保護司の使命については、「地域社会の浄化」などの文言が時代にそぐわず伝わりにくいといった意見や保護司の実際の活動と乖離が生じているといった意見があり、保護司は、改善更生を助けることによって再犯防止にも貢献していること、世論の啓発以外にも犯罪の予防に関する活動を行っていること、地域社会を構成する一員として安全で安心して暮らせる社会の実現に寄与していることなどを念頭に、更生保護法制全体との調和にも配慮した上、保護司の使命の内容がこれからの時代を見据えたものとなるよう見直しを検討すること。
 - 保護司の定数は、全国を通じて、5 万 2500 人を超えないものとするが人口減少や高齢化、保護観察等事件数の減少を踏まえ、定数を見直すべきではないかなどの意見がある一方で、保護観察等事件数が減少して処遇活動の機会が少なくなり地域活動の比重が増しており、地域活動には組織力として一定程度の規模が必要であることから定数は維持すべきであるなどの意見があることから、引き続き全国の定数は維持しつつも、保護司適任者の確保に当たっては、適格性を担保する観点から、定数の充足率のみにとらわれることなく、柔軟に運用すること。ただし、保護区ごとの保護司の定数については、地域の事情や保護司会の意向を勘案して、適時適切に見直すこと。

- 保護司の任期は、2年とされているが保護司に委嘱されてから処遇活動や地域活動といった保護司活動を経験・理解する機会を通じて保護司として育てていくことが大切であるため短いといった意見がある一方、あまりに長期の任期とすることは、保護司のなり手確保を困難にしかねないといった意見があることを踏まえ、特に多忙とされるいわゆる現役世代にとって、保護司に委嘱後、任期中に保護司活動を理解・経験する機会が増えることで、長く保護司活動を継続していく意欲を喚起することができるのに十分な期間を確保するという観点から、任期の見直しを検討すること。
- 地方公共団体においても再犯の防止等に関する施策に取り組んでいること、保護司活動と当該地方公共団体の取組は密接に関連していること、保護司からは公共施設内での更生保護サポートセンターの開設や幅広い保護司候補者の推薦などについて、地方公共団体の更なる協力を求める意見があることを踏まえ、保護司法第8条の2(職務の遂行)第3号や保護司法第17条(地方公共団体の協力)の見直しについて検討すること。

<通知・公表>

令和4年度福祉行政報告例の概況(2024.1.26)

- ▶ 1月26日、厚生労働省は令和4年度福祉行政報告例の概況を公表した。
 - ▶ 主な内容は以下の通り(令和4年度末時点の数値)
- 社会福祉法人数は21,074法人で、前年度に比べ53法人(0.3%)増加した。

表9 社会福祉法人数の年次推移

(単位：法人)						各年度末現在	
	平成30年度 (2018)	令和元年度 (‘19)	2年度 (‘20)	3年度 (‘21)	4年度 (‘22)	対前年度	
						増減数	増減率(%)
総数	20 872	20 933	20 985	21 021	21 074	53	0.3
社会福祉協議会	1 900	1 893	1 880	1 879	1 872	△ 7	△ 0.4
共同募金会	47	47	48	48	48	-	-
社会福祉事業団	126	126	126	126	126	-	-
施設経営法人	18 417	18 345	18 392	18 390	18 441	51	0.3
その他	382	522	539	578	587	9	1.6

注：厚生労働大臣所管分については、報告に含まれていない。

- 老人ホームの施設数は、13,823施設で前年度に比べ79施設(0.6%)増加し、定員は815,159人で前年度に比べ5,724人(0.7%)増加した。
- 民生委員・児童委員の数は、227,426人で、前年度に比べ3,685人(1.6%)減少している。
- 民生委員が処理した相談・支援延べ件数は4,913,501件で、前年度に比べ82,598件(1.7%)減少し、その他の活動延べ件数は21,169,009件で、前年度に比べ2,359,424件(12.5%)増加した。また、訪問延回数33,289,774回で、前年度に比べ386,391回(1.2%)増加した。
- 身体障害者手帳交付台帳登録数は4,842,344人で、前年度に比べ67,754人(1.4%)減少した。
- 療育手帳交付台帳登録数は1,249,939人で、前年度に比べ36,876人(3.0%)増加した。
- 婦人相談所及び婦人相談員における相談の受付件数は323,112件で、前年度に比べ12,810件(4.1%)増加した。
- 老人クラブ数は81,579クラブで、前年度に比べ4,226クラブ(4.9%)減少し、会員数は4,053,362人で、前年度に比べ333,871人(7.6%)減少している。

政策委員会構成組織一覧

都道府県・指定都市社会福祉協議会
市区町村社会福祉協議会〈地域福祉推進委員会〉
全国民生委員児童委員連合会
全国社会就労センター協議会
全国身体障害者施設協議会
全国保育協議会
全国保育士会
全国児童養護施設協議会
全国乳児福祉協議会
全国母子生活支援施設協議会
全国福祉医療施設協議会
全国救護施設協議会
全国地域包括・在宅介護支援センター協議会
全国ホームヘルパー協議会
日本福祉施設士会
全国社会福祉法人経営者協議会
障害関係団体連絡協議会
全国厚生事業団体連絡協議会
高齢者保健福祉団体連絡協議会
全国老人クラブ連合会

◇通巻「第 69 号」No.6 Ver.1◇

社会福祉法人 全国社会福祉協議会 政策委員会
作成・発行：政策企画部

社会福祉法人 全国社会福祉協議会

政策企画部

〒100-8980 東京都千代田区霞が関 3-3-2 新霞が関ビル

TEL. 03-3581-7889 FAX. 03-3580-5721

ホームページ : <http://zseisaku.net/>